

第三十二条の九 指定機関の役員を選任及び解任、定款の変更、利益金の処分、合併並びに解散の決議は、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

（役員解任）

第三十二条の十 通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、指定機関の業務を行う役員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は第三十二条の六第一項の認可を受けた業務の方法によらないで指定業務を行ったときは、これを解任することができる。

（監督命令）

第三十二条の十一 通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定機関に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十二条の十二 通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定機関からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、指定機関の事務所、事業所若

しくは倉庫に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（準用）

第三十二条の十三 第三十二条の規定は、指定機関の役員又は職員であつて、指定業務に従事するものに準用する。第三十三条の前に次の章名を加える。

第八章 雑則

第三十三条第二項中「部分以外の部分」の下に「及びこれ」を加え、同条に次の一項を加える。

- 3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、指定業務に関し指定機関が行う正当な行為には、適用しない。ただし、不正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

第三十四条第二項中「第五条の三第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十七条中「若しくは第二十一条」を「第二十一条、第三十七条中「若しくは第二十一条」を「第二十一条、

第二十八条第五項（第二十九条第二項、第三十条第三項又は第三十一条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条の三第一項」に改める。

第三十八条第一項中「第六条第一項若しくは第二項又は第十八条（第二十七条において準用する場合を含む。）を「第六条第一項（第十一条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第七条の二第三項（第十九条の四第三項において準用する場合を含む。）、第十一条第五項又は第二十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第十八条（第十九条の六又は第二十七条において準用する場合を含む。）に改め、同条第二項中「第六条第三項」の下に「又は第三十二条の十」を加える。

第三十九条第一項中「処分」の下に「又は第二十八条第五項（第二十九条第二項、第三十条第三項又は第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合、輸入組合若しくは輸出入組合がその事務の処理として行った行為」を加える。

「第七章 罰則」を「第九章 罰則」に改める。
第四十一条の次に次の二条を加える。

第四十一条の二 第二十八条第五項（第二十九条第二項、

輸出入取引法の一部を改正する法律（一五一）

第三十条第三項又は第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合、輸入組合若しくは輸出入組合の役員若しくは職員であつてその事務に従事するもの又は指定機関の役員若しくは職員であつて指定業務に従事するものが、その職務に関して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十一条の三 前条第一項に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。
第四十二条中「又は第二十八条第四項」を「若しくは第二十八条第四項」に改め、「命令」の下に「又は第三十二条の三第一項の規定」を加える。

輸出入取引法の一部を改正する法律（一五二）

第四十三条第四号中「第三十二条」の下に「第三十二条の十三において準用する場合を含む。」を加える。

第四十四条の次に次の一条を加える。

第四十四条の二 次の場合には、その行為をした指定機関

の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条の五第一項の許可を受けないで、指定業務以外の業務を行ったとき。

二 第三十二条の六第一項又は第三十二条の七第一項の認可を受けないで、指定業務を行ったとき。

三 第三十二条の八第一項の許可を受けないで、指定業務を休止し、又は廃止したとき。

第四十五条第三号中「又は第五十条の四」を「若しくは第五十条の四又は第三十二条の十二第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十五条の二 次の場合には、その行為をした指定機関

の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条の七第二項の規定に違反して、同項に掲げる書類を提出せず、又は不実の記載をしたその書類を提出したとき。

二 第三十二条の十二第一項の規定による報告をせず、

又は虚偽の報告をしたとき。

第四十六条の次に次の一条を加える。

第四十六条の二 指定機関が第三十二条の十一の規定による命令に違反した場合には、その行為をした指定機関の役員又は職員は、一万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五百一十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条第五十一号の二中「認可する」を「認可し、及びその物資に係る指定機関を監督する」に改める。

3 農林省設置法（昭和二十四年法律第五百十三号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第六号の六中「認可する」を「認可し、及びその物資に係る指定機関を監督する」に改める。

4 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五百十七号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第十四号の六の二中「認可する」を「認可し、及びその物資に係る指定機関を監督する」に改め

る。

第二十四条第一項第五号の三の二及び第二十七条第一項第十四号の三の二中「認可」の下に「及びその物資に係る指定機関の監督」を加える。

5 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十四号中「認可する」を「認可し、並びに指定機関を監督する」に改める。

有線放送電話に関する法律

（昭和三十三年六月一日）
法律第五百二十二号

（目的）

第一条 この法律は、有線放送電話業務の適正な運営を図ることによつて、有線電気通信に関する秩序の確立に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「有線放送電話役務」とは、有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百

有線放送電話に関する法律（一五二）

三十五号）第二条に規定する有線放送（以下単に「有線放送」という。）の業務を行うための有線電気通信設備及びこれに附置する送受話器その他の有線電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他これらの有線電気通信設備を他人の通信の用に供すること（有線放送たるものを除く。）をいう。

2 この法律で「有線放送電話業務」とは、有線放送電話役務を提供する業務をいう。

第三条 有線放送電話業務を行おうとする者は、郵政大臣の許可を受けなければならない。

第四条 郵政大臣は、前条の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その住民が社会的経済的に相互に比較的緊密な関係を有し、かつ、その相互間における電話による連絡が不便となつている地域を業務区域とするものであること。

二 その業務区域が同一の市町村内にあること。

七八五

有線放送電話に関する法律（一五二）

七八六

- 三 その業務及び当該有線放送の業務を営利を目的として行うものでないこと。
- 四 その業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。
- 五 その業務の用に供する設備にもつばら通話の用に供するための線路がないこと。
- 六 その業務を行うことが公益上必要であり、かつ、適切であること。

（許可の有効期間）

第五条 第三条の許可の有効期間は、許可の日から起算して五年とする。

2 前項の期間は、その満了の際、第三条の許可を受けた者（以下「有線放送電話業者」という。）の申請により、延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、五年をこえることができない。ただし、再延長を妨げない。

（業務区域）

第六条 有線放送電話業者は、その業務区域外の場所における業務の用に供する設備を設置し、これにより有線放送電話役務を提供してはならない。

第十条 郵政大臣は、有線放送電話業者が正当な理由がないのに、六月以内にその業務を開始せず、又は六月以上引き続きその業務を休止したときは、第三条の許可を取り消すことができる。

2 郵政大臣は、第六条第二項の許可を受けた有線放送電話業者が正当な理由がないのに、六月以内にその拡張した業務区域においてその業務を開始しないときは、同項の許可を取り消すことができる。

3 郵政大臣は、有線放送電話業者がこの法律又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、第三条の許可を取り消すことができる。

4 郵政大臣は、前項の規定による許可の取消をしたときは、理由を記載した文書をその有線放送電話業者に送付しなければならない。

（報告）

第十一条 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、有線放送電話業者からその業務に関し報告を求めることができる。

（聴聞）

有線放送電話に関する法律（一五二）

2 有線放送電話業者は、その業務区域を拡張しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

3 第四条の規定は、前項の許可に準用する。
（契約約款の届出）

第七条 有線放送電話業者は、有線放送電話役務の料金その他の提供条件及び当該有線放送の業務の利用条件について契約約款を定め、その実施前に郵政大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

（線路）

第八条 有線放送電話業者は、もつばら通話の用に供するための線路を設置してはならない。

（地位の承継）

第九条 有線放送電話業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、有線放送電話業者の地位を承継する。

2 前項の規定により有線放送電話業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。
（許可の取消）

第十二条 郵政大臣は、第十条第一項から第三項までの規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（異議の申立）

第十三条 この法律の規定による郵政大臣の処分不服がある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その理由を記載した書面をもつて、郵政大臣に異議の申立をすることができる。

2 郵政大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前条の例により公開による聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

（罰則）

第十四条 第八条の規定に違反して線路を設置した者は、

七八七

有線放送電話に関する法律（一五二）

七八八

一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条又は第九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。
- 2 有線電気通信法の一部を次のように改正する。

第九条の二 二以上の業務区域について有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第五十二号）第三条の許可を受けた者は、その一の業務区域内の有線放送電話業務（有線放送電話に関する法律第二条第二項に

規定する有線放送電話業務をいう。以下同じ。）の用に供する設備と他の業務区域内の有線放送電話業務の用に供する設備とを相互に接続させてはならない。

- 2 有線放送電話業務の用に供する設備と公社又は会社の設置する有線電気通信設備とは、相互に接続させてはならない。

- 3 前二項の規定は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる場合は、適用しない。

第十条第一号中「前条第一項第一号」を「第九条第一項第一号」に改め、同条第二号中「前条第一項第三号」を「第九条第一項第三号」に改め、同条第五号の次に次の一号を加える。

- 五の二 有線放送電話に関する法律第三条の許可を受けたところに従つて有線放送電話業務を行うとき。
- 第二十五条第三号中「第九条第一項」の下に「又は第九条の二第一項若しくは第二項」を加える。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

（昭和三十二年六月一日）
（法律第五十三号）

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「勤務地手当及び期末手当（秘書官にあつては、俸給、勤務地手当、期末手当及び勤勉手当）」を「及び期末手当（秘書官にあつては、俸給、期末手当及び勤勉手当）」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条から第七条まで中「及び勤務地手当」を削る。

第七条の二中「俸給及び勤務地手当の月額合計額に一般職の職員の例により」を「俸給月額に一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により」

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五三）

七八九

に改める。

第七条の三中「俸給及び勤務地手当の月額合計額」を「俸給月額」に改める。

第十四条の前の見出しを「（調整措置）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十五条 常勤を要する国家公務員から引き続いて内閣総理大臣等（第一条第十六号及び第十七号に掲げる職員を除く。）となつた者のうち、その者の常勤を要する国家公務員としての在職期間が二十年をこえる者で政令で定めるものに対しては、そのこえる年数に応じ、かつ、一般職の職員及び他の特別職の職員の給与との権衡を考慮して、政令で定める金額の特別手当を支給することができる。

- 2 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の額については、第七条の二の規定により一般職の職員の例によるほか、同項の特別手当の額をその計算の基礎とするものとする。

別表第一中「五七、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に改め、別表第二中大使の項を次のように改める。

大	五号俸	八八、〇〇〇円
使	四号俸	八二、〇〇〇円
	三号俸	七八、〇〇〇円
	二号俸	七二、〇〇〇円
	一号俸	六六、〇〇〇円

別表第三を次のように改める。

別表第三

官職名	俸給月額
秘書官	八号俸 五一、〇〇〇円
	七号俸 四六、五〇〇円
	六号俸 四二、〇〇〇円
	五号俸 三七、五〇〇円
	四号俸 三三、〇〇〇円
	三号俸 二八、五〇〇円
	二号俸 二四、五〇〇円
	一号俸 二〇、五〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。ただし、別表第二の改正規定は、同

年六月一日から施行する。

- 2 内閣総理大臣等には、当分の間、暫定手当を支給する。
- 3 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の暫定手当の月額は、その俸給月額に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第五十四号）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十二条に規定する支給地域の区分に応じ、その支給割合を乗じて得た額とする。
- 4 秘書官の暫定手当の月額は、一般職の職員の例に準じて大蔵大臣が定める額とする。
- 5 この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行前に改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基いてすでに内閣総理大臣等に支払われた昭和三十二年四月一日から同年五月三十一日までの期間に係る給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）規定による給与の内払とみなす。
- 6 内閣総理大臣等に暫定手当が支給される間、改正後の法第二条中「及び期末手当」とあるのは、「暫定手当及び期末手当」と、「俸給」とあるのは「給俸、暫定手当」と、改正後の法第五条から第七条まで中「俸給」とある

読み替えて、同項の規定を適用する。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

（昭和三十三年六月一日法律第五十四号）

- 7 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十四号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「暫定手当」を「手当」に改める。
- 8 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。
第十二条第四項中「俸給及び勤務地手当のそれぞれ」を「俸給の」に改める。
- 9 内閣総理大臣等に暫定手当が支給される間、改正後の外務公務員法第十二条第四項中「俸給の百分の八十」とあるのは「俸給及び暫定手当のそれぞれ百分の八十」と

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

七九二

- 一 行政職俸給表（別表第一）
 - イ 行政職俸給表（一）
 - ロ 行政職俸給表（二）
 - 二 税務職俸給表（別表第二）
 - 三 公安職俸給表（別表第三）
 - イ 公安職俸給表（一）
 - ロ 公安職俸給表（二）
 - 四 海軍職俸給表（別表第四）
 - イ 海軍職俸給表（一）
 - ロ 海軍職俸給表（二）
 - 五 教育職俸給表（別表第五）
 - イ 教育職俸給表（一）
 - ロ 教育職俸給表（二）
 - ハ 教育職俸給表（三）
 - 六 研究職俸給表（別表第六）
 - 七 医療職俸給表（別表第七）
 - イ 医療職俸給表（一）
 - ロ 医療職俸給表（二）
 - ハ 医療職俸給表（三）
- 2 前項の俸給表（以下単に「俸給表」という。）は、第二

十二条及び附則第三項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基きこれを俸給表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定める。

第六条の二中「十五級に格付される官職及び教育職員級別俸給表の十二級に格付される官職」を「行政職俸給表（一）、教育職俸給表（一）、研究職俸給表及び医療職俸給表（一）の一等級の官職」に、「職員の俸給は、」を「職員の俸給月額は、」第八条の規定にかかわらず、」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、職員がその属する職務の等級の最高の号俸を受けるに至つた時から長期間を経過したときは、その最高の号俸をこえる俸給月額を定めることができる。

第八条第八項を削り、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「職務の級」を「職務の等級」に、「その俸給月額を受けた期間が長期にわたるもの、」を「その俸給月額を受けるに至つた時から三十六月（行政職俸給表（二）の適用

を受ける職員にあつては、二十四月）を下らない期間を良好な成績で勤務したもの、」に、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）附則別表の新俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて、」を「人事院規則の定めるところにより、」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第一項、第二項及び第四項を削り、同条第三項中「法令の趣旨に従い、」の下に「及び第六条第三項の規定に基く分類の基準に適合するように、」を加え、「職務の級」を「職務の等級」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の五項を加える。

- 2 職員の職務の等級は、前項の職員の職務の等級ごとの定数の範囲内で、且つ、人事院規則で定める基準に従い決定する。
- 3 新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者の号俸は、人事院規則で定める初任給の基準に従い決定する。
- 4 職員が一の職務の等級から他の職務の等級に移つた場合又は一の官職から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合における号俸は、人事院規則の定めるところにより決定する。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

七九三

5 前二項の規定により号俸を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事院規則の定めるところにより、その者の属する職務の等級における最高の号俸をこえて俸給月額を決定することができる。

6 職員が現に受けている号俸を受けるに至つた時から、その号俸について俸給表に掲げる昇給期間を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一号俸上位の号俸に昇給させることができる。但し、第三項又は第四項の規定により号俸が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事院規則の定めるところにより、その昇給期間を短縮することができる。

第九条第一項中「給俸月額」を「俸給の月額」に改める。第十条を次のように改める。

（俸給の調整額）

第十条 人事院は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の等級に属する他の官職に比して著しく特殊な官職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基き、俸給月額につき適正な調整額表を定めることができる。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

2 前項の調整額表に定める俸給月額調整額は、調整前における俸給月額の百分の二十五をこえてはならない。
 第十条の二中「第六条に規定する俸給表に掲げられている俸給額」を「俸給月額」に改める。
 第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十九条中「俸給の月額とこれに対する勤務地手当の月額との合計額」を「俸給の月額」に改める。

第十九条の四第二項中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

第十九条の五第二項中「俸給の月額とこれに対する勤務地手当の月額との合計額」を「俸給の月額」に、「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

第十九条の六中「勤務地手当」を削る。

第二十三条第二項から第五項まで中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

別表第七を削り、別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表
 1 行政職俸給表(一)

職の 等級 号俸	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級		6 等級		7 等級		8 等級	
	俸 月	給 額	俸 月	給 額	俸 月	給 額	俸 月	給 額	俸 月	給 額	俸 月	給 額	俸 月	給 額	俸 月	給 額
1	57,600	42,200	42,200	30,300	20,300	15,300	11,400	9,200	6,100	57,600	42,200	30,300	20,300	15,300	11,400	9,200
2	60,000	44,400	44,400	32,000	21,400	16,300	12,300	9,800	6,300	60,000	44,400	32,000	21,400	16,300	12,300	9,800
3	62,400	46,600	46,600	33,700	22,600	17,300	13,300	10,600	6,600	62,400	46,600	33,700	22,600	17,300	13,300	10,600
4	64,800	48,800	48,800	35,400	23,800	18,300	14,300	11,400	7,000	64,800	48,800	35,400	23,800	18,300	14,300	11,400
5	67,200	51,000	51,000	37,100	25,000	19,300	15,300	12,300	7,400	67,200	51,000	37,100	25,000	19,300	15,300	12,300
6	69,600	53,200	53,200	38,800	26,200	20,300	16,300	13,300	8,000	69,600	53,200	38,800	26,200	19,300	16,300	13,300
7	72,000	55,400	55,400	40,500	27,500	21,400	17,300	14,300	8,600	72,000	55,400	40,500	27,500	20,300	17,300	14,300
8		57,600	57,600	42,200	28,900	22,600	18,300	15,300	9,200		57,600	42,200	28,900	22,600	18,300	15,300
9		60,000	60,000	44,400	30,300	23,800	19,300	16,300	9,800		60,000	44,400	30,300	23,800	19,300	16,300
10		62,400	62,400	46,600	32,000	25,000	20,300	17,300	10,600		62,400	46,600	32,000	25,000	20,300	17,300
11		64,800	64,800	48,800	33,700	26,200	21,400	18,300	11,400		64,800	48,800	33,700	26,200	21,400	18,300
12			64,800	51,000	35,400	27,500	22,600	19,300	12,300			64,800	51,000	35,400	27,500	22,600
13				40,500	32,000	25,000	23,800	20,300	13,300				40,500	32,000	25,000	23,800
14				48,800	37,100	28,900	25,000	26,200	15,300				48,800	37,100	28,900	26,200
15				57,600	42,200	30,300	30,300	30,300	19,300				57,600	42,200	30,300	30,300

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

行政職俸給表(二)

職等の 等級 号俸	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級			
	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間
1	16,300	9	11,500	9	9,200	9	6,200	9	5,300	9	5,300	6
2	16,900	9	12,100	9	9,700	9	6,500	9	5,400	9	5,400	6
3	17,500	9	12,700	9	10,300	9	6,800	9	5,500	9	5,500	6
4	18,100	9	13,300	9	10,900	9	7,100	9	5,600	9	5,600	6
5	18,700	9	13,900	9	11,500	9	7,400	9	5,700	9	5,700	6
6	19,300	9	14,500	9	12,100	9	7,800	9	5,800	9	5,800	6
7	19,900	9	15,100	9	12,700	9	8,200	9	5,900	9	5,900	6
8	20,500	9	15,700	9	13,300	9	8,700	9	6,000	9	6,000	6
9	21,100	9	16,300	9	13,900	12	9,200	9	6,200	9	6,200	9
10	21,700	9	16,900	9	14,500	12	9,700	12	6,500	12	6,500	9
11	22,300	12	17,500	9	15,100	12	10,300	12	6,800	12	6,800	9
12	22,900	12	18,100	9	15,700	12	10,900	12	7,100	12	7,100	9
13	23,500	12	18,700	12	16,300	12	11,500	12	7,400	12	7,400	12
14	24,100	12	19,300	12	16,900	12	12,100	12	7,800	12	7,800	12
15	24,700	12	19,900	12	17,500	15	12,700	15	8,200	15	8,200	12
16	25,300	12	20,500	12	18,100	15	13,300	15	8,700	15	8,700	12
17	25,900	15	21,100	12	18,700	15	13,900	15	9,200	15	9,200	12
18	26,500	15	21,700	12	19,300	15	14,500	15	9,700	15	9,700	15
19	27,100	15	22,300	15	19,900	15	15,100	15	10,300	15	10,300	15
20	27,700	15	22,900	15	20,500	15	15,700	15	10,900	15	10,900	15
21	28,300	15	23,500	15	21,100	15	16,300	15	11,500	15	11,500	15
22	28,900	15	24,100	15	21,700	18	16,900	15	12,100	15	12,100	15
23	29,500	15	24,700	15	22,300	18	17,500	15	12,700	15	12,700	15
24	30,100	18	25,300	18	22,900	18	18,100	18	13,300	18	13,300	15
25	30,700	18	25,900	18	23,500	18	18,700	18	13,900	18	13,900	15
26	31,300		26,500		24,100		19,300	18	14,500	18	14,500	15
27							19,900	18	15,100	18	15,100	15
28							20,500		15,700		15,700	15
29									16,300		16,300	18
30									16,900		16,900	18
31									17,500		17,500	18
32									18,100		18,100	18
33									18,700		18,700	18

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職等の 等級 号俸	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級		6 等級		7 等級	
	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額
1	37,100	12	30,300	12	22,600	12	17,300	12	13,300	12	10,600	12	6,700	12
2	38,800	12	32,000	12	23,800	12	18,300	12	14,300	12	11,400	12	7,200	12
3	40,500	12	33,700	12	25,000	12	19,300	12	15,300	12	12,300	12	7,700	12
4	42,200	15	35,400	12	26,200	12	20,300	12	16,300	12	13,300	12	8,200	12
5	44,400	18	37,100	15	27,500	12	21,400	12	17,300	12	14,300	12	8,800	12
6	46,600	21	38,800	18	28,900	12	22,600	12	18,300	12	15,300	12	9,400	12
7	48,800	24	40,500	18	30,300	12	23,800	12	19,300	12	16,300	12	10,000	12
8	51,000		42,200	24	32,000	15	25,000	15	20,300	12	17,300	12	10,600	12
9			44,400	24	33,700	15	26,200	15	21,400	15	18,300	12	11,400	12
10			46,600		35,400	18	27,500	18	22,600	15	19,300	15	12,300	15
11			48,800		37,100	21	28,900	18	23,800	18	20,300	18	13,300	18
12			51,000		38,800	24	30,300	21	25,000	18	21,400	18	14,300	18
13					40,500		32,000	24	26,200	21	22,600	21	15,300	21
14					42,200		33,700		27,500	24	23,800	24	16,300	24
15					44,400		35,400		28,900		25,000		17,300	
					46,600		37,100		30,300		26,200		18,300	
					48,800		38,800		32,000		27,500		19,300	
					51,000		40,500		33,700		28,900		20,300	

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

別表第三 公安職俸給表
イ 公安職俸給表(一)

職務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級	
	俸月 給額	昇給 期間	俸月 給額	昇給 期間	俸月 給額	昇給 期間	俸月 給額	昇給 期間	俸月 給額	昇給 期間	俸月 給額	昇給 期間	俸月 給額	昇給 期間
1	37,100	12月	30,300	12月	22,600	12月	15,300	12月	10,600	12月	8,600	12月	7,300	12月
2	38,800	12月	32,000	12月	23,800	12月	16,300	12月	11,400	12月	9,200	12月	7,700	12月
3	40,500	12月	33,700	12月	25,000	12月	17,300	12月	12,300	12月	9,800	12月	8,100	12月
4	42,200	15月	35,400	12月	26,200	12月	18,300	12月	13,300	12月	10,600	12月	8,600	12月
5	44,400	18月	37,100	15月	27,500	12月	19,300	12月	14,300	12月	11,400	12月	9,200	12月
6	46,600	21月	38,800	18月	28,900	12月	20,300	12月	15,300	12月	12,300	12月	10,000	12月
7	48,800	24月	40,500	21月	30,300	15月	21,300	12月	16,300	12月	13,300	12月	11,000	12月
8	51,000	24月	42,200	24月	32,000	15月	22,600	12月	17,300	12月	14,300	12月	12,000	12月
9			44,400		33,700	15月	23,800	12月	18,300	12月	15,300	12月	13,000	12月
10			46,600		35,400	18月	25,000	15月	19,300	12月	16,300	12月	14,000	12月
11			48,800		37,100	21月	26,200	18月	20,300	12月	17,300	12月	15,000	12月
12			51,000		38,800	24月	27,500	21月	21,300	12月	18,300	12月	16,000	12月
13					40,500		28,900	24月	22,600	12月	19,300	12月	17,000	12月
14					42,200		30,300		23,800	12月	20,300	12月	18,000	12月
15					44,400		32,000		25,000	12月	21,300	12月	19,000	12月
16					46,600		33,700		26,200	12月	22,600	12月	20,000	12月
17					48,800		35,400		27,500	12月	23,800	12月	21,000	12月
18					51,000		37,100		28,900	12月	25,000	12月	22,000	12月
19							38,800		30,300	12月	26,200	12月	23,000	12月
20							40,500		32,000	12月	27,500	12月	24,000	12月
21							42,200		33,700	12月	28,900	12月	25,000	12月
22							44,400		35,400	12月	30,300	12月	26,000	12月

備考 この表は、警察官、警官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で、人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級		8 等 級	
	俸月 給額	昇給 期間	俸月 給額	昇給 期間	俸月 給額	昇給 期間	俸月 給額	昇給 期間	俸月 給額	昇給 期間	俸月 給額	昇給 期間	俸月 給額	昇給 期間	俸月 給額	昇給 期間
1	37,100	12月	30,300	12月	22,600	12月	17,300	12月	13,300	12月	10,600	12月	7,900	12月	5,900	12月
2	38,800	12月	32,000	12月	23,800	12月	18,300	12月	14,400	12月	11,400	12月	8,100	12月	6,100	12月
3	40,500	12月	33,700	12月	25,000	12月	19,300	12月	15,300	12月	12,300	12月	9,200	12月	6,300	12月
4	42,200	15月	35,400	12月	26,200	12月	20,300	12月	16,300	12月	13,300	12月	10,000	12月	7,000	12月
5	44,400	18月	37,100	15月	27,500	12月	21,400	12月	17,300	12月	14,300	12月	11,000	12月	8,000	12月
6	46,600	21月	38,800	18月	28,900	12月	22,600	12月	18,300	12月	15,300	12月	12,000	12月	9,000	12月
7	48,800	24月	40,500	21月	30,300	15月	23,800	12月	19,300	12月	16,300	12月	13,000	12月	10,000	12月
8	51,000	24月	42,200	24月	32,000	15月	25,000	12月	20,300	12月	17,300	12月	14,000	12月	11,000	12月
9			44,400		33,700	15月	26,200	12月	21,300	12月	18,300	12月	15,000	12月	12,000	12月
10			46,600		35,400	18月	27,500	15月	22,600	12月	19,300	12月	16,000	12月	13,000	12月
11			48,800		37,100	21月	28,900	18月	23,800	12月	20,300	12月	17,000	12月	14,000	12月
12			51,000		38,800	24月	30,300	21月	25,000	12月	21,300	12月	18,000	12月	15,000	12月
13					40,500		32,000	24月	26,200	12月	22,600	12月	19,000	12月	16,000	12月
14					42,200		33,700		27,500	12月	23,800	12月	20,000	12月	17,000	12月
15					44,400		35,400		28,900	12月	25,000	12月	21,000	12月	18,000	12月
16					46,600		37,100		30,300	12月	26,200	12月	22,000	12月	19,000	12月
17					48,800		38,800		32,000	12月	27,500	12月	23,000	12月	20,000	12月
18					51,000		40,500		33,700	12月	28,900	12月	24,000	12月	21,000	12月
19							42,200		35,400	12月	30,300	12月	25,000	12月	22,000	12月
20							44,400		37,100	12月	32,000	12月	26,000	12月	23,000	12月
21							46,600		38,800	12月	33,700	12月	27,000	12月	24,000	12月
22							48,800		40,500	12月	35,400	12月	28,000	12月	25,000	12月

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	16,800	12	11,800	12	8,200	12	5,900	12
2	17,800	12	12,800	12	8,800	12	6,100	12
3	18,800	12	13,800	12	9,400	12	6,400	12
4	19,800	12	14,800	12	10,200	12	6,800	12
5	20,800	12	15,800	12	11,000	12	7,200	12
6	21,800	15	16,800	12	11,800	12	7,600	12
7	22,800	15	17,800	12	12,800	12	8,200	12
8	23,800	15	18,800	12	13,800	12	8,800	12
9	24,800	15	19,800	15	14,800	15	9,400	12
10	25,800	18	20,800	15	15,800	15	10,200	12
11	26,800	18	21,800	15	16,800	15	11,000	12
12	27,800	18	22,800	18	17,800	18	11,800	15
13	28,800	18	23,800	18	18,800	18	12,800	15
14	29,800	18	24,800	18	19,800	18	13,800	15
15	30,800	21	25,800	21	20,800	18	14,800	18
16	31,800	21	26,800	21	21,800	21	15,800	18
17	32,800	24	27,800	24	22,800	21	16,800	21
18	33,800	24	28,800	24	23,800	24	17,800	21
19	34,800		29,800		24,800	24	18,800	24
20					25,800		19,800	24
21							20,800	

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(一五四)

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	32,600	12	22,800	12	16,800	12	11,800	12	7,400	12
2	34,200	12	24,200	12	18,000	12	12,800	12	8,000	12
3	35,800	12	25,600	12	19,200	12	13,800	12	8,600	12
4	37,400	12	27,000	12	20,400	12	14,800	12	9,200	12
5	39,000	12	28,400	12	21,600	12	15,800	12	10,000	12
6	40,600	12	29,800	12	22,800	12	16,800	12	10,800	12
7	42,200	12	31,200	12	24,200	12	18,000	12	11,800	12
8	43,800	12	32,600	12	25,600	12	19,200	15	12,800	12
9	45,400	15	34,200	12	27,000	15	20,400	15	13,800	15
10	47,000	18	35,800	15	28,400	15	21,600	15	14,800	15
11	48,600	21	37,400	15	29,800	15	22,800	18	15,800	15
12	50,200	24	39,000	18	31,200	18	24,200	18	16,800	18
13	51,800	24	40,600	21	32,600	21	25,600	18	18,000	18
14	53,400		42,200	24	34,200	24	27,000	21	19,200	18
15			43,800		35,800		28,400	24	20,400	18
16							29,800		21,600	18
17									22,800	21
18									24,200	24
19									25,600	

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(一五四)

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職 務 等 級 号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間
1	25,800	12	9,800	12	6,600	12
2	27,000	12	10,800	12	7,000	12
3	28,200	12	11,800	12	7,400	12
4	29,400	12	12,800	12	8,000	12
5	30,600	12	13,800	12	8,600	12
6	31,800	12	14,800	12	9,200	12
7	33,300	12	15,800	12	9,800	12
8	34,800	12	16,800	12	10,800	12
9	36,300	12	17,800	12	11,800	12
10	37,800	12	18,800	12	12,800	12
11	39,300	12	19,800	12	13,800	21
12	40,800	12	20,800	12	14,800	12
13	42,300	12	21,800	12	15,800	12
14	43,800	15	22,800	12	16,800	12
15	45,300	15	23,800	12	17,800	12
16	46,800	18	24,800	12	18,800	12
17	48,300	21	25,800	12	19,800	15
18	49,800	21	27,000	12	20,800	15
19	51,300	24	28,200	12	21,800	15
20	52,800		29,400	12	22,800	18
21			30,600	12	23,800	18
22			31,800	15	24,800	18
23			33,300	15	25,800	24
24			34,800	15	27,000	24
25			36,300	15	28,200	
26			37,800	15		
27			39,300	15		
28			40,800	18		
29			42,300	21		
30			43,800	21		
31			45,300	24		
32			46,800			

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(一五四)

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職 務 等 級 号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間
1	57,600	12	30,000	12	19,400	12	15,800	12	9,800	12	7,400	12
2	60,000	12	31,600	12	20,800	12	17,000	12	10,800	12	8,000	12
3	62,400	12	33,200	12	22,200	12	18,200	12	11,800	12	8,600	12
4	64,800	12	34,800	12	23,600	12	19,400	12	12,800	12	9,200	12
5	67,200	12	36,400	12	25,200	12	20,800	12	13,800	12	9,800	12
6	69,600	12	38,000	12	26,800	12	22,200	12	14,800	12	10,800	12
7	72,000	12	39,600	12	28,400	12	23,600	15	15,800	15	11,800	12
8		12	41,200	12	30,000	12	25,200	15	17,000	15	12,800	12
9		12	42,800	12	31,600	12	26,800	15	18,200	15	13,800	12
10		12	44,400	12	33,200	15	28,400	15	19,400	15	14,800	12
11		12	46,000	12	34,800	15	30,000	15	20,800	15	15,800	15
12		15	47,600	15	36,400	15	31,600	15	22,200	15	17,000	15
13		15	49,200	15	38,000	15	33,200	15	23,600	18	18,200	15
14		15	51,800	15	39,600	15	34,800	15	25,200	18	19,400	18
15		15	53,400	15	41,200	15	36,400	15	26,800	18	20,800	18
16		15	55,000	15	42,800	18	38,000	15	28,400	18	22,200	18
17		18	57,600	18	44,400	21	39,600	15	30,000	21	23,600	21
18		21	60,200	21	46,000	21	41,200	18	31,600	21	25,200	21
19		24	62,800	24	47,600	24	42,800	21	33,200	24	26,800	24
20			64,400		49,200		44,400	24	34,800	24	28,400	24
21							46,000	24	36,400		30,000	
22							47,600					

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(一五四)

備考 (一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の2等級の18号俸、19号俸及び20号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものみに適用する。

(三) 大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものについては、2等級の13号俸、14号俸、15号俸、16号俸及び17号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

(四) 大学院を置く大学の助教授で人事院規則で定めるものについては、3等級の11号俸、12号俸、13号俸、14号俸及び15号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

ハ 教育職俸給表(三)

職の等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
	円	月	円	月	円	月
1	20,300	12	8,000	12	6,600	12
2	21,300	12	8,600	12	7,000	12
3	22,300	12	9,200	12	7,400	12
4	23,300	12	9,800	12	8,000	12
5	24,300	12	10,600	12	8,600	12
6	25,300	12	11,400	12	9,200	12
7	26,400	12	12,300	12	9,800	12
8	27,600	12	13,300	12	10,600	12
9	28,800	12	14,300	12	11,400	12
10	30,000	12	15,300	12	12,300	12
11	31,200	12	16,300	12	13,300	12
12	32,400	12	17,300	12	14,300	12
13	33,600	12	18,300	12	15,300	12
14	34,800	12	19,300	12	16,300	15
15	36,000	12	20,300	12	17,300	15
16	37,200	15	21,300	12	18,300	18
17	38,700	15	22,300	12	19,300	18
18	40,200	15	23,300	12	20,300	21
19	41,700	18	24,300	12	21,300	21
20	43,200	21	25,300	12	22,300	24
21	44,700	21	26,400	15	23,300	
22	46,200	24	27,600	15		
23	47,700		28,800	15		
24			30,000	15		
25			31,200	15		
26			32,400	15		
27			33,600	15		
28			34,800	15		
29			36,000	18		
30			37,200	21		
31			38,700	21		
32			40,200	24		
33			41,700			

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	57,600		37,100	12	26,200	12	18,300	12	10,600	12	9,200	12	6,100	12
2	60,000		38,800	12	27,500	12	19,300	12	11,400	12	9,800	12	6,300	12
3	62,400		40,500	12	28,900	12	20,300	12	12,300	12	10,600	12	6,600	12
4	64,800		42,200	12	30,300	12	21,400	12	13,300	12	11,400	12	7,000	12
5	67,200		44,400	12	32,000	12	22,600	12	14,300	12	12,300	12	7,400	12
6	69,600		46,600	12	33,700	12	23,800	12	15,300	12	13,300	12	8,000	12
7	72,000		48,800	12	35,400	12	25,000	12	16,300	12	14,300	12	8,600	12
8			51,000	15	37,100	12	26,200	12	17,300	12	15,300	12	9,200	12
9			53,200	18	38,800	12	27,500	12	18,300	12	16,300	12	9,800	12
10			55,400	21	40,500	12	28,900	12	19,300	12	17,300	12	10,600	15
11			57,600	24	42,200	15	30,300	12	20,300	12	18,300	12	11,400	18
12					44,400	18	32,000	15	21,400	15	19,300	12	12,300	18
13					46,600	21	33,700	18	22,600	15	20,300	15	13,300	21
14					48,800	24	35,400	21	23,800	18	21,400	18	14,300	24
15					51,000		37,100	24	25,000	21	22,600	21	15,300	
16							38,800	18	26,200	24	23,800	24		
17							40,500	21	27,500	18	25,000	18		
18							42,200	24	28,900	21	26,200	21		
19							44,400	24	30,300	24	27,500	24		
20							46,600		32,000		28,900			
21							48,800		33,700		30,300			
22							51,000		35,400		32,000			
23									37,100		33,700			
24									38,800		35,400			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

別表第七 医療職俸給表

1 医療職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級	
	俸給月額 円	昇給期間 月	俸給月額 円	昇給期間 月	俸給月額 円	昇給期間 月	俸給月額 円	昇給期間 月	俸給月額 円	昇給期間 月
1	57,600	12	38,000	12	26,800	12	18,200	12	10,800	12
2	60,000	12	39,600	12	28,400	12	19,400	12	11,800	12
3	62,400	12	41,200	12	30,000	12	20,800	12	12,800	12
4	64,800	12	42,800	12	31,600	12	22,200	12	13,800	12
5	67,200	12	44,400	12	33,200	12	23,600	12	14,800	12
6	69,600	12	46,000	12	34,800	12	25,200	12	15,800	12
7	72,000	12	47,600	12	36,400	12	26,800	12	17,000	12
8		12	49,600	12	38,000	12	28,400	12	18,200	12
9		15	51,600	15	39,600	15	30,000	12	19,400	12
10		18	53,600	18	41,200	15	31,600	15	20,800	12
11		21	55,600	21	42,800	18	33,200	15	22,200	12
12		24	57,600	24	44,400	18	34,800	15	23,600	15
13			60,000		46,000	18	36,400	15	25,200	15
14					47,600	21	38,000	18	26,800	15
15					49,600	24	39,600	18	28,400	15
16					51,600			18	30,000	15
17							41,200	18	31,600	15
18							42,800	21	33,200	15
19							44,400	24	34,800	18
20							46,000		36,400	21
21									38,000	24
22									39,600	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

2 医療職俸給表(二)

職務の等級 号俸	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級		6 等級	
	俸給月額 円	昇給期間 月	俸給月額 円	昇給期間 月	俸給月額 円	昇給期間 月	俸給月額 円	昇給期間 月	俸給月額 円	昇給期間 月	俸給月額 円	昇給期間 月
1	33,700	12	23,800	12	13,300	12	9,200	12	7,400	12	6,300	12
2	35,400	12	25,000	12	14,300	12	9,800	12	8,000	12	6,600	12
3	37,100	12	26,200	12	15,300	12	10,600	12	8,600	12	7,000	12
4	38,800	15	27,500	12	16,300	12	11,400	12	9,200	12	7,400	12
5	40,500	15	28,900	12	17,300	12	12,300	12	9,800	12	8,000	12
6	42,200	18	30,300	12	18,300	12	13,300	12	10,600	12	8,600	12
7	44,400	21	32,000	15	19,300	12	14,300	12	11,400	12	9,200	15
8	48,800	24	33,700	15	20,300	12	15,300	15	12,300	12	9,800	15
9	51,000	24	35,400	18	21,400	12	16,300	18	13,300	12	10,600	18
10			37,100	21	22,600	12	17,300	18	14,300	12	11,400	21
11			38,800	24	23,800	15	18,300	15	15,300	12	12,300	
12			40,500		40,500	15	19,300	15	16,300	15		
13			42,200		42,200	15	20,300	15	17,300	15		
14						18	21,400	18	18,300	18		
15						18	22,600	18	19,300	21		
16						21	23,800	21	20,300	21		
17						24	25,000	24	21,400	24		
18						24	26,200	24	22,600	24		
19						24	27,500	24	23,800	24		
20						24	28,900	24	25,000	24		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

二項の規定を適用し、その日におけるその者の俸給月額を決定するものとする。

5 改正後の法第八條第六項及び第八項の規定の適用については、切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（その期間がその俸給月額について改正前の法第八條第四項各号に定める期間の最短期間をこえるときは、その最短期間）に三月（切替日の前日における俸給月額を受けていた期間が三月未満である職員で人事院の定めるものについては、六月）を加えた期間を切替俸給月額を受ける期間に通算する。

6 前項の場合において、切替表に期間の定のある旧俸給月額を基礎として附則第二項の規定に基づき切替俸給月額を決定された者については、前項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間からその者の旧俸給月額について切替表に定める期間を減じて通算する。

7 前二項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間が職員の切替俸給月額について俸給表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日後における最初の昇給について、改正後の法第八條第六項

に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。

8 旧俸給月額が五万七百円をこえる職員の切替日以降における最初の昇給については、附則第五項の規定にかかわらず、人事院の定めるところによる。

9 昭和二十六年一月一日から切替日の前日までの間において改正前の法第八條第六項ただし書の規定により昇給した職員で他の職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、人事院の定めるところにより、その者の切替日（附則第四項の規定により俸給月額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日）以降における昇給について、改正後の法第八條第六項又は第八項に規定する昇給期間を短縮することができる。

10 附則第二項又は附則第四項の規定により決定された俸給月額がその者の属する職務の等級の最低の号俸に達しない職員の当該号俸に達するまでの昇給については、人事院規則の定めるところによる。

11 切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和三十三年七月三十日

までにおいて新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者のその職員となつた日における職務の等級は、同年同月三十一日まで決定することができる。この場合において、職員の職務の等級が決定されるまでの間においては、人事院の定めるところにより、切替日の前日から引き続き在職する職員については改正前の法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額に対応する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）附則別表の新俸給月額欄に掲げる額の直近上位の額（人事院の定める職員については、人事院の定める額）を、切替日以降において新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者については人事院の定める額を、それぞれ給俸月額とみなして改正後の法を適用した場合に支給されるべき給与に相当する額を改正後の法による給与の内払として支給する。

12 附則第二項、附則第三項及び附則第五項の規定の適用については、改正前の法の適用により職員が切替日の前日において受けていた俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならぬ。

13 改正後の法第六條の二の規定の適用を受ける職員については、附則第二項から前項までの規定は、適用しない。

14 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
（高等部が設置されていない盲学校等に勤務する職員についての暫定措置）

15 盲学校又はろう学校のうち、高等部が設置されていない学校に勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭その他人事院規則で定める職員については、当分の間、教育職俸給表(二)を適用する。
（暫定手当）

16 改正前の法の規定による勤務地手当の支給地域（以下「支給地域」という。）とされていなかった地域に在勤する職員には、当該支給地域の区分に応じ、当分の間、月額の暫定手当を、人事院規則の定めるところにより支給する。支給地域とされていなかった地域に在勤する職員にも、昭和三十三年十月一日以降、また同様暫定手当を支給する。

17 前項前段の規定により支給される暫定手当の額は、俸

給表の各職務の等級のそれぞれの号俸（以下「号俸」という。）の俸給月額（当該号俸による俸給月額の支給を受けない者については、当該号俸による俸給月額の支給を受けるに至るまでの間は、その者が現に受ける俸給月額）に千六十二分の千を乗じて得た額と昭和三十一年度予算における国家公務員（国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）第二条第二項にいう職員を除く。）一人当りの扶養手当の平均月額との合計額に、支給地域の区分が、四級地である場合にあつては百分の二十、三級地である場合にあつては百分の十五、二級地である場合にあつては百分の十、一級地である場合にあつては百分の五を乗じて得た額を基準として、号俸（号俸によらない俸給月額の場合には、俸給月額）ごとに支給地域の区分に応じ、人事院規則で定める。

18 改正後の法第六条の二の規定の適用を受ける職員のうち人事院規則の定める者につき附則第十六項前段の規定により支給される暫定手当の額は、前項の規定にかかわらず、人事院規則で定める額とする。

19 改正後の法第十条の規定による俸給の調整額（以下本

項において「調整額」という。）を受け得る職員につき附則第十六項前段の規定により支給される暫定手当の額は、その者が受ける調整額の月額に千六十二分の千を乗じて得た額に附則第十七項の規定による支給地域の区分に応ずる割合を乗じて得た額を、同項の規定による暫定手当の額に加算した額とする。

20 附則第十六項後段の規定により支給される暫定手当の額は、支給地域の区分が一級地である地域に在勤する職員に対し支給される附則第十七項又は前項の規定による暫定手当の額に、昭和三十一年十月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間においては百分の二、同年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間においては百分の三、同年四月一日以降においては百分の五を乗じて得た額とする。

21 昭和三十一年三月三十一日（同年四月一日以降この法律の施行の日の前日）までに、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員、支給地域の区分を異にして異動した職員及び支給地域とされていなかった地域から支給地域に異動した職員（以下本項において「新職員等」という。）については、この法律の施行の日の前日）における

23 暫定手当は、昭和三十四年四月一日以降において、これを整理し、その一定の額を職員の俸給に繰り入れる措置をするようにするものとする。

（差額の支給）

改正前の法の規定による職員の勤務地手当の月額が同年四月一日（新職員等については、この法律の施行の日の前日）における附則第十七項から附則第十九項までの規定によるその者の暫定手当の月額をこえるときは、その者の暫定手当の額は、附則のこれらの規定による暫定手当の月額が同年三月三十一日（新職員等については、この法律の施行の日の前日）における改正前の法の規定による勤務地手当の月額（支給地域の区分を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合にあつては、人事院の定める額）に達するまで、その差額を附則のこれらの規定による暫定手当の額に加算した額とする。

22 改正前の法第十二条第四項の規定により特例を設けられた官署（以下本項において「特定官署」という。）に勤務する職員に支給される暫定手当に係る支給地域の区分については、同条同項の規定により特例を設けられた支給地域の区分によるものとする。ただし、特定官署の所在地の異動その他人事院規則で定める事由に該当する場合にあつては、従前の例によりその特例を設けることができる。

24 この法律の施行の日の前日における改正前の法の規定による職員の俸給（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）附則第六項の規定による手当を含む。）、勤務地手当、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額の合計額（以下本項において「旧給与月額」という。）が同日における改正後の法の規定によるその者の俸給、暫定手当、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額の合計額（以下本項において「新給与月額」という。）をこえるときは、新給与月額が同日における旧給与月額（俸給表の適用を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合にあつては、人事院の定める額）に達するまで、その差額を手当としてその者に支給する。改正後の法第十九条の六の規定は、その差額の支給方法について準用する。（給与の内払）

25 この法律の施行前に改正前の法の規定に基づいてすでに

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

職員に支払われた切替日以降昭和三十三年五月三十一日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（暫定手当を基礎とする給与）

26 職員に暫定手当が支給される間、改正後の法第五条第一項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と、改正後の法第十九条中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、改正後の法第十九条の四第二項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」と、改正後の法第十九条の五第二項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、改正後の法第十九条の五第二項及び第二十三条第二項から第五項まで中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

27 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

以下七等級以上」に、「六級以下」を「八等級」に、「十二級以下の」を「四等級以下の」に、「十一級」を「三等級」に改める。

第三十四条第一項中「十三級」を「三等級」に、「十二級」を「四等級」に、「十四級」を「二等級」に改める。別表第一の車賃、日当、宿泊料及び食卓料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に改め、同表中

「十三級及び十四級の職務にある者」	七円	三八〇円	一、九五〇円
「一、五六〇円三八〇円」を			
二等級の職務にある者	七円	四〇〇円	二、〇八〇円
三等級の職務にある者	七円	三八〇円	一、九五〇円
一、六六〇円四〇〇円			
一、五六〇円三八〇円			

に改め、同表の備考中「一般

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

附則第六項を次のように改める。

6 削除

（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正）

28 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「何級の職務」を「何等級の職務」に、「第六条第二項第一号に規定する一般俸給表による当該級の職務及び一般俸給表」を「第六条第一項第一号に規定する行政職俸給表（一）による当該等級の職務及び行政職俸給表（一）」に改める。

第十二条中「職務の級」を「職務の等級」に改める。第十六条第一項中「七級」を「六等級」に、「六級」を「七等級」に、「十四級」を「二等級」に、「十一級」を「三等級」に改める。

第十七条第一項中「七級」を「六等級」に、「六級」を「七等級」に、「十四級」を「二等級」に改める。

第三十二条中「十三級」を「三等級」に、「十二級」を「四等級」に、「十一級」を「三等級」に改める。

第三十三条中「十五級以下十三級以上」を「一等級以下三等級以上」に、「十二級以下七級以上」を「四等級

の割合による勤務地手当を支給される地域」を「東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち大蔵省令で定める地域並びにその他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるもの」に改める。

別表第一の移転料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に改め、同表中

「十三級及び十四級の職務にある者」	一三、一二〇円	一四、八八〇円
「一八、四〇〇円」	二〇、四八〇円	二九、一二〇円
三七、九二〇円	四六、四〇〇円	五八、八八〇円
二等級の職務にある者	一三、九四〇円	一五、八一〇円
三等級の職務にある者	一三、一二〇円	一四、八八〇円
一九、五五〇円	二一、七六〇円	三〇、九四〇円
一八、四〇〇円	二〇、四八〇円	二九、一二〇円

める。

別表第二の日当、宿泊料及び食卓料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に改め、同表中

四〇、二九〇円	四九、三〇〇円	六二、五六〇円
三七、九二〇円	四六、四〇〇円	五八、八八〇円

に改

「十三級及び十四級の職務にある者」

一、七六〇円	一、四〇〇円	
五、二七〇円	四、二一〇円	二、三四〇円

を

「二等級の職務にある者」

一、九六〇円	一、五七〇円	五、八八〇円	
一、七六〇円	一、四〇〇円	五、二七〇円	
四、七〇〇円	二、六一〇円	四、二一〇円	二、三四〇円

に改める。

別表第二の移転料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「十級」を「五等級」に改め、同表中

「十三級及び十四級の職務にある者」	二〇、八〇〇円	二七、三〇〇円
三七、七〇〇円	四九、四〇〇円	六二、四〇〇円
七六、七〇〇円	八四、五〇〇円	九二、三〇〇円
一〇〇、一〇〇円	を	
「二等級の職務にある者」	二二、二〇〇円	三〇、四五〇円
「三等級の職務にある者」	二〇、八〇〇円	二七、三〇〇円
四二、〇五〇円	五五、一〇〇円	六九、六〇〇円
三七、七〇〇円	四九、四〇〇円	六二、四〇〇円
八五、五五〇円	九四、二五〇円	一〇二、九五〇円
七六、七〇〇円	八四、五〇〇円	九二、三〇〇円
一一一、六五〇円	に改める。	
一〇〇、一〇〇円	に改める。	

別表第二の支度料及び死亡手当の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に改め、同表中

「十三級及び十四級の職務にある者」

七〇、〇七〇円	八五、〇九〇円	
一〇〇、一〇〇円	一八〇、〇〇〇円	五六、〇六〇円
六八、〇七〇円	八〇、〇八〇円	一四四、〇〇〇円
二六〇、〇〇〇円	二〇八、〇〇〇円	を

「二等級の職務にある者」

七八、一六〇円	九四、九一〇円	
七〇、〇七〇円	八五、〇九〇円	
一一一、六五〇円	一九〇、〇〇〇円	六二、五三〇円
一〇〇、一〇〇円	一八〇、〇〇〇円	五六、〇六〇円
七五、九三〇円	八九、三二〇円	一五二、〇〇〇円
六八、〇七〇円	八〇、〇八〇円	一四四、〇〇〇円

「三等級の職務にある者」

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

29 改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に発する旅行から適用し、同日前に発した旅行については、なお従前の例による。

30 国家公務員の職階制に関する法律の一部改正（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正）（国家公務員等の職階制に関する法律の一部改正）（国家公務員等の職階制に関する法律の一部改正）（国家公務員等の職階制に関する法律の一部改正）（国家公務員等の職階制に関する法律の一部改正）

31 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。
（裁判所職員臨時措置法の一部改正）
（恩給法の一部改正）

32 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。
第五十九条ノ三第一号を次のように改める。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

一 削除

別表第四号表中

給年額トノ差額一六、八〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	一九・〇割
給年額トノ差額九、六〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	一九・〇割
給年額トノ差額四、八〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	二〇・〇割
給年額トノ差額三、〇〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	二〇・〇割
給年額トノ差額二、一三九、二〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	二〇・五割
給年額トノ差額一、〇〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	二四・五割
給年額トノ差額三、〇〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	二六・五割

を

給年額トノ差額一六、八〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	一九・〇割
給年額トノ差額九、六〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	一九・〇割
給年額トノ差額四、八〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	二〇・〇割
給年額トノ差額三、〇〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	二〇・〇割
給年額トノ差額二、一三九、二〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	二〇・五割
給年額トノ差額一、〇〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	二四・五割
給年額トノ差額三、〇〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	二六・五割

別表第五号表中

給年額トノ差額一六、八〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	一九・〇割
給年額トノ差額九、六〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	一九・〇割
給年額トノ差額四、八〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	二〇・〇割
給年額トノ差額三、〇〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	二〇・〇割
給年額トノ差額二、一三九、二〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	二〇・五割
給年額トノ差額一、〇〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	二四・五割
給年額トノ差額三、〇〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	二六・五割

を

改める。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

給年額トノ差額一六、八〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	一九・〇割
給年額トノ差額九、六〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	一九・〇割
給年額トノ差額四、八〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	二〇・〇割
給年額トノ差額三、〇〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	二〇・〇割
給年額トノ差額二、一三九、二〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	二〇・五割
給年額トノ差額一、〇〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	二四・五割
給年額トノ差額三、〇〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合	二六・五割

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

八二二

を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）附則第十四項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び暫定手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

（地方自治法の一部改正）

39 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「勤務地手当」を削る。

附則第六条の次に次の三条を加える。

第六条の二 地方公共団体は、第二百四条第二項に規定する手当を支給することができる外、当分の間、条例で、同条第一項の職員に対し、勤務地手当にかえて暫定手当を支給することができる。

第二百四条第三項及び第二百六条の規定は、前項に規定する暫定手当について適用する。

第六条の三 次に掲げる法律の規定中「勤務地手当」を削る。

- 一 公立高等学校校定時制課程職員費国庫補助法（昭和二十三年法律第三十四号）第一条
- 二 市町村立学校職員給与負担法第一条
- 三 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律

第五十二号）第四条第一項

第六条の四 当分の間、改正後の公立高等学校校定時制課程職員費国庫補助法第一条、市町村立学校職員給与負担法第一条及び公立養護学校整備特別措置法第四条第一項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と読み替えるものとする。

（国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律の廃止）

40 国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十五年法律第二百六十六号）は、廃止する。

41 次に掲げる法律をそれぞれ次の各号のように改正する。

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十四号）附則第九項を次のように改める。

9 削除

二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十三号）附則第五項を削る。

三 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一

部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十二号）附則第三項を次のように改める。

3 削除

四 保安庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十五号）附則第十二項を次のように改める。

12 削除

五 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）附則第十一項を次のように改める。

11 削除

六 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第七条第一項第五号を削る。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

八二三

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(一五四)

附則別表第四 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員で旧俸給月額が7,500円以下のものの切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月
6,400	7,300	
6,600	7,700	6
6,900	7,700	
7,200	8,100	6
7,500	8,100	

附則別表第三 税務職俸給表の適用を受ける職員で旧俸給月額が9,300円以下のものの切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月
6,200	6,700	
6,400	7,200	6
6,600	7,200	
6,900	7,700	6
7,200	7,700	
7,500	8,200	6
7,800	8,200	
8,100	8,800	6
8,400	8,800	
8,700	9,400	6
9,000	9,400	
9,300	10,000	6
9,600		

附則別表第五 海事職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
6,900	7,400		11,600	12,800	6	19,800	21,600	9	32,800	34,200	
7,200	8,000	6	12,100	12,800		20,500	21,600	3	33,900	35,800	
7,500	8,000		12,600	13,800	6	21,200	22,800	9	35,300	37,400	3
7,800	8,600	6	13,100	13,800		22,000	22,800		36,700	39,000	6
8,100	8,600		13,600	14,800	6	22,800	24,200	6	38,100	40,600	6
8,400	9,200	6	14,100	14,800		23,600	25,600	9	39,600	42,200	6
8,700	9,200		14,600	15,800	6	24,400	25,600		41,100	43,800	6
9,000	10,000	6	15,100	15,800		25,300	27,000	3	42,700	45,400	6
9,300	10,000	3	15,600	16,800	3	26,200	28,400	6	44,300	47,000	6
9,600	10,800	9	16,300	18,000	9	27,300	29,800	9	45,900	48,600	6
10,000	10,800	3	17,000	18,000		28,400	29,800		47,500	50,200	6
10,400	11,800	9	17,700	19,200	6	29,500	31,200	3	49,100	51,800	6
10,800	11,800	6	18,400	20,400	9	30,600	32,600	6	50,700	53,400	6
11,200	11,800		19,100	20,400	3	31,700	34,200	9	52,300		

附則別表第一 行政職俸給表(一)、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)、研究職俸給表及び医療職俸給表(二)の適用を受ける職員(附則別表第三及び附則別表第四の適用を受けるものを除く。)の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
5,400	5,900		9,300	9,800		18,400	20,300	9	35,300	37,100	
5,500	6,100	6	9,600	10,600	6	19,100	20,300	3	36,700	38,800	3
5,600	6,100		10,000	10,600		19,800	21,400	9	38,100	40,500	6
5,700	6,300	6	10,400	11,400	6	20,500	21,400		39,600	42,200	6
5,800	6,300		10,800	11,400		21,200	22,600	6	41,100	44,400	9
5,900	6,600	6	11,200	12,300	6	22,000	23,800	9	42,700	44,400	
6,050	6,600		11,600	12,300		22,800	23,800		44,300	46,600	3
6,200	7,000	6	12,100	13,300	6	23,600	25,000	3	45,900	48,800	6
6,400	7,000		12,600	13,300		24,400	26,200	6	47,500	51,000	9
6,600	7,400	6	13,100	14,300	6	25,300	27,500	9	49,100	51,000	
6,900	7,400		13,600	14,300		26,200	27,500		50,700	53,200	3
7,200	8,000	6	14,100	15,300	6	27,300	28,900	3	52,300	55,400	
7,500	8,000		14,600	15,300		28,400	30,300	6	53,900	55,400	
7,800	8,600	6	15,100	16,300	6	29,500	32,000	9	55,500	57,600	
8,100	8,600		15,600	17,300	9	30,600	32,000		57,300	60,000	
8,400	9,200	6	16,300	17,300		31,700	33,700	3	59,100	62,400	
8,700	9,200		17,000	18,300	3	32,800	35,400	6	60,900	62,400	
9,000	9,800	6	17,700	19,300	6	33,900	37,100	9			

附則別表第二 行政職俸給表(二)の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
4,900	5,300	6	6,900	7,400		12,100	12,700		21,200	22,300	
5,000	5,300		7,200	7,800	3	12,600	13,300		22,000	22,900	
5,100	5,400		7,500	8,200	6	13,100	13,900	3	22,800	24,100	6
5,200	5,500		7,800	8,200		13,600	14,500	3	23,600	24,700	
5,300	5,600		8,100	8,700	3	14,100	15,100	6	24,400	25,900	3
5,400	5,700		8,400	9,200	6	14,600	15,700	6	25,300	26,500	
5,500	5,800		8,700	9,200		15,100	15,700		26,200	27,700	3
5,600	5,900		9,000	9,700	3	15,600	16,300		27,300	28,900	3
5,700	6,000		9,300	9,700		16,300	17,500	3	28,400	30,100	3
5,800	6,200		9,600	10,300	3	17,000	18,100		29,500	30,700	
5,900	6,500	3	10,000	10,900	6	17,700	18,700				
6,050	6,800	6	10,400	10,900		18,400	19,300				
6,200	6,800		10,800	11,500	3	19,100	19,900				
6,400	7,100	3	11,200	12,100	6	19,800	20,500				
6,600	7,400	6	11,600	12,700	6	20,500	21,700	6			

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(一五四)

一般職の職員の給与に関する法律の一端を改正する法律（一五四）

附則別表第六 海軍職俸給表(二)の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
5,400	5,900	月	8,100	8,800	6月	13,600	14,800	6月	22,800	23,800	月
5,500	6,100	6	8,400	8,800	6	14,100	14,800	6	23,600	24,800	3
5,600	6,100	6	8,700	9,400	6	14,600	15,800	6	24,400	25,800	3
5,700	6,400	6	9,000	9,400	6	15,100	15,800	3	25,300	26,800	3
5,800	6,400	3	9,300	10,200	6	15,600	16,800	3	26,200	27,800	3
5,900	6,400	6	9,600	10,200	6	16,300	17,800	6	27,300	28,800	3
6,050	6,800	6	10,000	11,000	6	17,000	18,800	9	28,400	29,800	6
6,200	6,800	6	10,400	11,000	6	17,700	18,800	9	29,500	30,800	6
6,400	7,200	6	10,800	11,800	6	18,400	19,800	3	30,600	31,800	3
6,600	7,200	6	11,200	11,800	6	19,100	20,800	9	31,700	33,800	6
6,900	7,600	6	11,600	12,800	6	19,800	20,800	3	32,800	34,800	3
7,200	7,600	6	12,100	12,800	6	20,500	21,800	6			
7,500	8,200	6	12,600	13,800	6	21,200	22,800	9			
7,800	8,200	6	13,100	13,800	6	22,000	23,800	9			

附則別表第七 教育職俸給表(一)及び医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
6,900	7,400	月	12,600	13,800	6月	22,800	23,600	月	41,100	42,800	月
7,200	8,000	6	13,100	13,800	6	23,600	25,200	6	42,700	44,400	6
7,500	8,000	6	13,600	14,800	6	24,400	26,800	9	44,300	46,000	6
7,800	8,600	6	14,100	14,800	6	25,300	26,800	3	45,900	47,600	3
8,100	8,600	6	14,600	15,800	6	26,200	28,400	6	47,500	49,600	3
8,400	9,200	6	15,100	15,800	6	27,300	30,000	9	49,100	51,600	6
8,700	9,200	6	15,600	17,000	6	28,400	30,000	3	50,700	53,600	6
9,000	9,800	6	16,300	17,000	6	29,500	31,600	6	52,300	55,600	6
9,300	9,800	9	17,000	18,200	3	30,600	33,200	9	53,900	55,600	6
9,600	10,800	9	17,700	19,400	9	31,700	33,200	9	55,500	57,600	6
10,000	10,800	3	18,400	19,400	3	32,800	34,800	3	57,300	60,000	6
10,400	11,800	9	19,100	20,800	9	33,900	36,400	6	59,100	62,400	6
10,800	11,800	6	19,800	20,800	3	35,300	38,000	9	60,900	62,400	6
11,200	11,800	6	20,500	22,200	9	36,700	39,600	9			
11,600	12,800	6	21,200	22,200	9	38,100	39,600	9			
12,100	12,800	6	22,000	23,600	6	39,600	41,200	6			

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

附則別表第八 教育職俸給表（二）の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
6,050	6,600	3	10,400	11,800	9	18,400	19,800	3	31,700	33,300	3
6,200	7,000	6	10,800	11,800	6	19,100	20,800	9	32,800	34,800	3
6,400	7,000	6	11,200	11,800	6	19,800	20,800	3	33,900	36,300	6
6,600	7,400	6	11,600	12,800	6	20,500	21,800	6	35,300	37,800	6
6,900	7,400	6	12,100	12,800	6	21,200	22,800	9	36,700	39,300	9
7,200	8,000	6	12,600	13,800	6	22,000	23,800	9	38,100	40,800	9
7,500	8,000	6	13,100	13,800	6	22,800	23,800	6	39,600	42,300	6
7,800	8,600	6	13,600	14,800	6	23,600	24,800	6	41,100	43,800	6
8,100	8,600	6	14,100	14,800	6	24,400	25,800	3	42,700	45,300	6
8,400	9,200	6	14,600	15,800	6	25,300	27,000	3	44,300	46,800	3
8,700	9,200	6	15,100	15,800	6	26,200	28,200	6	45,900	48,300	3
9,000	9,800	6	15,600	16,800	3	27,300	29,400	6	47,500	49,800	3
9,300	9,800	6	16,300	17,800	6	28,400	30,600	9	49,100	51,300	3
9,600	10,800	9	17,000	18,800	9	29,500	31,800	9	50,700	52,800	3
10,000	10,800	3	17,700	18,800	3	30,600	31,800	3			

附則別表第九 教育職俸給表（三）の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
6,050	6,600	3	10,000	10,600	3	17,000	18,300	3	28,400	30,000	3
6,200	7,000	6	10,400	11,400	6	17,700	19,300	6	29,500	31,200	3
6,400	7,000	6	10,800	11,400	6	18,400	20,300	9	30,600	32,400	3
6,600	7,400	6	11,200	12,300	6	19,100	20,300	3	31,700	33,600	3
6,900	7,400	6	11,600	12,300	6	19,800	21,300	9	32,800	34,800	3
7,200	8,000	6	12,100	13,300	6	20,500	21,300	6	33,900	36,000	3
7,500	8,000	6	12,600	13,300	6	21,200	22,300	6	35,300	37,200	3
7,800	8,600	6	13,100	14,300	6	22,000	23,300	3	36,700	38,700	3
8,100	8,600	6	13,600	14,300	6	22,800	24,300	6	38,100	40,200	3
8,400	9,200	6	14,100	15,300	6	23,600	25,300	9	39,600	41,700	3
8,700	9,200	6	14,600	15,300	6	24,400	26,400	9	41,100	43,200	3
9,000	9,800	6	15,100	16,300	6	25,300	26,400	6	42,700	44,700	3
9,300	9,900	6	15,600	17,300	9	26,200	27,600	6	44,300	46,200	3
9,600	10,600	6	16,300	17,300	6	27,300	23,800	3	45,900	47,700	3

附則別表第十 医療職俸給表（三）の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
6,600	7,300	3	11,600	12,600	3	20,500	21,500	3	29,500	31,500	6
6,900	7,800	6	12,100	13,500	6	21,200	22,500	3	30,600	32,700	6
7,200	7,800	6	12,600	13,500	6	22,000	23,500	6	31,700	33,900	6
7,500	8,300	6	13,100	14,500	6	22,800	24,500	9	33,900	35,100	6
7,800	8,300	6	13,600	14,500	6	23,600	24,500	6			
8,100	8,900	6	14,100	15,500	6	24,400	25,500	3			
8,400	8,900	6	14,600	15,500	6	25,300	26,700	3			
8,700	9,500	6	15,100	16,500	6	26,200	27,900	3			
9,000	9,500	6	15,600	16,500	6	27,300	29,100	6			
9,300	10,200	6	16,300	17,500	6	28,400	30,300	6			
9,600	10,200	6	17,000	18,500	6	29,500	31,500	6			
10,000	11,000	6	17,700	19,500	6	30,600	32,700	6			
10,400	11,000	6	18,400	19,500	6	31,700	33,900	6			
10,800	11,800	6	19,100	20,500	6	33,900	35,100	6			
11,200	11,800	6	19,800	21,500	6	35,300		6			

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一五四）

官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給日額は、その者の属する階級にかかわらず、候補者としての任用基準に応じて、政令で定める額とする。
第四条の次に次の一条を加える。

（職務の等級）

第四条の二 参事官等及び事務官等の職務は、別表第一及び一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第七までに定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、政令で定める。

2 参事官等及び事務官等の職務の等級ごとの定数は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前項の規定に基く分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、政令で定める。

3 参事官等及び事務官等の職務の等級は、前項の規定による職務の等級ごとの定数の範囲内で、かつ、政令で定める基準に従い決定する。
第五条を次のように改める。

（初任給等）

第五条 新たに職員（参事官等、事務官等及び自衛官をい

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

（昭和三十一年六月一日）
法律第五十五号

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「又は別表第五」を削り、同条第二項中「防衛大学校その他政令で定める防衛庁の機関に勤務する教官その他の政令で定める教育職員（以下「教育職員」という。）以外のもの又は教育職員の区分に応じ、別表第二イ若しくはロ又は別表第六」を「政令で定める適用範囲の区分に従い、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一から別表第七まで」に改め、同条第三項中「別表第三又は別表第七」を「別表第二」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛

う。以下本条において同じ。）として任用された者の俸給額（参事官等及び事務官等にあつては俸給月額、自衛官にあつては俸給日額をいう。以下同じ。）の決定基準及び職員が次の各号に掲げる場合の一に該当したときの俸給額の決定基準については、政令で定める。

一 参事官等が事務官等若しくは自衛官となり、事務官等が参事官等若しくは自衛官となり、又は自衛官が参事官等若しくは事務官等となつた場合

二 陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）が海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）若しくは航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）となり、海上自衛官が陸上自衛官若しくは航空自衛官となり、又は航空自衛官が陸上自衛官若しくは海上自衛官となつた場合

三 参事官等又は事務官等が一の職務の等級から他の職務の等級に移つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

四 自衛官が昇任し、又は降任した場合

五 事務官等が一の官職から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（一五五）

2 前項の場合において、防衛庁長官（以下「長官」という。）は、他の職員との権衡上必要と認めるときは、政令で定めるところにより、その者の属する職務の等級又は階級における最高の号俸をこえて俸給額を決定することができる。

3 一般職の職員の給与に関する法律第六条の二の規定は、事務官等の官職及びその官職を占める者の俸給月額の決定について準用する。この場合において、同法同条中「前条」とあるのは「前二項」と、「人事院が定める。」とあるのは「総理府令で定める。」と読み替えるものとする。

4 一般職の職員の給与に関する法律第八條第六項から第九項までの規定は、職員の俸給について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同法同条第六項ただし書中「第三項又は第四項」とあるのは「防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第五条第一項」と、同法同条第七項中「職員の勤務成績が特に良好である場合」とあるのは「政令で定める場合」と、同法同条第八項中「俸給月額」とあるのは「俸給額」と、「職務の等級」とあるのは「職

務の等級又は階級」と、「行政職俸給表(ロ)の適用を受ける職員にあつては、二十四月」とあるのは「政令で定める職員にあつては、政令で定める期間」と読み替えるものとする。

第六条から第九条までを次のように改める。

第六条から第九条まで 削除

第十条第三項中「その日」を「その日（職員が第五条第一項第一号又は第二号に掲げる場合の一に該当して前の職員の職を離職した場合にあつては、その日の前日）」に改める。

第十一条の二を次のように改める。

(俸給の調整額)

第十一条の二 一般職の職員の給与に関する法律第十条の規定は、事務官等の俸給月額について準用する。この場合において、同法同条第一項中「人事院は、俸給月額が」とあるのは「俸給月額が」と、「適正な調整額表を定める」とあるのは「政令で適正な調整額表を定める」と読み替えるものとする。

第十一条の三第一項中「第四条に規定する」を削る。

第十三条第一項中「防衛庁長官（以下「長官」という。）」

手当の月額との合計額」を「俸給の月額」に改める。

第十九条中「勤務地手当」を削る。

第二十三条第二項中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

第二十四条第二項中「第十四条第三項、第十五条から」を「第十四条から」に改める。

第二十五条第二項中「三千二百円」を「三千五百円」に改める。

第二十七条第一項中「これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、」の下に「同法第四条第一項中「確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間」とあるのは「確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（自衛官にあつては、当該日の属する防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条第二項に規定する期間（以下本項において「給与期間」という。）の直前の給与期間の末日から起算して過去三の給与期間）」と、」を加え、同条第二項中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改め、「勤務地手当」を削る。

第二十八条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（一五五）

を「長官」に改める。

第十四条を次のように改める。

(超過勤務手当等)

第十四条 事務官等には、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当を支給する。

2 一般職の職員の給与に関する法律第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第十九条の二第一項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第十九条の三中「第十条の二第一項」とあるのは「防衛庁職員給与法第十一条の三第一項」と読み替えるものとする。

第十六条第三項中「百分の五十」を「百分の六十」に改める。

第十八条第一項中「陸曹等」を「一等陸曹、一等海曹又は一等空曹以下の自衛官（以下「陸曹等」という。）」に改める。

第十八条の二第二項中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改め、「航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当」を削り、「俸給の月額とこれに対する勤務地手当の月額との合計額」及び「俸給月額とこれに対する勤務地

項から第十一項までを削る。

第二十八条の二中「別表第三」を「別表第二」に改め、同条を第二十八条の三とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 停年に達した自衛官が自衛隊法第四十五条第二項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた場合には、国家公務員等退職手当暫定措置法第二条第二項の規定にかかわらず、その者が停年に達した日に退職したものとみなし、その際退職手当を支給することができる。

2 自衛官に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の規定の適用については、同法第三条第一項中「二十五日分」とあるのは「三十日分」と、同法第四条第一項中「二十年以上勤続し停年に達したこと」とあるのは「停年に達し、かつ、政令で定める事由に該当したこと」と、同法第九条中「一般の退職手当」とあるのは「一般の退職手当若しくは防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十八条の規定による退職手当又はこれらの合計額」と、同法第十二条第一項中「一般の退職手当及び」とあるのは「一般の退職手当、防衛庁職員給与法

別表第一 次長、議長及び参事官等俸給表

次長 議長	官職 等級 号	参事官等					
		1等級		2等級		3等級	
		俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
円 73,000	1	円 48,200	月 12	円 34,500	月 12	円 18,500	月 12
	2	50,500	12	36,400	12	19,600	12
	3	53,000	12	38,300	12	20,800	12
	4	55,500	12	40,200	12	22,000	12
	5	58,000	12	42,200	12	23,200	12
	6	60,500	12	44,200	12	24,400	12
	7	63,000	15	46,200	12	25,700	12
	8	65,500	18	48,200	15	27,100	12
	9	68,300	24	50,500	18	28,500	12
	10	72,000		53,000	21	29,900	12
	11			55,500	24	31,300	12
	12			58,000		32,900	12
	13					34,500	12
	14					36,400	15
	15					38,300	15
	16					40,200	18
	17					42,200	21
	18					44,200	24
	19					46,200	

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（一五五）

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（一五五）

第二十八条の規定による退職手当及び」とする。

3 前条の規定による退職手当の支給を受けた自衛官（同条第七項各号の一に該当した者を含む。）に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の規定の適用については、その退職手当の計算の基礎となつた期間（同条第七項各号の一に該当した者にあつては、仮りにこれに退職手当を支給することとした場合にその退職手当の計算の基礎となるべき期間）は同法第七条の勤続期間から除算する。ただし、同法第十条の規定の適用については、この限りでない。

4 学生に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の規定の適用については、学生としての在職期間は、同法第七条の勤続期間から除算する。ただし、その者が学生としての正規の課程を終了し、引き続き自衛官に任用された場合に限り、学生としての在職期間の二分の一に相当する期間は、自衛官としての在職期間に通算する。

別表第一を次のように改める。

別表第二 自衛官俸給表

階級 号	陸海空		将将将		陸 海 空	将 将 補	1 等 陸 佐	2 等 陸 佐	3 等 陸 佐	1 等 陸 尉	2 等 陸 尉
	甲 俸 給 日 額	乙 俸 給 日 額	甲 俸 給 日 額	乙 俸 給 日 額							
1	2,420	1,860	1,580	1,280	1,080	920	770	640	2,420	1,860	1,580
2	2,540	1,950	1,650	1,350	1,140	970	820	670	2,540	1,950	1,650
3	2,660	2,040	1,720	1,420	1,210	1,020	870	700	2,660	2,040	1,720
4	2,790	2,130	1,790	1,490	1,280	1,080	920	730	2,790	2,130	1,790
5	2,920	2,220	1,860	1,580	1,350	1,140	970	770	2,920	2,220	1,860
6		2,320	1,950	1,650	1,420	1,210	1,020	820		2,320	1,950
7		2,420	2,040	1,720	1,490	1,280	1,080	870		2,420	2,040
8		2,540	2,130	1,790	1,580	1,350	1,140	920		2,540	2,130
9		2,660	2,220	1,860	1,650	1,420	1,210	970		2,660	2,220
10		2,790	2,320	1,950	1,720	1,490	1,280	1,020		2,790	2,320
11			2,420	2,040	1,790	1,580	1,350	1,140			2,420
12											
13											
14											

備考 陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給日額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、ときは、その最高の号俸をこえる俸給日額を定めることができる。

階級 号	3等陸尉		1等陸曹		2等陸曹		3等陸曹		陸士長		1等陸士		2等陸士		3等陸士	
	俸 給 日 額	昇 給 期 間	俸 給 日 額	昇 給 期 間	俸 給 日 額	昇 給 期 間	俸 給 日 額	昇 給 期 間	俸 給 日 額	昇 給 期 間	俸 給 日 額	昇 給 期 間	俸 給 日 額	昇 給 期 間	俸 給 日 額	昇 給 期 間
1	535	12月12日	420	12月12日	360	12月12日	315	12月12日	265	12月12日	225	12月12日	205	12月12日	190	12月12日
2	565	12月12日	460	12月12日	390	12月12日	360	12月12日	290	12月12日	245	12月12日				
3	595	12月12日	500	12月12日	420	12月12日	390	12月12日	315	12月12日	265	12月12日				
4	640	12月12日	540	12月12日	460	12月12日	420	12月12日	360	12月12日						
5	670	12月12日	580	12月12日	500	12月12日	460	12月12日								
6	700	12月15日	625	12月15日	540	12月15日	500	12月15日								
7	730	12月15日	670	12月15日	580	12月15日	540	12月15日								
8	770	12月18日	715	12月18日	625	12月18日	580	12月18日								
9	820	12月18日	760	12月18日	670	12月18日	625	12月18日								
10	870	12月21日	805	12月21日	715	12月21日	670	12月21日								
11	920	12月21日	850	12月21日	760	12月21日	715	12月21日								
12	970	12月24日	900	12月24日	805	12月24日	760	12月24日								
13	1,020	12月24日	950	12月24日	850	12月24日	805	12月24日								
14	1,080	12月24日	1,000	12月24日	900	12月24日	850	12月24日								

總理府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸を受けるに至つた時から長期間経過した

別表第三から別表第七までを削る。

附則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。
（俸給の切替及びその切替に伴う措置）
- 2 昭和三十二年四月一日（以下「切替日」という。）において切り替えられる職員の俸給額（参事官等及び事務官等にあつては俸給月額をいい、自衛官（統合幕僚会議の議長たる自衛官を除く。以下同じ。）にあつては俸給日額をいう。以下同じ。）は、改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の適用により同年三月三十一日においてその者が受けていた俸給額（旧法第十一条の規定により俸給の調整額を受けていた事務官等で総理府令で定めるものについては、総理府令で定める額。以下「旧給俸額」という。）に対応する切替表（参事官等にあつては附則別表第一、事務官等にあつては政令で定める適用範囲の区分に従い一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第五十四号）附則別表第一から附則別表第十まで、自衛官にあつては附

則別表第二をいう。以下同じ。）に掲げる新俸給額に対応するそれぞれの俸給表（その者がこの法律の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）別表第一及び別表第二並びに一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第五十四号）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第七までをいう。以下同じ。）に定めるその者の属する職務の等級（自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。）の号俸とし、その者の属する職務の等級に新俸給額と同じ額の号俸がないときは、その額とする。

- 3 旧俸給額が切替表に期間の定のある旧俸給額である職員のうち、附則第五項の規定により切替俸給額（前項の規定により切り替えられた俸給額をいう。以下同じ。）を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧俸給額の欄におけるその者の旧俸給額に相当する額の直近上位の額（その額が切替表の旧俸給額の欄におけるその者の旧俸給額に相当する額の直近下位の額に対応する新俸給額に達しない額であるときは、その新俸給額）

をその者の切替俸給額とする。

- 4 前項の規定により切替俸給額を決定された職員については、その者の切替俸給額を受ける期間（附則第五項の規定により通算される期間を含む。）が昭和三十二年七月一日までにその者の旧俸給額について切替表に定める期間に達することとなる者については同年同月同日を、その他の者にあつては同年十月一日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧俸給額を基礎として、附則第二項の規定を適用し、その日におけるその者の俸給額を決定するものとする。

- 5 新法第五条第四項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項及び第八項の規定の適用については、切替日の前日における俸給額を受けていた期間（その期間がその俸給額について旧法別表第四において職員の区分に従い定める期間の最短期間をこえるときは、その最短期間とし、総理府令で定める者にあつては、これに三月（切替日の前日における俸給額を受けていた期間が三月未満である者で総理府令で定めるものについては、六月）を加えた期間）を切替俸給額を受ける期間に通算する。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（一五五）

- 6 前項の場合において、切替表に期間の定のある旧俸給額を基礎として附則第二項の規定に基き切替俸給額を決定された者については、前項の規定により切替俸給額を受ける期間に通算される期間からその者の旧俸給額について切替表に定める期間を減じて通算する。

- 7 前二項の規定により切替俸給額を受ける期間に通算される期間が切替俸給額について俸給表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日後における最初の昇給について、新法第五条第四項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。
- 8 旧俸給額が参事官等にあつては五万七千七百円、事務官等にあつては五万七千七百円、自衛官にあつては二千八百八十円をこえる者の切替日以降における最初の昇給については、附則第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

- 9 昭和二十七年八月一日から切替日の前日までの間ににおいて旧法第六条第三項ただし書の規定により昇給した職員で他の職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、政令で定めるところにより、その者の切

替日(附則第四項の規定により俸給額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日)以降における昇給について、新法第五条第四項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八條第六項又は第八項に規定する昇給期間を短縮することができ

る。
10 附則第二項又は附則第四項の規定により決定された俸給額がその者の属する職務の等級の最低の号俸に達しない職員の場合、政令で定めるところによる。

11 切替日の前日から引き続き在職する事務官等の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和三十二年七月三十日までに新たに事務官等となつた者のその事務官等となつた日における職務の等級は、同年同月三十一日までに決定することができる。この場合において、その者の職務の等級が決定されるまでの間においては、総理府令で定めるところにより、切替日の前日から引き続き在職する事務官等については旧法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額に対応する同法別表第六に掲げる額の直近上位の額(総理府令で定める者に

ついては、総理府令で定める額)を、切替日以降において新たに事務官等となつた者については総理府令で定める額を、それぞれ俸給月額とみなして新法を適用した場合に支給されるべき給与に相当する額を、同法による給与の内払として支給する。

12 附則第二項、附則第三項及び附則第五項の規定の適用については、旧法の適用により職員が切替日の前日において受けていた俸給額は、同法及びこれに基く命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

13 新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第六條の二の規定の適用を受ける職員については、附則第二項から前項までの規定は、適用しない。

14 附則第二項、附則第五項、附則第十一項及び附則第十七項の規定に基き内閣総理大臣が総理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならぬ。

15 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法の施行に伴う職員の俸給の切替に関し必要な事項は、政令で定める。

(暫定手当)

16 次長、議長、参事官等及び事務官等には、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の例に準じて政令で定めるところにより、当分の間、暫定手当を支給する。

(差額の支給)

17 この法律の施行の日の前日における旧法の規定による職員の俸給(保安庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百八十六号)附則第五項の規定による手当を含む)、勤務地手当、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額の合計額(自衛官にあつては、俸給、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額の合計額)以下本項においてこれらを「旧給与額」という。)が同日における新法の規定によるその者の俸給、暫定手当、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額の合計額(自衛官にあつては、俸給、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額の合計額)以下本項においてこれらを「新給与額」という。)をこえるときは、新給与額が同日における旧給与額(俸給表の適用を異にして異動する場合その他総理府令で定める事由に該当する場合にあつては、総理府令で定める

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(一五五)

額)に達するまで、その差額を手当としてその者に支給する。新法第十九條の規定は、その差額の支給方法について準用する。

(給与の内払)

18 この法律の施行前に旧法の規定に基いてすでに職員に支払われた切替日以降昭和三十二年五月三十一日までの期間に係る給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(暫定手当を基礎とする給与)

19 次長、議長、参事官等及び事務官等に暫定手当が支給される間、新法第十四條第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十九條中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、新法第十八條の二第二項中「及び扶養手当の月額の合計額(自衛官)とあるのは「扶養手当及び暫定手当の月額の合計額(自衛官)と、」俸給の月額(自衛官)とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額(自衛官)と、新法第二十三條第二項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」と、新法第二十七條第二項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」

附則別表第2 自衛官新旧俸給日額切替表

イ 幹部自衛官

旧俸給日額	新俸給日額	期間	旧俸給日額	新俸給日額	期間	旧俸給日額	新俸給日額	期間
535	595	6	960	1,020	3	1,860	1,950	3
555	595		1,000	1,080	6	1,940	2,040	6
575	640	6	1,040	1,140	9	2,020	2,130	9
595	640		1,080	1,140		2,100	2,130	
615	670	6	1,130	1,210	3	2,180	2,220	3
640	700	9	1,180	1,280	6	2,260	2,320	
665	700		1,230	1,350	9	2,340	2,420	
690	730	3	1,280	1,350		2,420	2,540	
715	770	6	1,330	1,420	3			
740	820	9	1,390	1,490	6			
770	820	3	1,450	1,580	9			
800	870	9	1,510	1,580				
830	870		1,580	1,650	6			
860	920	6	1,650	1,720	6			
890	970	9	1,720	1,790	6			
920	970		1,790	1,860	9			

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(一五五)

ロ 陸曹等

旧俸給日額	新俸給日額	期間	旧俸給日額	新俸給日額	期間	旧俸給日額	新俸給日額	期間
180	190		285	315	6	515	540	
185	190		295	315		540	580	6
190	200		305	360	9	565	625	9
195	200		315	360	6	590	625	
200	210		330	360		615	670	3
205	210		345	390	6	640	715	9
210	225		360	390		665	715	6
215	225		375	420	6	690	760	9
225	245		390	420		715	760	3
235	265	6	405	460	9	740	805	9
245	265		420	460	6	770	805	
255	290	9	440	460		800	850	6
265	290	6	465	500	6			
275	290		490	500				

八四三

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(一五五)
と、「特殊勤務手当」とあるのは「暫定手当、特殊勤務手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。
(保安庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正)
保安庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百八十六号)の一部を次のように改正する。
附則第五項を次のように改める。
5 削除
21 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第五十九条ノ三を次のように改める。
第五十九条ノ三 前条第一項ニ規定スル一号俸又ハ二号俸上位ノ号俸ヘノ昇給ニ付テハ転官職ニ依リ昇給ヲ来ス場合ニ於テハ新官職ニ付テメラレタル俸給中前ノ官職ニ付給セラレタル俸給ニ直近ニ多額ナルモノヲ以テ一号俸上位ノ号俸トシテ之ニ直近スル上位ノ号俸ヲ以テ二号俸上位ノ号俸トス
22 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第四十七条第一項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

附則別表第1 参事官等新旧俸給月額切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
15,000	16,300	6	25,100	27,100	9	41,800	44,200	3
15,500	16,300		26,000	27,100		43,400	46,200	6
16,100	17,400	6	26,900	28,500	3	45,100	48,200	6
16,700	17,400		27,800	29,900	6	46,900	50,500	9
17,300	18,500	6	28,800	31,300	9	48,700	50,500	
17,900	19,600	9	29,800	31,300		50,500	53,000	3
18,600	19,600		31,000	32,900	3	52,300	55,500	6
19,400	20,800	3	32,200	34,500	6	54,100	58,000	9
20,200	22,000	6	33,500	36,400	9	55,900	58,000	
21,000	23,200	9	34,800	36,400		57,700	60,500	3
21,800	23,200	3	36,100	38,300	3	59,500	63,000	
22,600	24,400	9	37,400	40,200	6	61,500	63,000	
23,400	24,400		38,700	42,200	9	63,200	65,500	
24,200	25,700	6	40,200	42,200				

八四二

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

（昭和三十三年六月一日）
法律第五十六号

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 最高裁判所は、前条の規定にかかわらず、判事がその最高額の報酬を受けるに至つた時から長期間を経過した場合に支給すべき報酬として、一般の官吏の例に準じて、その最高額を超える報酬月額を定めることができる。

第三条中「報酬の号」の下に「又は報酬月額」を加える。
第九条中「第十六号」を「第十五号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 寒冷地に在勤する高等裁判所長官には、一般の官吏の例に準じて、最高裁判所の定めるところにより、寒冷地

手当、石炭手当及び薪炭手当を支給する。
第十五条中「四万七千五百円又は四万二千七百円」を「五万一千円又は四万四千四百円」に、「六万九百円」を「六万二千四百円」に改める。
別表を次のように改める。

別表

判事	区分		報酬月額
	最高裁判所長官	最高裁判所判事	
一 号	東京高等裁判所長官	その他の高等裁判所長官	一一〇、〇〇〇円
二 号			八八、〇〇〇円
三 号			八二、〇〇〇円
四 号			七八、〇〇〇円
五 号			七二、〇〇〇円
六 号			六七、二〇〇円
七 号			六二、四〇〇円
八 号			五七、六〇〇円
九 号			五三、二〇〇円

判事補

一 号	四一、〇〇〇円
二 号	三七、〇〇〇円
三 号	三三、五〇〇円
四 号	三〇、四〇〇円
五 号	二八、四〇〇円
六 号	二六、二〇〇円
七 号	二三、六〇〇円
八 号	一九、三〇〇円
九 号	一八、三〇〇円
十 号	一六、三〇〇円
一 号	五七、六〇〇円
二 号	五三、二〇〇円
三 号	五一、〇〇〇円
四 号	四四、四〇〇円
五 号	四一、〇〇〇円

簡易裁判所判事

六 号	三七、〇〇〇円
七 号	三三、五〇〇円
八 号	三〇、四〇〇円
九 号	二八、四〇〇円
十 号	二六、二〇〇円
十一号	二三、六〇〇円
十二号	一九、三〇〇円
十三号	一八、三〇〇円
十四号	一六、三〇〇円

附 則

- この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。
- 昭和三十三年三月三十一日において改正前の別表に掲げる二号から十一号までの報酬を受ける判事補及び六号から十五号までの報酬を受ける簡易裁判所判事の同年四月一日に

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（一五七）

おける報酬の号は、判事補についてはそれぞれ一号、二号、三号、四号、五号、六号、七号、八号、九号及び十号とし、簡易裁判所判事についてはそれぞれ五号、六号、七号、八号、九号、十号、十一号、十二号、十三号及び十四号とする。同日以後この法律の施行の日までの間に改正前の別表に掲げる二号から十一号までの報酬を受けるに至つた判事補及び六号から十五号までの報酬を受けるに至つた簡易裁判所判事のその受けるに至つた日における号についても、同様である。

3 裁判官が昭和三十二年四月一日以後の分としてすでに支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による報酬その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和三十二年六月一日)
法律第五十七号

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十

六号)の一部を次のように改正する。
第一条中「第十六号」を「第十五号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 寒冷地に在勤する検事長には、一般官吏の例により、寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当を支給する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 検事がその最高額の俸給を受けるに至つた時から長期間を経過した場合においては、一般官吏の例により、その最高額を超える月額俸給を支給することができる。

第三条第一項を次のように改める。

法務大臣は、初任給、昇給その他検察官の給与に関する事項について必要な準則を定め、これに従つて各検察官の受くべき俸給の号等を定める。

第四条中「及び勤務地手当」を削る。

第九条中「四万二千七百円」を「五万一千円又は四万四千四百円」に改める。

別表を次のように改める。

区分	俸給月額
検事総長	八八、〇〇〇円
次長検事	七五、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	七八、〇〇〇円
その他の検事長	七五、〇〇〇円
一 号	六七、二〇〇円
二 号	六二、四〇〇円
三 号	五七、六〇〇円
四 号	五三、二〇〇円
五 号	五一、〇〇〇円
六 号	四四、四〇〇円
七 号	四一、〇〇〇円
八 号	三七、〇〇〇円
九 号	三三、五〇〇円
十 号	三〇、四〇〇円

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（一五七）

副検事	俸給月額
十一号	二八、四〇〇円
十二号	二六、二〇〇円
十三号	二三、六〇〇円
十四号	一九、三〇〇円
十五号	一八、三〇〇円
十六号	一六、三〇〇円
一 号	四一、〇〇〇円
二 号	三七、〇〇〇円
三 号	三三、五〇〇円
四 号	三〇、四〇〇円
五 号	二八、四〇〇円
六 号	二六、二〇〇円
七 号	二三、六〇〇円
八 号	一九、三〇〇円
九 号	一八、三〇〇円

十号	一六、三〇〇円
十一号	一五、三〇〇円
十二号	一四、三〇〇円

附則

- この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。
- 昭和三十三年三月三十一日において改正前の別表に掲げる八号から十八号までの俸給を受ける検事及び二号から十四号までの俸給を受ける副検事の同年四月一日における俸給の号は、次の表に定めるとおりとする。同日以後この法律の施行の日までの間に改正前の別表に掲げる八号から十八号までの俸給を受けるに至つた検事及び二号から十四号までの俸給を受けるに至つた副検事のもので、受けるに至つた日における号についても、同様である。

区分	改正前の別表による俸給の号		改正後の別表による俸給の号	
	八号	九号	七号	八号
九号	十号	十一号	八号	九号
十号	十一号	十二号	九号	十号
十一号	十二号	十三号	十号	十一号
十二号	十三号	十四号	十一号	十二号

検事										副検事						
十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	十六号	十七号	十八号	二	三	四	五	六	七		
九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	十六号	十七号	一	二	三	四	五	六		

内閣法等の一部を改正する法律

（昭和三十三年六月一日法律第百五十八号）

（内閣法の一部改正）

第一条 内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項を次のように改める。

内閣官房は、閣議事項の整理その他内閣の庶務、閣議に係る重要事項に関する総合調整その他行政各部の施策に関するその統一保持上必要な総合調整及び内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を掌る。第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条之二 内閣官房に、内閣参事官、内閣審議官、

内閣調査官、内閣事務官その他所要の職員を置く。

2 内閣参事官は、命を受けて閣議事項の整理その他内閣の庶務を掌る。

3 内閣審議官は、命を受けて閣議に係る重要事項に関する総合調整その他行政各部の施策に関するその統一

内閣法等の一部を改正する法律（一五八）

- 検察官には、当分の間、一般官吏の例に準じて法務大臣が大蔵大臣と協議して定めるところにより、暫定手当を支給する。
- 前項の規定により検察官に暫定手当が支給される間、改正後の第四条中「扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」と読み替えて、同条の規定を適用する。
- 検察官が昭和三十三年四月一日以後の分としてすでに支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による俸給その他の給与の内払とみなす。

八号	七号
九号	八号
十号	九号
十一号	十号
十二号	十一号
十三号	十二号
十四号	十三号

内閣法等の一部を改正する法律（一五八）

保持上必要な総合調整に関する事務を掌る。

4 内閣調査官は、命を受けて内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を掌る。

5 内閣事務官は、命を受けて内閣官房の事務を整理する。

第十五条第一項を次のように改め、同条第二項中「前項の秘書官で、」の下に「内閣総理大臣に附属する秘書官は、内閣総理大臣の、」を加える。

内閣官房に内閣総理大臣に附属する秘書官三人並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各国务大臣及び内閣官房長官（国务大臣をもつて充てられる場合の内閣官房長官を除く。）に附属する秘書官各一人を置く。

第十六条を次のように改める。

第十六条 内閣官房に置かれる第十四条の二に規定する職員（二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。）の定員は、三十六人とする。

2 内閣参事官、内閣審議官及び内閣調査官の定数は、それぞれ政令でこれを定める。

第十七条 内閣官房の所掌事務を遂行するため必要な内閣組織については、政令で定める。

の者を除く。）の定員は、十二人とする。
（総理府設置法の一部改正）

第三条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十三条」に改める。

第六条第一項第十三号中「各行政機関の施策及び事務の総合調整に関すること」を「各行政機関の事務の連絡に関すること」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条中
「ふ、虞情報局
統計職員養成所
南方連絡事務局
国防会議事務局」
を「統計職員養成所
南方連絡事務局」に
改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十五条第一項の表中引揚同胞対策審議会の項を削る。
第十九条及び第二十条を次のように改める。

（総理府総務長官）

第十九条 総理府に総理府総務長官を置く。

2 総務長官は、国务大臣をもつて充てることができる。
内閣法等の一部を改正する法律（一五八）

八五〇

第十八条 内閣官房に係る事項については、この法律に

いう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（国防会議の構成等に関する法律の一部改正）

第二条 国防会議の構成等に関する法律（昭和三十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（事務局）

第八条 国防会議に、国防会議の事務のほか、国防会議に関する事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局事務官その他所要の職員を置く。

3 事務局長は、内閣総理大臣が任命する。

4 事務局長は、議長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、部内の職員の任免、進退を行い、かつ、その職務につき、これを監督する。ただし、事務局の事務のうち国防会議の事務以外の事務の掌理については、内閣官房長官の命を受けるものとする。

5 事務局は、命を受け、事務を整理する。

6 事務局長を除くほか、事務局に置かれる職員（二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤

3 総務長官は、内閣総理大臣を助け、府務を整理し、並びに総理府（法律で国务大臣をもつてその長に充てることと定められている外局を除く。）所管の事項について、政策及び企画に参画し、政務を処理し、各部署及び機関の事務を監督する。

（総理府総務副長官）

第二十条 総理府に総理府総務副長官一人を置く。

2 総務副長官は、総務長官の職務を助ける。

2 第二十二条を第二十三条とし、第二十一条中「前二条に定める職員の外」を「総務長官、総務副長官及び総務長官秘書官を除く外」に改め、同条を第二十二条とし、第二十条の次に次の一条を加える。

（総理府総務長官秘書官）

第二十一条 総理府に総理府総務長官秘書官一人を置く。但し、総務長官が国务大臣をもつて充てられる場合は、この限りでない。

2 総務長官秘書官は、総務長官の命を受け、機密に関する事務を掌り、又は臨時に命を受け、各部署の事務を助ける。

附則

（施行期日）

八五一

- 1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。
(国家公務員法の一部改正)
- 2 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項中第四号の次に次の一号を加える。
四の二 総理府総務長官
第二条第三項中第六号の次に次の一号を加え、第八号中「内閣官房長官」の下に、「総理府総務長官」を加える。
六の二 総理府総務副長官
(特別職の職員に給与に関する法律の一部改正)
- 3 特別職の職員に給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第一条中第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の一号を加える。
四の二 総理府総務長官
第一条中第五号の次に次の一号を加える。
五の二 総理府総務副長官
別表第一中「内閣官房長官」を「内閣官房長官 総理府総務長官」に、「内閣官房副長官」を「内閣官房副長官 総理府総務副長官」に改める。
- 4 (国会法の一部改正)
国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
第三十九条及び第四十二条第二項中「内閣官房長官」の下に「総理府総務長官」を加える。
(弁護士法の一部改正)
- 5 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。
第三十条第一項中「内閣官房長官」の下に「総理府総務長官」を加える。
(恩給法の一部改正)
- 6 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号中「憲法調査会事務局長」の下に「国防会議事務局長、総理府総務長官、総理府総務副長官」を加え、同項第三号中「若ハ憲法調査会事務局事務官」を「憲法調査会事務局事務官若ハ国防会議事務局事務官」に改める。
(国家行政組織法の一部改正)
- 7 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一

部を次のように改正する。

第十八条第一項を次のように改め、同条第二項中「各大臣」を「各省大臣」に改める。

各省に秘書官一人を置く。

(厚生省設置法の一部改正)

8 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項第八号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 ふ虜に関する情報、調査等に関する事。

第二十九条第一項の表中

援護審査会	戦傷病者戦歿者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べること。
援護審査会	戦傷病者戦歿者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べること。
引揚同胞対策審議会	引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年法律第二百三十一号)に基づき、在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。

に

を

改める。

第三十九条の五第一項及び第三十九条の八中「第六号から第八号までに」を「第一項第六号、第七号及び第九号に」に改める。

(引揚同胞対策審議会設置法の一部改正)

9 引揚同胞対策審議会設置法の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「総理府」を「厚生省」に改める。

第一条第二項、第二条、第三条第四項及び第五項並びに第四条第二項中「内閣総理大臣」を「厚生大臣」に、

第三条第四項中「内閣官房副長官」人」を「総理府総務副長官」に改める。

第五条第二項を次のように改める。

2 事務長は、厚生省引揚援護局長をもつてこれに充て

る。

(青少年問題協議会設置法の一部改正)

10 青少年問題協議会設置法(昭和二十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「内閣官房長官」を「総理府総務長官」に改める。

国家行政組織法の一部を改正する法律（一五九）

八五四

（公職選挙法の一部改正）

11 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項第一号中「内閣官房長官、」の下に「総理府総務長官、」を加える。

（国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部改正）

12 国家公務員のための国設宿舎に関する法律（昭和二十四法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「内閣官房副長官」を「総理府総務副長官」に改め、同条第二項を削る。

第五条第一項中「内閣官房次長」を「総理府総務副長官」に改める。

第十条中第十二号を次のように改める。

十二 総理府総務長官

（行政機関職員定員法の一部改正）

13 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総理府の項中「一、六九一人」を「一、六四〇人」に、「一九、七二人」を「一九、六六一人」に、同表の厚生省の項中「四三、七〇六人」を

「四三、七〇八人」に、同表の合計の項中「六四三、九七四人」を「六四三、九二五人」に改める。

（引揚同胞対策審議会の委員等の身分の継続）

14 この法律の施行の際現に引揚同胞対策審議会の委員又は臨時委員である者（内閣官房副長官を除く。）は、この法律による改正後の引揚同胞対策審議会設置法第三条第四項又は第五項の規定により任命されたものとする。

国家行政組織法の一部を改正する法律

（昭和三十三年六月一日法律第百五十九号）

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項を次のように改める。

3 委員会及び庁は、府又は省に、その外局として置かれるものとする。但し、特に必要がある場合においては、法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められ

ている委員会又は庁に置くことができる。
第七条を次のように改める。

（内部部局）

第七条 府及び省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

4 前項の規定にかかわらず、第三条第三項但書の庁には、特に必要がある場合においては、部にかえて局を置くことができる。

5 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、法律でこれを定める。

6 庁、官房、局及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、法律の範囲内で、政令でこれを定める。

7 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。第三項、第五項及び前項の規定は、事務局の内部組織について、これを準用する。

国家行政組織法の一部を改正する法律（一五九）

第八条に見出しとして「（附属機関その他の機関）」を附する。

第九条に見出しとして「（地方支分部局）」を附する。

第十二条第三項中「前二項」を「第一項」に改め、同項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 外局の長以外の各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、別に法律の定めるところにより、それぞれ主任の各大臣に対し、案をそなえて、第一項の命令を発することを求めることができる。

第十三条第一項中「各外局の長は、別に法律で定める」を「各委員会及び各庁の長官は、別に法律の定める」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

第十四条中「及び各外局の長」を「各委員会及び各庁の長官」に改め、同条第二項中「国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）及びこれに基く規則の規定に従い」を削る。

第十七条の見出しを「（政務次官）」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

第十七条 各省及び第三条第三項但書の各庁には、政務次官一人を置く。

八五五

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第二に掲げる省に限り、政務次官二人を置くことができる。
- 3 政務次官は、その機関の長たる大臣を助け、政策及び企画に参画し、政務を処理し、並びにあらかじめその機関の長たる大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。
- 第十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
- 4 政務次官が二人置かれた省においては、各政務次官の行う前項の職務の範囲及び職務代行の順序については、その省の長たる大臣の定めるところによる。

第十七条の二を次のように改める。

- 17条の二 各省及び第三条第三項但書の各庁には、事務次官一人を置く。

- 2 事務次官は、その機関の長たる大臣を助け、省務又は庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。

- 3 第三条第三項但書の庁以外の庁には、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、長官を助け、庁務を整理する職として次長を置くことができる。

別表第二を次のように改める。

大蔵省
農林省
通商産業省

附則

- 1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。
- 2 行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。
 - 第三条中「三部」を「三局」に、「管理部」を「行政管理局」に、「統計基準部」を「統計基準局」に、「監察部」を「行政監察局」に改める。
 - 第三条の二中「管区監察局」を「管区行政監察局」に、「監察部」を「行政監察局」に、「地方監察局」を「地方行政監察局」に改める。
 - 第五条を次のように改める。
- 3 北海道開発法（昭和二十五年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。
 - 第五条 削除

国家行政組織法の一部を改正する法律（一五九）

- 4 総理府、各省及び各庁には、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができる。
- 第十八条に見出しとして「（秘書官）」を附する。
- 第十九条に見出しとして「（職の定員）」を附する。
- 第二十條を次のように改める。

（内部部局の職）

- 20条 委員会の事務局に長又は次長を置く場合においては、法律によらなければならない。官房に長を置く場合又は局若しくは部に次長を置く場合も、同様とする。
- 2 局、部及び課に、それぞれ局長、部長及び課長を置く。
- 3 官房、局、部又は委員会の事務局に、特に必要がある場合において、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くとき、又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くときは、これらの設置、職務及び定数は、別に法律で定めるものを除く外、政令の定めるところによらなければならない。

- 24条及び第25条を削り、第26条を第20条とし、第27条を削る。

第六条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第六条 削除

- 7条に見出しとして「（北海道開発庁に置かれる特別な職）」を附する。

- 4 自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

「行政部」 「行政局」
 選挙部を 選挙局
 財政部を 財政局
 税務部を 税務局

に改める。

第六条中「次長一人及び」を削る。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

- 10条（見出しを含む。）中「行政部」を「行政局」に改める。

- 11条（見出しを含む。）中「選挙部」を「選挙局」に改める。

- 12条（見出しを含む。）中「財政部」を「財政局」に改める。

- 13条（見出しを含む。）中「税務部」を「税務局」に改める。

に改める。

5 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十八条第一項中「内部部局に、課長」を「長官官房及び各局に、書記官」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 書記官は、命を受け、事務をつかさどる。

第十八条第三項中「課務」を「事務」に改め、同項の次に次の一項を加える。

4 書記官は、長官官房又は各局の課長又は国家行政組織法第二十条第三項に規定する職のいずれかに充てられるものとする。

6 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「四部」を「四局」に、
「調整部」を「調整局」
「計画部」を「総合計画局」
「開発部」を「総合開発局」
「調査部」を「調査局」
に改める。

第六条第十二号中「他部」を「他局」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「調整部」を「調整局」に改め、同条第八号中「他部」を「他局」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「計画部」を「総合計画局」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「開発部」を「総合開発局」に改める。

第十条（見出しを含む。）中「調査部」を「調査局」に改める。

第十二条中第一項、第二項、第五項及び第六項を削り、第三項及び第四項をそれぞれ第一項及び第二項とし、第七項中「開発部」を「総合開発局」に改め、同項を第三項とし、第八項を第四項とする。

7 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第二項とする。

8 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号中「防衛庁次長」を削る。

9 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項「防衛庁の次長」を「防衛事務官」に、「次長」を「事務次官」に、「課長」を「書記官」に、同条第二項、第五条、第十一条第一項、第十二条第三項、第二十三条第二項、第二十七条第二項及び別表第一中「次長」を「事務次官」に改める。

10 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項及び附則第十九項中「次長」を「事務次官」に改める。

11 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次長」を「事務次官」に改める。

12 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第十六項中「選挙部」を「選挙局」に改める。

13 鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

国家行政組織法の一部を改正する法律（一五九）

第六条第二項第三号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

14 資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第五号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

15 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「地方自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第十三号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

16 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第六号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

17 急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「自治庁次長」を「自治事務

次官」に、同項第四号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

18 湿田単作地域農業改良促進法（昭和二十七年法律第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第六号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

19 海岸砂地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第七号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

20 畑地農業改良促進法（昭和二十八年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第七号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

21 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。
第十一条第一項第三号中「自治庁次長」を「自治事務

次官」に、同項第四号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

22 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項第一号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に改める。

23 附則第二項から前項までに掲げる法律を除くほか、他の法令中「行政管理庁次長」とあるのは「行政管理事務次官」と、「北海道開発庁次長」とあるのは「北海道開発事務次官」と、「自治庁次長」とあるのは「自治事務次官」と、「経済企画庁次長」とあるのは「経済企画事務次官」と、「防衛庁次長」とあるのは「防衛事務次官」と、「科学技術庁次長」とあるのは「科学技術事務次官」と読み替える。

南方同胞援護会法

（昭和三十三年六月一日
法律第六十号）

目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）
- 第二章 役員及び職員（第九条―第十五条）
- 第三章 評議員会（第十六条―第十九条）
- 第四章 業務（第二十条）
- 第五章 会計（第二十一条―第二十四条）
- 第六章 監督及び助成（第二十五条―第二十八条）
- 第七章 罰則（第二十九条―第三十一条）
- 第八章 雑則（第三十二条）

第一章 総則

（目的）

第一条 南方同胞援護会は、次に掲げる地域（以下「南方地域」という。）に関する諸問題の解決の促進を図るため必要な調査研究及び啓蒙宣伝を行うとともに、同地域に

南方同胞援護会法（一六〇）

居住する日本国民に対し援護を行い、もつてその福祉の増進を図ることを目的とする。

一 硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）

二 孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島をいう。）

三 沖の鳥島及び南鳥島

（法人格）

第二条 南方同胞援護会（以下「援護会」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 援護会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 援護会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（定款）

第四条 援護会は、定款で次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地

- 四 役員に関する事項
- 五 評議員会及び評議員に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項
- 七 資産に関する事項
- 八 会計に関する事項

2 定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第五条 援護会は、政令の定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条 援護会でない者は、南方同胞援護会という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（解散）

第七条 援護会の解散及びその解散した場合における残余財産の処置については、別に法律で定める。

（民法の準用）

故があるときは会長の職務を代理し、会長、副会長及び専務理事がともに欠員のときは会長の職務を行う。

5 監事は、援護会の業務を監査する。

（役員の内命）

第十一条 会長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 副会長及び専務理事は、会長が内閣総理大臣の同意を得て任命する。

3 理事は、会長が評議員会の同意を得て任命する。

（役員の内命）

第十二条 役員の内命は、二年とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

3 役員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

（代表権の制限）

第十三条 援護会と会長、副会長、専務理事又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合において、援護会を代表する者がないときは、監事が援護会を代表する。

（民法の準用）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、援護会に準用する。

第二章 役員及び職員

（役員）

第九条 援護会に、役員として、会長一人、副会長一人、専務理事一人、理事十五人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の内命及び権限）

第十条 会長は、援護会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、定款で定めるところにより、援護会を代表し、会長を補佐して援護会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 専務理事は、定款で定めるところにより、援護会を代表し、会長及び副会長を補佐して援護会の業務を掌理し、会長及び副会長とともに事故があるときは会長の職務を代理し、会長及び副会長がともに欠員のときは会長の職務を行う。

4 理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して援護会の業務を掌理し、会長、副会長及び専務理事とともに事

第十四条 民法第五十四条（理事の代表権の制限）の規定は、援護会に準用する。

（役員及び職員の内命）

第十五条 援護会の役員及び職員（常時勤務して一定の報酬を受ける職員であつて、二月以内の期間を定めて雇用される者以外の者をいう。）は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

（評議員会）

第十六条 援護会に評議員会を置く。

2 評議員会は、三十人以上四十人以内の評議員をもつて組織する。

（評議員会の権限）

第十七条 次に掲げる事項は、評議員会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 収支予算
- 三 事業計画
- 四 収支決算

五 その他定款で定める事項

（評議員の任命及び任期）

第十八条 評議員は、援護会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 第十二条の規定は、評議員に準用する。

（評議員会の会議）

第十九条 評議員会は、会長が招集する。

2 会長は、評議員の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から三十日以内にこれを招集しなければならない。

3 評議員会の議長を置き、評議員の互選で定める。

4 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

5 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四章 業務

（業務の範囲）

第二十条 援護会は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

一 南方地域に関する諸問題について調査研究を行うこと。

二 南方地域に関する諸問題について定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会等の開催その他必要な啓蒙宣伝を行うこと。

三 南方地域に居住する日本国民に対し援護を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に関し協力する者に対し、必要な資金を貸し付け、又は助成を行うこと。

五 その他第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

第五章 会計

（事業年度）

第二十一条 援護会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 援護会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（事業計画及び予算）

第二十二条 援護会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、また同様とする。

（決算）

第二十三条 会長は、毎事業年度、決算報告書を作成し、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に評議員会に提出しなければならない。

2 援護会は、前項の決算報告書に評議員会の議決書をつけて、決算完結後二月以内にこれを内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（借入金）

第二十四条 援護会は、内閣総理大臣の定める場合を除くほか、借入金をするについては、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第六章 監督及び助成

（報告及び検査）

第二十五条 内閣総理大臣は、法令、法令に基いてする行政の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめ

南方同胞援護会法（一六〇）

るため必要があると認めるときは、援護会からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員をして援護会の事務所その他の場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（監督処分）

第二十六条 内閣総理大臣は、援護会が、その業務に関し、法令、法令に基いてする行政の処分又は定款に違反したときは、援護会に対し、必要な命令をすることができる。

一 この法律、この法律に基く命令、前条の規定に基く

（役員解任）

第二十七条 内閣総理大臣は、役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任し、又は援護会に対しその役員解任を勧告することができる。

内閣総理大臣の監督上の命令又は定款に違反したとき。

- 二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。
- 三 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
- 四 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前各号に掲げるもののほか、役員として不適当と認められるとき。

（助成）

第二十八条 国は、必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、援護会に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも援護会に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を貸し付けることができる。ただし、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の規定の適用を妨げない。

- 2 国は、援護会が前項の規定による助成を受けた場合においてその助成の条件に違反したときは、交付した補助金若しくは貸付金又は貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第七章 罰則

（罰則）

下の過料に処する。

第八章 雑則

（政令への委任）

第三十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和三十二年九月一日から施行する。ただし、附則第二項から附則第六項までの規定は、公布の日から施行する。

（設立の手続）

- 2 内閣総理大臣は、援護会の設立前に、援護会の会長又は監事となるべき者を指名する。
- 3 前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、援護会の成立の日において、この法律の規定により、それぞれ援護会の会長又は監事に任命されたものとする。
- 4 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、援護会の設立に関する事務を処理させる。
- 5 設立委員は、定款並びに最初の事業年度の事業計画及南方同胞援護会法（一六〇）

第二十九条 第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

- 2 援護会の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、援護会の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、援護会に対しても同項の刑を科する。

第三十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした援護会の役員を一万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第五条第一項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。
- 三 第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第二十六条の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第三十一条 第六条の規定に違反して南方同胞援護会という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、一万円以下

び取支予算を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

- 6 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を附則第二項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。
- 7 附則第二項の規定により指名された会長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
- 8 援護会は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。
- 9 援護会の最初の事業年度は、第二十一条第一項の規定にかかわらず、昭和三十二年九月一日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。
- （財団法人の解散等）
- 10 財団法人南方同胞援護会は、援護会成立の日解散し、その権利義務は、援護会が承継する。この場合において、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。
- 11 前項の財団法人南方同胞援護会の解散の登記に関して

必要な事項は、政令で定める。

（他の法律の一部改正）

- 12 南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

- 六 南方同胞援護会法（昭和三十三年法律第六十号）の施行に関する事。

- 13 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本学校給食会」の下に「南方同胞援護会」を、「日本学校給食会法」の下に「南方同胞援護会法」を加える。

- 14 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中第六号ノ九ノ二の次に次の一号を加える。
六ノ九ノ三 南方同胞援護会ガ其ノ業務ニ関シテ発スル証書、帳簿

- 15 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「損害保険料率算出団体」の下

第四節 保護及び利用（第十七条—第二十四条）

第五節 費用（第二十五条—第三十一条）

第六節 雑則（第三十二条—第四十条）

第三章 都道府県立自然公園（第四十一条—第四十八条）

第四章 罰則（第四十九条—第五十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自然公園 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。

- 二 国立公園 わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であつて、厚生大臣が第十条第一項の規定により指定するものをいう。

- 三 国定公園 国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地 自然公園法（一六一）

に、「南方同胞援護会」を加える。

- 16 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「損害保険料率算出団体」の下に「南方同胞援護会」を加える。

- 17 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「損害保険料率算出団体」の下に「南方同胞援護会」を加える。

自然公園法

（昭和三十三年六月一日）
法律第六十一号

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 国立公園及び国定公園
 - 第一節 自然公園審議会（第四条—第九条）
 - 第二節 指定（第十条・第十一条）
 - 第三節 公園計画及び公園事業（第十二条—第十六条）

であつて、厚生大臣が第十条第二項の規定により指定するものをいう。

- 四 都道府県立自然公園 すぐれた自然の風景地であつて、都道府県が第四十一条の規定により指定するものをいう。

- 五 公園計画 国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいう。

- 六 公園事業 公園計画に基いて執行する事業であつて、国立公園又は国定公園の保護又は利用のための施設で政令で定めるものに関するものをいう。

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第三条 この法律の適用に当つては、関係者の所有権、営業権その他の財産権を尊重するとともに、自然公園の保護及び利用と国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

第二章 国立公園及び国定公園

第一節 自然公園審議会

（設置及び権限）

第四条 厚生大臣の諮問に応じ、国立公園及び国定公園に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附屬

機関として自然公園審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、国立公園及び国定公園に関する重要事項について、関係行政機関に意見を具申することができる。

(組織)

第五条 審議会は、委員三十七人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第六条 審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

2 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。
(会長)

第七条 審議会に、会長一人を置く。

4 国立公園又は国定公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。
(指定の解除及び区域の変更)

第十一条 厚生大臣は、国立公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

2 厚生大臣は、国定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聞かなければならない。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、国立公園又は国定公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

第三節 公園計画及び公園事業

(公園計画及び公園事業の決定)

第十二条 国立公園に関する公園計画及び公園事業は、厚生大臣が、審議会の意見を聞いて決定する。

2 国定公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画並びに利用のための施設に関する計画で集団施設地区及び政令で定める施設に関するものは、厚生

2 会長は、委員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(幹事)

第八条 審議会に、その庶務を行わせるため、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 幹事は、非常勤とする。

(政令への委任)

第九条 この法律に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 指定

(指定)

第十条 国立公園は、厚生大臣が、審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。

2 国定公園は、厚生大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。

3 厚生大臣は、国立公園又は国定公園を指定する場合に、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聞いて決定し、その他の計画は、都道府県知事が決定する。
3 国定公園に関する公園事業は、都道府県知事が決定する。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。
(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)

第十三条 厚生大臣は、国立公園に関する公園計画及び公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

2 厚生大臣は、国定公園に関する公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聞かなければならない。ただし、その公園計画を追加するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

3 前条第四項の規定は、公園計画及び公園事業の廃止及び変更について準用する。

(国立公園の公園事業の執行)

第十四条 国立公園に関する公園事業は、国が執行する。
2 地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体(以

下「公共団体」という。）は、厚生大臣の承認を受けて、国立公園に関する公園事業の一部を執行することができる。

3 国及び公共団体以外の者は、厚生大臣の承認を受けて、国立公園に関する公園事業の一部を執行することができる。

（国定公園の公園事業の執行）

第十五条 国定公園に関する公園事業は、都道府県が執行する。ただし、道路法（昭和二十七年法律第八十号）その他の法律の定めるところにより、国が道路に係る事業その他の事業を執行することを妨げない。

2 都道府県以外の公共団体は、都道府県知事の承認を受けて、国定公園に関する公園事業の一部を執行することができる。

3 国及び公共団体以外の者は、都道府県知事の承認を受けて、国定公園に関する公園事業の一部を執行することができる。

（承認又は認可による公園事業の執行）

第十六条 前二条の規定による承認及び認可の手續並びにその承認又は認可を受けて行う公園事業の執行に関して

五 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

六 水面を埋め立て、又は干拓すること。

七 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。

八 高山植物その他これに類する植物で厚生大臣が指定するものを採取すること。

九 屋根、壁面、へい、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

4 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別地域内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三箇月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

6 特別地域内において木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようとする者は、あらかじめ、都道府県知事にその旨を

自然公園法（一六一）

必要な事項は、政令で定める。

第四節 保護及び利用

（特別地域）

第十七条 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができる。

2 第十条第三項及び第四項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては厚生大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していた行為又は非常災害のために必要な応急措置として行ふ行為は、この限りでない。
一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
二 木竹を伐採すること。
三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
四 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

届け出なければならない。

7 次の各号に掲げる行為については、前四項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行として行ふ行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、厚生省令で定めるもの

（特別保護地区）

第十八条 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基いて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。

2 第十条第三項及び第四項の規定は、特別保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては厚生大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していた行為又は非常災害のために必要な応急措置として行ふ行為は、この限りでない。

一 前条第三項各号に掲げる行為

二 木竹を植栽すること。

三 家畜を放牧すること。

四 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。

五 火入又はたき火をすること。

六 植物又は落葉若しくは落枝を採取すること。

七 動物を捕獲し、又は動物の卵を採取すること。

八 道路及び広場以外の地域内へ車馬を入れること。

4 特別保護地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別保護地区内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三箇月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

5 特別保護地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

6 次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。
一 公園事業の執行として行う行為

四 海面を埋め立て、又は干拓すること。

2 厚生大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができぬ。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

5 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、厚生省令で定めるもの

(条件)

第十九条 第十七条第三項及び前条第三項の許可には、国立公園又は国定公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を附することができる。

(普通地域)

第二十条 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一 その規模が厚生省令で定める基準をこえる工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が厚生省令で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼせること。

三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

一 公園事業の執行として行う行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、厚生省令で定めるもの

三 国立公園若しくは国定公園が指定され、又はその区域が拡張された際に着手していた行為

四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為(原状回復命令等)

第二十一条 厚生大臣は、国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第十七条第三項若しくは第十八条第三項の規定、第十九条の規定により許可に附せられた条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代るべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。(報告の徴収及び立入検査)

第二十二条 厚生大臣又は都道府県知事は、国立公園又は国定公園の保護のために必要があると認めるときは、第十七条第三項若しくは第十八条第三項の規定による許可を受けた者又は第二十条第二項の規定により行為を制限

され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、第十七条第三項、第十八条第三項、第二十条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要限度において、当該職員をして、国立公園若しくは国定公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第十七条第三項各号、第十八条第三項各号若しくは第二十条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（集団施設地区）

第二十三条 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の利用のための施設を集団的に整備するため、公園計画に基いて、

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第五節 費用

（公園事業の執行に要する費用）

第二十五条 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。

（国の補助）

第二十六条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、公園事業を執行する都道府県に対して、その公園事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。

（地方公共団体の負担）

第二十七条 国が国立公園に関する公園事業を執行する場合において、当該公園事業の執行が特に地方公共団体を利するものであるときは、当該地方団体に、その受益の限度において、その執行に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により公園事業の執行に要する費用の一部を地方公共団体に負担せよとする場合においては、

自然公園法（一六一）

その区域内に集団施設地区を指定するものとする。
2 第十条第三項及び第四項の規定は、集団施設地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

（利用のための規制）

第二十四条 国立公園又は国定公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。
一 当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念をおこさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしのままに占拠し、けんおの情を催させるような仕方でも客引し、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
2 国又は都道府県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめよべきことを指示することができる。

国は、当該地方公共団体の意見を聞かなければならない。

（受益者負担）

第二十八条 国又は地方公共団体は、公園事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その公園事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。

（原因者負担）

第二十九条 国又は地方公共団体は、他の工事又は他の行為により公園事業の執行が必要となつた場合においては、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に、その公園事業の執行が必要となつた限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

（負担金の徴収方法等）

第三十条 前三条の規定による負担金の徴収方法その他負担金に関して必要な事項は、政令で定める。

（適当除外）

第三十一条 この節の規定は、公園事業のうち、道路法による道路に係る事業及び他の法律にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、

適用しない。

第六節 雑則

（実地調査）

- 第三十二条** 厚生大臣又は都道府県知事は国立公園又は国定公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、厚生大臣以外の国の機関は公園事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、それぞれ当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。
- 2 国の機関又は都道府県知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見を提出する機会を与えなければならない。
- 3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に裁定を申請することができる。

（損失の補償）

- 第三十五条** 国は、第十七条第三項若しくは第十八条第三項の許可を得ることができないため、第十九条の規定により許可に条件を附せられたため、又は第二十条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。
- 2 前項の規定による補償を受けようとする者は、厚生大臣にこれを請求しなければならない。
- 3 厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。
- 4 国は国立公園又は国定公園の指定、公園計画若しくは公園事業の決定又は国が行う公園事業の執行に関し、都道府県は都道府県が行う公園事業の執行に関し、第三十条第一項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の

い。

- 4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。
- （訴願）
- 第三十三条** この法律又はこの法律に基く命令の規定により、厚生大臣又は都道府県知事がした処分不服がある者は、訴願法（明治二十三年法律第五号）の定めるところにより、訴願することができる。ただし、次条の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる場合及び第三十六条の規定により裁判所に出訴することができる場合は、この限りでない。
- 第三十四条** 第十七条第三項、第十八条第三項又は第二十条第二項の規定による厚生大臣又は都道府県知事の処分を受けた者であつて、その処分に不服がある者は、その

補償について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「厚生大臣」とあるのは、「主務大臣又は都道府県知事」と読み替へるものとする。

（訴の提起）

- 第三十六条** 前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して六箇月以内に訴をもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。
- （負担金の強制徴収）
- 第三十七条** この法律の規定により国に納付すべき負担金を納付しない者があるときは、厚生大臣は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。
- 2 前項の場合においては、厚生大臣は、厚生省令の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。
- 3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限内にその納付すべき金額を納付しないときは、厚生大臣は、国税滞納処分の例により前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合にお

る負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金に先だつものとする。

（権限の委任）

第三十八条 この法律に定める厚生大臣の権限は、政令の定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

（協議）

第三十九条 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の指定、

その区域の拡張、公園計画の決定若しくは変更又は特別地域若しくは特別保護地区の指定若しくはその区域の拡張をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 厚生大臣以外の国の機関は、第十四条第一項の規定により国立公園に関する公園事業を執行しようとするときは、厚生大臣に協議しなければならない。

3 国の機関は、第十五条第一項ただし書の規定により国定公園に関する公園事業を執行しようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。

（国に関する特例）

る。

（保護及び利用）

第四十二条 都道府県は、都道府県立自然公園の風致を維持するため、条例の定めるところにより、その区域内に特別地域を指定し、かつ、特別地域内及び当該都道府県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域内における行為につき、それぞれ国立公園の特別地域又は普通地域内における行為に関する前章第四節の規定による規制の範囲内において、条例で必要な規制を定めることができる。

2 都道府県は、都道府県立自然公園の利用のための施設を集团的に整備するため、条例の定めるところにより、その区域内に集団施設地区を指定し、かつ、第二十四条の規定の例により、条例で、特別地域及び集団施設地区内における同条第一項各号に掲げる行為を禁止することができる。

（実地調査）

第四十三条 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に關し実地調査のため必要がある場合に、都道府県知事が第三十二条の規定の例により当該職員をして他人の土地

自然公園法（一六一）

第四十条 国の機関が行う行為については、第十七条第三項又は第十八条第三項の規定による訴可を受けることを要しない。この場合において当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては厚生大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に協議しなければならない。

2 国の機関は、第十七条第四項から第六項まで、第十八条第四項若しくは第五項又は第二十条第一項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 厚生大臣又は都道府県知事は、第二十条第一項の規定による届出の例による通知があつた場合において、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、当該国の機関に対し、風景の保護のためにとるべき措置について協議を求めることができる。

第三章 都道府県立自然公園

（指定）

第四十一条 都道府県は、条例の定めるところにより、区域を定めて都道府県立自然公園を指定することができる。

に立ち入らせ、又は同条第一項に規定する標識の設置その他の行為をさせることができる旨を定めることができる。

（損失の補償）

第四十四条 都道府県は、第四十二条第一項の規定に基づく条例の規定による処分又は前条の規定に基づく条例の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（土地調整委員会の裁定）

第四十五条 第四十二条第一項の規定に基づく条例の規定による都道府県知事の処分を受けた者であつて、その処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に裁定を申請することができる。

（協議等）

第四十六条 都道府県は、都道府県立自然公園の特別地域の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。

2 都道府県が第四十二条第一項の規定に基づく条例で都道府県立自然公園の区域内における行為につき規制を定め

た場合における国の機関が行う行為に関する特例については、第四十条の規定の例による。

（報告、助言又は勧告）

第四十七条 厚生大臣は、都道府県に対し、都道府県立自然公園に関し、必要な報告を求めることができる。

2 厚生大臣は、都道府県に対し、都道府県立自然公園の行政又は技術に関し、必要な助言又は勧告をすることができる。

（国立公園又は国定公園との関係）

第四十八条 国立公園又は国定公園の区域は、都道府県立自然公園の区域に含まれないものとする。

第四章 罰則

第四十九条 第二十一条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第三項又は第十八条第三項の規定に違反した者
- 二 第十九条の規定により許可に附せられた条件に違反した者

第五十三条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第五十四条 第四十二条又は第四十三条の規定に基づく条例には、その条例に違反した者に対して、その違反行為の態様に応じ、それぞれ、前各条に定める処罰の程度をこえない限度において、刑を科する旨の規定を設けることができる。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十二年十月一日から施行する。（国立公園の廃止）

2 国立公園法（昭和六年法律第三十六号）は、廃止する。（経過規定）

3 この法律の施行の際現に国立公園法第一条の規定により指定されている国立公園又は同法第十一条ノ二第一項の規定により指定されている国立公園に準ずる区域は、それぞれ、この法律による国立公園又は国定公園とみなし、その区域は、それぞれ、この法律による国立公園又は

自然公園法（一六一）

第五十一条 第二十条第二項の規定による処分に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第二十条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 国立公園又は国定公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十四条第一項第一号に掲げる行為をした者
- 五 国立公園又は国定公園の特別地域又は集団施設地区内において、第二十四条第二項の規定による当該職員からの指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者
- 六 第三十二条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

は国定公園の区域とみなす。

4 この法律の施行の際現に国立公園法の規定により決定されている国立公園計画若しくは国立公園に準ずる区域に関する計画又は国立公園事業は、それぞれ、この法律に基づいて決定された国立公園若しくは国定公園に関する公園計画又は国立公園に関する公園事業とみなす。

5 この法律の施行の際現に国立公園法第八条第一項の規定により指定されている特別地域又は同法第八条ノ二第一項の規定により指定されている特別保護地区は、それぞれ、この法律に基づいて指定された国立公園の特別地域又は特別保護地区とみなす。

6 この法律の施行前に国立公園法又はこれに基づく命令の規定によつてなされた許可、認可、申請その他の行為は、この法律又はこれに基づく命令に当該規定に相当する規定があるときは、当該相当規定によつてなされたものとみなす。

7 国立公園法若しくはこれに基づく命令の規定によつて許可その他の処分若しくは届出その他の手続を要しなかつた行為でこの法律若しくはこれに基づく命令の規定によつて新たに許可その他の処分若しくは届出その他の手続を

要することとなつたもの又は国立公園法若しくはこれに基く命令の規定によつて届出をもつて足りた行為がこの法律若しくはこれに基く命令の規定によつて、許可その他の処分を要することとなつたものうち、この法律の施行の際現に着手しているものについては、この法律若しくはこれに基く命令の規定による処分若しくは手続を要せず、又は従前の例による届出をもつて足りる。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条 区域を定めて国立公園及び国定公園を指定し、及びその指定を解除し、並びにその区域を変更すること。

十五 国立公園の公園計画及び公園事業並びに国定公園の公園計画の一部を決定し、並びに国立公園の公園事業を執行し、又はその一部を地方公共団体その

他の者に執行させること。

十六 国立公園及び国定公園の区域内に特別地域、特別保護地区及び集団施設地区を指定すること。

十七 国立公園の特別地域及び特別保護地区内における一定の行為について許可を与え、普通地域内における一定の行為を禁止し、若しくは制限し、又はこれについて必要な措置をとるべき旨を命じ、並びにその処分に違反した者に対し原状回復等を命ずること。

第八条第一項第十五号を次のように改め、同条同項第十六号中「国立公園及び」を「国立公園及び国定公園並びに」に改める。

十五 自然公園を保護し、国立公園及び国定公園の公園計画を定め、並びに国立公園の公園事業を執行すること。

第二十九条第一項の表中国立公園審議会の項を次のように改める。

自然公園審議会

厚生大臣の諮問に応じて、国立公園及び国定公園に関する重要事項を調査審議すること。

（土地調整委員会設置法の一部改正）

10 土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）

第三十四条又は第四十五条の規定による異議を裁定すること。

第二十五条第二項中「又は海岸法第三十九条第三項」を「、海岸法第三十九条第三項又は自然公園法第三十四条若しくは第四十五条」に改める。

第四十五条中「命令」の下に「又は条例」を加え、「国立公園法（昭和六年法律第三十六号）」を「自然公園法」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により自然公園法又はこれに基く条例の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、委員会は、裁定で、自然公園の風景を保護するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

3 前項の規定により国立公園又は国定公園の風景を保護するために定められた事項は、自然公園法の規定の

自然公園法（一六一）

適用については、同法第十九条の規定により許可に附せられた条件とみなす。

（土地収用法の一部改正）

11 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十九号を次のように改める。

二十九 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）による公園事業

（森林法の一部改正）

12 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項第三号中「国立公園法（昭和六年法律第三十六号）第一条」を「自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十条又は第四十一条に基く条例」に改める。

（都市公園法の一部改正）

13 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3 次の各号に掲げるものは、第一項の規定にかかわらず

自然公園法（一六一）

ず、都市公園に含まれないものとする。

- 一 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）の規定により決定された国立公園又は国定公園に関する公園計画に基いて設けられる施設（以下「国立公園又は国定公園の施設」という。）たる公園又は緑地
 - 二 自然公園法の規定により国立公園又は国定公園の区域内に指定される集団施設地区たる公園又は緑地
- 第四条第一項中「建築面積」の下に「（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。）」を加える。

第二章中第十八条の次に次の一条を加える。

（自然公園の施設に関する特例）

第十八条の二 国立公園又は国定公園の施設については、第五条第二項及び第三項並びに第六条第一項の規定を、自然公園法に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設の設置及び管理については、第五条第二項及び第三項の規定を適用しない。

第二十三条第一項中「第十四条まで」の下に「第十八条の二」を加える。

小型船海運組合法

（昭和三十二年六月一日法律第六十二号）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 小型船海運組合
 - 第一節 通則（第三条―第七条）
 - 第二節 事業及び調整規程（第八条―第十八条）
 - 第三節 組合員（第十九条―第二十五条）
 - 第四節 設立（第二十六条―第三十条）
 - 第五節 管理（第三十一条―第五十一条）
 - 第六節 解散及び清算（第五十二条―第五十五条）
- 第三章 小型船海運組合連合会（第五十六条―第五十八条）
- 第四章 事業活動の規制に関する命令（第五十九条―第六十二条）
- 第五章 雑則（第六十三条―第六十九条）
- 第六章 罰則（第七十条―第七十五条）
- 附則
- 小型船海運組合法（一六二）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、小型船海運業を営む者が、その経済的地位の改善を図るため小型船海運組合を結成することができるようにし、もつて小型船海運業の安定を確保し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「小型船」とは、貨物の運送の用に供する船舶（はしけを含む。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの以外のものをいう。

- 一 総トン数五トン未満の鋼製の船舶及び総トン数五百トン以上の鋼製の船舶
- 二 ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟
- 三 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項の漁船
- 四 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第四項の旅客定期航路事業又は同法第二十一条の旅客不定期航路事業の用に供する船舶
- 五 もつばら港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六六

十一号）第二条第一項の港湾海運の用に供する船舶

六 もつぱら港湾運送事業法第二条第三項の規定により指定する港湾以外の港湾において港湾運送事業法第三条各号に換げる事業に相当する事業を営む事業の用に供する船舶

2 この法律において「小型船海運業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 木船運送法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第三項の木船運航業
- 二 木船運送法第二条第四項の木船回漕業
- 三 木船運送法第二条第五項の木船貨渡業
- 四 海上運送法第二条第二項の船舶運航事業（旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業を除く。）であつて、総トン数五トン以上五百トン未満の鋼製の船舶によるもの
- 五 海上運送法第二条第六項の船舶貨渡業であつて、総トン数五トン以上五百トン未満の鋼製の船舶を対象とするもの
- 六 木船運送法第二十七条の規定により同法が準用される木船運送の事業

七 海上運送法第四十四条の規定により同法が準用される船舶運航の事業（旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業に相当するものを除く。）

第二章 小型船海運組合

第一節 通則

(海運組合)

第三条 小型船海運業を営む者は、その共同の利益を増進するため、小型船海運組合（以下「海運組合」という。）を組織することができる。

(法人格及び住所)

第四条 海運組合は、法人とする。

2 海運組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(原則)

第五条 海運組合は、次の要件を備えなければならない。

- 一 営利を目的としないこと。
- 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

(名称)

第六条 海運組合は、その名称中に海運組合という文字を用いなければならない。

2 海運組合でない者は、その名称中に海運組合という文字を用いてはならない。

(登記)

第七条 海運組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ第三者に対抗することができない。

第二節 事業及び調整規程

(事業)

第八条 海運組合は、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 小型船による貨物の運送に係る運賃若しくは回漕料又は小型船の貨渡に係る料金であつて組合員が受け取り、又は支払うものの調整
- 二 組合員の小型船海運業に係る運送条件であつて前号に規定するもの以外のものの調整
- 三 組合員が小型船により運送する貨物の引受数量又は引受方法の調整
- 四 組合員が配船する小型船の船腹の調整

小型船海運組合法（一六二）

七 海上運送法第四十四条の規定により同法が準用される船舶運航の事業（旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業に相当するものを除く。）

第二章 小型船海運組合

第一節 通則

(海運組合)

第三条 小型船海運業を営む者は、その共同の利益を増進するため、小型船海運組合（以下「海運組合」という。）を組織することができる。

(法人格及び住所)

第四条 海運組合は、法人とする。

2 海運組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(原則)

第五条 海運組合は、次の要件を備えなければならない。

- 一 営利を目的としないこと。
- 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

(名称)

五 組合員が保有する小型船の船腹の調整

六 組合員が小型船を運航するに必要な燃料等の物資の購入数量、購入方法又は購入価格の調整

七 組合員の小型船海運業に関する共同事業

八 組合員の小型船海運業の経営の合理化に関する指導及びあつせん

九 組合員に対する小型船海運業に係る事業資金のあつせん（あつせんに代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付を含む。）

十 組合員又は組合員が使用する従業員の福利厚生又は技能教育に関する事業

十一 組合員の委任を受けてする組合員と組合員が使用する従業員との間の労働関係に関する事項の処理

十二 組合員又は組合員が使用する従業員のためにする海難防止に関する事業

十三 前各号に掲げる事業を行うために必要な調査、研究その他の事業

2 海運組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利

用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならない。

（団体協約の交渉及び締結）

第九条 海運組合は、組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約を締結することができる。

2 海運組合の代表者は、総会の承認を得てからでなければ、前項の団体協約の締結に関する交渉をする権限を有しない。

3 前条第一項第一号から第六号までに規定する事業に關し前項の交渉の申出を受けた者は、正当な理由がない限り、その交渉に応じなければならない。

4 第一項の団体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同項の団体協約であることを明記した書面をもつてしなければ、その効力を生じない。

5 第一項の団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

6 組合員の締結する契約であつて、その内容が第一項の団体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものとみなす。

当該調整規程の内容が次の各号の一に該当すると認めるときは、認可をしてはならない。

一 小型船海運業の安定を図るための必要かつ最少限度をこえること。

二 第二条第二項各号に掲げる業種の間又は同一業種の組合員の間にならざるに差別的事業であること。

三 荷主又は関連事業者の利益を不当に害すること。

3 運輸大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該調整規程が他の海運組合の調整規程と同一の事項について異なる定をしているときは、これらの調整規程を調整すべきことを命ずることができる。

（調整規程の実施の予告等）

第十三条 海運組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施の期日の十五日前までに、その従業員に対し、当該調整規程の実施について予告をしなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 海運組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施がその従業員の離職を招来した場合には、その後の従業員の採用については、当該離職者の希望によりその者を優先的に雇い入れるように努めなければならない。

（団体協約の認可等）

第十条 第八条第一項第一号から第六号までに規定する事業に關する団体協約は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

2 前項の団体協約については、第十二条第二項、第十四条及び第十五条の規定を準用する。

（勧告）

第十一条 運輸大臣は、前条第一項の団体協約の締結のための交渉に關し、当該海運組合の事業の円滑な実施及び当事者間の公正な取引秩序の確立のために特に必要があると認めるときは、当事者の双方又は一方に対し、必要な勧告をすることができる。

（調整規程の認可）

第十二条 海運組合は、第八条第一項第一号から第六号までに掲げる事業を行おうとするときは、その内容、実施の方法等を定めた規程（以下「調整規程」という。）を運輸大臣に提出して認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、

（調整規程の変更命令及び認可の取消）

第十四条 運輸大臣は、調整規程の内容が第十二条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該海運組合に対し、期限を定めて、これを変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

2 運輸大臣は、第五十九条の命令をしようとするときは、その命令をした後において特に必要があると認めるときは、当該命令に係る海運組合に対し、その調整規程を変更すべきことを命ずることができる。

（調整規程の廃止の届出）

第十五条 海運組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（調整規程の設定等に関する決議）

第十六条 調整規程の設定、変更又は廃止は、総会又は創立総会の決議によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、総会は、その決議により、調整規程の変更を、範囲を限定して、理事会の決議に委任することができる。

3 前二項の総会の決議は、総組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

4 第二項の理事会の決議は、理事の三分の二以上の多数が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

（監査員）

第十七条 海運組合は、定款で定めるところにより、調整規程の実施に関する監査を行うため、監査員を置くことができる。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第十八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、認可を受けた団体協約又は調整規程に係る海運組合又はその組合員の行為には、適用しない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 不公正な取引方法を用いるとき又は組合員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。
- 二 第六十五条第四項の規定による公示があつた後四十日を経過したとき（同条第三項の請求に応じ、運輸大臣が第十四条第一項（第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分をした場合を除く。）。

ようとするときは、海運組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

（議決権及び選挙権）

第二十一条 組合員は、それぞれ一個の議決権及び選挙権を有する。

- 2 組合員は、定款で定めるところにより、第四十五条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合には、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。
- 3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。
- 4 代理人は、十人以上の組合員を代理することができない。
- 5 代理人は、代理権を証する書面を海運組合に差し出さなければならない。

（経費の賦課）

第二十二条 海運組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 第六十五条第三項の規定による請求が団体協約又は調整規程の定の一部について行われたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その団体協約又は調整規程の定のうちその請求に係る部分以外の部分に基いてする行為には、適用しない。

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、海運組合が第八条第一項第七号から第十三号まで（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に基いてする行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなるときは、この限りでない。

第三節 組合員

（組合員の資格の制限）

第十九条 海運組合は、組合員の資格について、地区、航路、貨物又は運輸省令で定める業種以外の制限をしてはならない。

（加入の自由）

第二十条 組合員たる資格を有する者が海運組合に加入し

- 2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて海運組合に対抗することができない。
- 3 組合員の責任は、第一項の規定による経費の負担に限る。

（使用料及び手数料）

第二十三条 海運組合は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

（過怠金）

第二十四条 海運組合は、定款で定めるところにより、組合員に対して過怠金を課することができる。

2 海運組合は、前項の規定により、調整規程に違反した組合員に対して過怠金を課せうとするときは、過怠金の額その他の事項を調整規程で定めなければならない。

（法定脱退）

第二十五条 組合員は、次の理由によつて脱退する。

- 一 組合員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

2 除名は、次の各号に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合には、海運組合は、

その総会の会日の二十日前までに、当該組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- 一 海運組合の目的の遂行を妨げる行為をした組合員
- 二 その他定款で定める理由に該当する組合員
- 三 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

第四節 設立

(発起人)

第二十六条 海運組合を設立するには、その組合員にならうとする十人以上の者が、発起人になることを要する。ただし、運輸大臣が特別の事情があると認められた場合は、この限りでない。

(創立総会)

第二十七条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

- 2 前項の公告は、会日の三週間前までにしなければならない。
- 3 発起人が作成した定款の承認その他設立に必要な事項

(商法等の準用)

第三十条 設立については、第二十一条、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条、第二百五十三条及び第四百二十八条の規定を準用する。この場合には、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「小型船海運組合法第二十七条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之を為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「小型船海運組合法第二十七条第五項」と読み替えるものとする。

第五節 管理

(定款)

第三十一条 海運組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 組合員たる資格に関する規定

小型船海運組合法（一六二）

の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

- 4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。
- 5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

(設立の認可)

第二十八条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款その他運輸省令で定める書類を運輸大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

- 2 運輸大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする海運組合が次の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。
 - 一 第五条各号の要件を備えていること。
 - 二 設立手続及び定款の内容が法令に違反しないこと。
 - 三 構成がその事業を行うのに適正なものであること。

(成立の時期)

第二十九条 海運組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

- 五 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 六 組合員の権利義務に関する規定
- 七 事業の執行に関する規定
- 八 役員に関する規定
- 九 会議に関する規定
- 十 会計に関する規定
- 十一 公告の方法

2 海運組合の定款には、前項の事項のほか、海運組合の存立時期又は解散の理由を定めたときは、その時期又は理由を記載しなければならない。

(役員)

第三十二条 海運組合に、役員として理事及び監事を置く。理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

- 3 役員は、定款で定めるところにより、総会（設立当時の役員は、創立総会）において選挙又は選任する。
- 4 理事の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

（役員任期）

第三十三条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

（理事会）

第三十四条 海運組合の業務の執行は、理事会が決する。

2 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

3 海運組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとする。ことができない。

（理事の責任）

第三十五条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、海運組合に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第三十八条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは

んではない。

（決算関係書類の提出、備付及び閲覧等）

第三十八条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び海運組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4 剰余金の配分は、定款で定めるところにより、組合員の事業の利用分量又は支払った経費の額に応じてしなければならない。

（会計帳簿等の閲覧等）

第三十九条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

公告をしたときも、同様である。

3 前二項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項及び第三項の規定を、第一項の理事の責任については、同条第四項の規定を準用する。

（監事の兼職禁止等）

第三十六条 監事は、当該海運組合の理事又は職員を兼ねてはならない。

2 監事の責任については、前条の規定を準用する。

（定款その他の書類の備付及び閲覧等）

第三十七条 理事は、定款、調整規程並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿は、第二条第二項各号に掲げる業種ごとに作成し、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 加入の年月日

3 組合員及び海運組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒

（役員改選）

第四十条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、職務の遂行に関し不正の行為をし、又は法令若しくは定款に違反したことを理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から一週間前までに、その請求に係る役員に前項の書面の写を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 前項の場合については、第四十三条第二項及び第四十条四条の規定を準用する。

（商法等の準用）

第四十一条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項、第二百五十八条第一項、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで及び第二百八十四条の規定を、理事については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五条並びに商法第二百五十四条ノ二、第二百六十一条から第二百六十二条まで、第二百六十五条及び第二百七十二條の規定を、監事については、商法第二百七十四條及び第二百七十八條の規定を、理事会については、商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで及び第二百六十一條ノ三の規定を準用する。この場合には、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「小型船海運組合法第三十八條第二項」と読み替えるものとする。

（通常総会の招集）

第四十二条 理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

（臨時総会の招集）

第四十三条 理事は、定款で定めるところにより、必要に

通知又は催告を受ける場所を海運組合に通知したときは、その場所）にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

（総会の議決事項）

第四十七条 この法律で別に定めるもののほか、次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- 三 経費の賦課及び徴収の方法
- 四 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第二十八条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（総会の議事）

第四十八条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の規定のある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、総会の議決に加わる権利を有しない。

応じ何時でも、臨時総会を招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、臨時総会をその請求のあつた日から三十日以内に招集すべきことを決しなければならない。

（組合員による総会招集）

第四十四条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手續をしないときは、運輸大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者がない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも、同様である。

（総会招集の手續）

第四十五条 総会の招集は、会日の二十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定める方法に従つて通知しなければならない。

（通知又は催告）

第四十六条 海運組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に

4 総会においては、第四十五条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

（特別の決議）

第四十九条 この法律で別に定めるもののほか、次の事項を決議するには、総組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

- 一 定款の変更
- 二 海運組合の解散又は合併
- 三 組合員の除名

（商法の準用）

第五十条 総会については、商法第二百三十一条、第二百三十九条第五項、第二百四十條第二項、第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條の規定を準用する。

この場合には、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「小型船海運組合法第四十五條」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「小型船海運組合法第四十九條」と読み替えるものとする。

（総代会）

第五十一条 組合員の総数が二百人をこえる海運組合は、

定款で定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代は、組合員のうちから、地域、事業の種類等に応じて公平に選挙されなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時における組合員の総数の十分の一を下つてはならない。ただし、組合員の総数が千人をこえる海運組合にあつては、百人をもつて足りる。

4 総代の選挙については、第三十二条第三項及び第五項の規定を準用する。

5 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

6 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合には、第二十一条第二項後段中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「十人」とあるのは「四人」と読み替えるものとする。

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙（補欠の総代の選挙を除く。）をし、又は海運組合の解散若しくは合併の決議をすることができない。

た設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による役員任期は、最初の通常総会の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任の決議は、総組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

（商法等の準用）

第五十五条 合併については、商法第二百二条から第六十六条まで及び第八八条から第一百一十一条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百三十五条ノ八の規定を、解散及び清算については、商法第十六条、第二百二十四条、第二百五条、第二百二十九条第二項及び第三項、第三百三十一条、第四百七条から第四百二十四条まで、第四百二十六条及び第四百二十七条並びに非訟事件手続法第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六条から第三百三十八条まで及び第三百三十八条ノ三の規定を、清算人については第三十四条から第三十九条まで、第四十三条第二項及び第四十四条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百

第六節 解散及び清算

（解散の理由）

第五十二条 海運組合は、次の理由によつて解散する。

- 一 総会の決議
- 二 海運組合の合併
- 三 海運組合の破産
- 四 定款で定める存立時期の満了又は解散理由の発生
- 五 第六十四条第一項の規定による解散命令

2 海運組合は、前項第一号又は第四号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（合併の手続）

第五十三条 海運組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。

2 合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の認可については、第二十八条第二項の規定を準用する。

第五十四条 合併によつて海運組合を設立するには、各海運組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任し

四十条第二項、第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ二、第二百五十八条第一項、第二百五十九条から第二百二十九条ノ三まで、第二百六十条ノ三から第二百六十一条ノ二まで、第二百六十五条、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで、第二百七十二條及び第二百八十四条の規定を準用する。この場合には、商法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「小型船海運組合法第五十五条ニ於テ準用スル同法第三十八條第二項」と、商法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替えるものとする。

第三章 小型船海運組合連合会

（小型船海運組合連合会）

第五十六条 海運組合は、小型船海運組合連合会を組織することができる。

2 小型船海運組合連合会は、他の小型船海運組合連合会又は海運組合と更に小型船海運組合連合会を組織するこ

とができる。

（調整規程の総合調整等）

第五十七条 小型船海運組合連合会（以下「連合会」という。）は、会員の調整規程を総合調整し、並びに当該連合会を直接又は間接に構成する海運組合の組合員のための調整規程を設定し、及び実施するものとする。

（準用）

第五十八条 連合会については、第四条、第五条（第三号を除く。）、第六条から第二十条まで、第二十一条第二項から第五項まで、第二十二條から第五十條まで及び第五十二條から第五十五條までの規定を準用する。この場合には、第六条中「海運組合」とあるのは「海運組合連合会」と、第九条中「組合員」とあるのは「連合会を直接又は間接に構成する海運組合の組合員」と、第十六条第三項及び第四十九條中「総組合員の半数以上」とあるのは「議決権の総数の半数以上に相当する議決権を有する会員」と、第二十一条第四項及び第二十六條中「十人」とあるのは「二」と、第二十八條第二項第一号中「第五条各号」とあるのは「第五条第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

第六十条 運輸大臣は、小型船海運業を営む者であつて当該調整規程の適用を受けないものの事業活動が、当該調整規程が目的としている小型船海運業の安定を阻害しており、かつ、当該海運組合又は連合会の自主的活動をもつてしてこれを除去できない場合において、これを放置しては、国民経済の発展に著しい支障があると認めるときでなければ、前条の命令をしてはならない。

（命令実施の補助等）

第六十一条 運輸大臣は、第五十九條の命令をした場合において、当該命令の実施につき、運輸省令で定めるところにより、当該命令に係る海運組合又は連合会若しくはその連合会を直接若しくは間接に構成する海運組合をして必要な補助をさせることができる。

2 前項の業務を行う海運組合又は連合会の役員又は職員であつて当該業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（役員又は職員の解任）

第六十二条 運輸大臣は、前条第一項の業務を行う海運組合又は連合会の役員又は職員であつて当該業務に従事す

第四章 事業活動の規制に関する命令

（事業活動の規制に関する命令）

第五十九条 第八条第一項第一号から第四号までの事業に係る調整規程に係る小型船海運業を営む者の大部分が同一内容の調整規定の適用を受けることとなつた場合において、当該海運組合又は連合会の申出があつたときは、運輸大臣は、当該調整規程の内容を参酌して、運輸省令をもつて、小型船海運業を営む者のすべてに対し、その事業活動に関する制限を定め、これに従うべきことを命ずることができる。

2 第八条第一項第五号の事業に係る調整規程が実施されている場合において、当該海運組合の組合員（当該連合会を直接又は間接に構成する海運組合の組合員を含む。以下本項中同じ。）たる資格を有する者の大部分が同一内容の調整規程の適用を受けることとなり、かつ、当該海運組合又は連合会の申出があつたときは、運輸大臣は、当該調整規定の内容を参酌して、運輸省令をもつて、当該海運組合の組合員たる資格を有する者のすべてに対し、その保有する小型船の船腹に関する制限を定め、これに従うべきことを命ずることができる。

る者がその業務を不当に処理し、又は役員若しくは職員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

第五章 雑則

（不服の申出等）

第六十三条 海運組合又は連合会の業務の執行が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その理由を記載した文書により、その旨を運輸大臣に申し出ることができる。

2 運輸大臣は、前項の申出があつたときは、必要な措置をとらなければならない。

（解散命令等）

第六十四条 運輸大臣は、海運組合又は連合会が次の各号の一に該当すると認めるときは、その海運組合又は連合会の解散を命ずることができる。

- 一 第五条各号又は第二十八條第二項第三号（これらの規定を第五十八條において準用する場合を含む。）に適合するものでなくなつたとき。
- 二 定款で定める事業以外の事業を行ったとき。
- 三 その他この法律又はこれに基く処分に違反したとき。

2 運輸大臣は、二以上の海運組合又は連合会の調整規程を実施するために必要があると認めるときは、当該の海運組合又は連合会に対し、新たに連合会を組織し、又は合併すべきことを命ずることができる。

（公正取引委員会との関係）

第六十五条 運輸大臣は、第十条第一項若しくは第十二条第一項（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）又は第十四条（第十条第二項及び第五十八条において準用する場合を含む。）の処分（認可しない旨の処分を除く。）をしたとき、又は第十五条（第十条第二項及び第五十八条において準用する場合を含む。）の届出があつたときは、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

2 運輸大臣は、第五十九条の命令をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会の同意を得なければならない。

3 公正取引委員会は、第十条第一項又は第十二条第一項（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）の認可を受けた団体協約又は調整規程の内容が第

の法律に規定する職権の一部を海運局長に委任することができる。

（海上運送法の適用除外）

第六十九条 海上運送法第二十九条の規定は、この法律に基いて行う共同行為については、適用しない。

第六章 罰則

第七十条 第五十九条の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 第十二条第一項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して認可を受けずに調整規程を実施した者は、十万円以下の罰金に処する。

第七十二条 第六十七条第一項の規定による報告をせず、虚偽の報告をし、立入を拒み、若しくは検査を妨げ、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第七十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当

小型船海運組合法（一六二）

十二条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、運輸大臣に対し、第十四条第一項（第十条第二項及び第五十八条において準用する場合を含む。）の処分をすべき旨を請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

（運輸審議会への諮問）

第六十六条 運輸大臣は、第五十九条の命令をしようとするときは、運輸審議会にはからなければならない。

（報告及び検査）

第六十七条 運輸大臣は、この法律の目的を達成するために必要な限度において、小型船海運業を営む者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類若しくは設備に關し検査をさせ、若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（職権の委任）

第六十八条 運輸大臣は、政令で定めるところにより、こ

該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第七十四条 次の各号の場合には、海運組合又は連合会の発起人、理事若しくは監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて海運組合又は連合会が行うことができる事業以外の事業を当該の海運組合又は連合会の事業として行つたとき。

二 第七条第一項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に基く政令による登記を怠つたとき。

三 第八条第二項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第十五条（第十条第二項及び第五十八条において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つたとき。

五 第二十条（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六 第二十五条第二項後段又は第四十条第四項（これら

の規定を第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七 第三十条若しくは第五十条（これらの規定を第五十条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四十四条又は第四十一条若しくは第五十五条（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百六十条ノ三若しくは同法第四百十九条の規定に違反して議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

八 第三十二条第五項（第五十一条第四項及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九 第三十六条第一項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して理事又は職員を兼ねたとき。

十 第三十七条又は第三十八条（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を

記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十一 正当な理由がないのに第三十九条（第五十八条において準用する場合を含む。）又は第四十一条（第五十条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百七十四条第一項の規定による帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二 第四十一条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百七十四条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたとき。

十三 第四十一条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百七十四条第二項の規定による調査を妨げたとき。

十四 第四十二条（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して通常総会の招集を怠つたとき。

十五 第五十五条において準用する商法第三百三十一条の規定に違反して海運組合又は連合会の財産を処分したとき。

十六 第五十五条において準用する商法第四百二十一条の規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十七 清算の結了を遅延させることを目的として第五十五条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十八 第五十五条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

第七十五条 第六条第二項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律の施行の際現に海運組合という文字又は海運組合連合会という文字を用いている者は、この法律の施行の日から二月間は、第六条第二項の規定にかかわらず、これを用いることができる。

3 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号の五の次に次の二号を加える。

小型船海運組合法（一六二）

十五の六 小型船海運組合及び小型船海運組合連合会の設立の認可等必要な処分をすること。

十五の七 小型船海運業を営む者の運賃等を調整し、及び小型船の船腹の増加を制限すること。

第六条第一項第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 小型船海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）の規定により運輸審議会にはかることを要する事項

第二十三条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 小型船海運業の安定に関すること。

第四十条第一項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 小型船海運業の安定に関すること。

4 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「商工組合連合会」の下に「、小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を、「事業協同小组、商工組合」の下に「、小型船海運組合」を加え、同条第四項中「商工組合連合会」の下に「、小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。

第七条第一項第五号の次に次の一号を加える。

小型船海運組合法(一六二)

- 六 小型船海運組合又は小型船海運組合連合会(直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上が常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ)
- 第二十七条第一項、第二十八条第一項第六号、第二十九條第一項第三号及び同條同項第四号中「酒販組合中央会」の下に「小型海運船組合、小型船海運組合連合会」を加える。
- 5 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。
- 第二條第三項第五号の次に次の一号を加える。
- 六 小型船海運組合及び小型船海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる小型船海運業を営む者の三分の二以上が常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
- 6 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三百三十八号)の一部を次のように改正する。
- 第二條第五号の次に次の一号を加える。
- 六 小型船海運組合及び小型船海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる小型船海運業を

型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。

美容師法

(昭和三十三年六月三日) 法律第六十三号

(目的)

第一条 この法律は、美容師の資格を定めるとともに、美容の業務が適正に行われるように規律し、もつて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「美容」とは、パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。

2 この法律で「美容師」とは、都道府県知事の免許を受けて美容を業とする者をいう。

3 この法律で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

(免許)

第三条 第四条に規定する美容師試験に合格した者は、都

美容師法(一六三)

営む者の三分の二以上が常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

- 7 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
 - 第十九條第七号中「酒販組合中央会」の下に「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」の下に「小型船海運組合法」を加える。
 - 8 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
 - 第九條第六項中「塩業組合、」の下に「小型船海運組合、小型船海運組合連合会、」を加える。
 - 9 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
 - 第七十二條の二十四第四項第五号中「商工組合連合会」の下に「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。
 - 10 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
 - 第四十五條第一項中「商工組合連合会」の下に「小
- 道府県知事の免許を受けて美容師になることができる。
- 2 美容師の免許は、精神病患者又はてんかんにかかつている者には、与えない。
 - 3 美容師の免許は、第六條の規定に違反した者又は第十條第三項の規定による免許の取消処分を受けた者には、与えないことができる。
 - 4 この法律に定めるもののほか、美容師の免許に関して必要な事項は、政令で定める。
- (美容師試験)
- 第四条 美容師試験は、都道府県知事が行う。
- 2 美容師試験は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七條に規定する者であつて、厚生大臣の指定した美容師養成施設において厚生省令で定める期間以上美容師たるに必要な知識及び技能を修得した後、一年以上の実地習練を経たものでなければ受けることができない。
 - 3 美容師養成施設は、次の各号に掲げる養成課程の全部又は一部を設けるものとする。ただし、通信課程は、昼間課程又は夜間課程を設ける美容師養成施設に限つて、設けることができる。

- 一 昼間課程
- 二 夜間課程
- 三 通信課程

4 厚生大臣は、政令の定めるところにより、第二項に規定する美容師養成施設の指定に関する事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

5 第一項から第三項までに定めるもののほか、美容師試験、美容師養成施設その他第一項から第三項までの規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

（登録）

第五条 都道府県に美容師名簿を備え、美容師の免許に関する事項を登録する。

2 前項に定めるもののほか、美容師の登録に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

（無免許営業の禁止）

第六条 美容師でなければ、美容を業としてはならない。

（美容所以外の場所における営業の禁止）

第七条 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

停止することができる。

3 都道府県知事は、美容師が前条第二項又は前項の規定による業務の停止処分に違反したときは、その免許を取り消すことができる。

4 第一項又は前項の規定による取消処分を受けた者であっても、疾病がなおあり、又は改しゆんの情が顕著であるときは、再免許を与えることができる。

（美容所の位置等の届出）

第十一条 美容所を開設しようとする者は、厚生省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、従業者の氏名等をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 美容所の開設者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたとき、又はその美容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

（美容所の使用）

第十二条 美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第十三条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。

（美容の業を行う場合に講ずべき措置）

第八条 美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。
- 二 皮ふに接する布片を客一人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客一人ごとに消毒すること。
- 三 その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置

（健康診断）

第九条 美容師は、毎年二回以上結核、トラホーム、皮膚疾患等の疾病の有無につき行政庁が行う健康診断を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の健康診断の結果その美容師の就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

（免許の取消及び業務の停止）

第十条 都道府県知事は、美容師が第三条第二項に規定する者に該当するときは、その免許を取り消す。

2 都道府県知事は、美容師が第七条、第八条又は前条第一項の規定に違反したときは、期間を定めてその業務を

（美容所について講ずべき措置）

第十三条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 消毒設備を設けること。
- 三 採光、照明及び換気を充分にすること。
- 四 その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置

（立入検査）

第十四条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該吏員に、美容所に立ち入り、第八条又は前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により当該吏員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人にこれを提示しなければならない。

（閉鎖命令）

第十五条 都道府県知事は、美容所の開設者が、第十三条の規定に違反したとき、又は美容師でない者若しくは第九条第二項若しくは第十条第二項の規定による業務の停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行わせたときは、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ず

ることができる。

- 2 当該美容所において美容の業を行う美容師が第八条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該美容所の開設者が美容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽したときは、この限りでない。

（処分の理由の通知等）

- 第十六条 都道府県知事は、第九条第二項、第十条第一項から第三項まで又は前条の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（美容師の会）

- 第十七条 美容師は、美容の業務に係る技術の向上を図るため、美容師会を組織して、美容師の養成並びに会員の指導及び連絡に資することができる。

- 2 以上の美容師会は、美容の業務に係る技術の向上を図るため、連合会を組織して、美容師の養成並びに会員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。

（罰則）

とあるのは、保健所法（昭和二十二年法律第一号）第一条の規定に基づく政令で定める市にあつては、「市長」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（経過規定）

- 2 この法律の施行前、附則第十二項の規定による改正前の美容師美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）（以下この項、附則第四項から附則第八項まで及び附則第十三項において「旧法」という。）、美容師法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百五十一号）附則第二項、美容師美容師法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第四十九号）附則第三項若しくはこの法律の附則第十五項の規定による改正前の美容師法特例（昭和二十三年法律第六十七号）の規定によりなされた美容師の免許又は旧法の規定によりなされた美容師の試験若しくは登録、美容師の業務停止、美容所の構造設備に係る検査若しくは確認、美容所の閉鎖処分その他の処分は、

美容師法（一六三）

- 第十八条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

- 第十九条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。
 - 一 第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- 二 第十二条の規定に違反して美容所を使用した者

- 三 第十五条の規定による美容所の閉鎖処分に違反した者

- 第二十条 第十四条第一項の規定による当該吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二千円以下の罰金に処する。

- 第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

（読替規定）

- 第二十二条 第九条第二項、第十条第二項、第十一条、第十二条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条（美容師の免許の取消に係る場合を除く。）中「都道府県知事」

この法律の規定によりなされた美容師の免許又は美容師の試験若しくは登録、美容師の業務停止、美容所の構造設備に係る検査若しくは確認、美容所の閉鎖処分その他の処分とみなす。

- 3 この法律の施行の際、現に美容師美容師法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第四十九号）附則第二項の規定により美容師の免許を受けることのできる資格を有する者は、第三条の規定の適用については、第四条に規定する美容師試験に合格した者とみなす。

- 4 この法律の施行前旧法第三条の規定により厚生大臣の指定した美容師養成施設又は旧法第三条の規定による実地習練は、この法律の規定により厚生大臣の指定した美容師養成施設又はこの法律の規定による実地習練とみなす。

- 5 この法律の施行前旧法第八条第三号又は第十二条第四号の美容師又は美容所の開設者に係る規定により都道府県知事が定めた衛生上必要な措置は、この法律の第八条第三号又は第十三条第四号の規定により都道府県知事が定めた衛生上必要な措置とみなす。

- 6 この法律の施行前にした旧法第八条、第九条又は第十

二条の美容師又は美容所の開設者に係る規定に違反する行為は、この法律の第八条、第九条第一項又は第十三条の規定に違反する行為とみなす。

7 この法律の施行前、理容師美容師法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二百二十六号）の施行後においてした旧法第十四条第一項後段に規定する美容所の開設者の行為は、この法律の施行後においてしたこの法律の第十五条第一項後段に規定する美容所の開設者の行為とみなす。

8 この法律の施行前旧法の規定によりした、美容所の開設に係る届出又は当該届け出た事項の変更に係る届出は、この法律の第十一条第一項又は第二項の規定によりした届出とみなす。

9 この法律の施行の際、現に美容所を開設している者が、附則第七項の理容師美容師法の一部を改正する法律の施行の日前日から引き続き美容所を開設している者であり、かつ、同項の理容師美容師法の一部を改正する法律の附則第二項に規定する者であるときは、その者については、この法律の第十二条の規定は、適用しない。
10 この法律の施行前にした美容の業務に係る行為に対す

る罰則の適用については、なお従前の例による。

11 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を終了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終つた者又は厚生省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第四条第二項の規定の適用については、学校教育法第四十条に規定する者とみなす。
（理容師美容師法の一部改正）

12 理容師美容師法の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

理容師法

第一条第三項中「理容を業とする者をいい、美容師とは美容を業とする者をいう」を「理容を業とする者をいう」に、同条第四項中「施設をいい、美容所とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう」を「施設をいう」に改め、同条第二項を削る。
第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条中「前二条」を「第二条」に改め、「又は美容

師養成施設」を削る。

第五条第一項中「及び美容師名簿」及び「及び美容師」を、同条第二項中「又は美容師」を削る。

第六条第二項を削る。

第六条の二中「又は美容師」及び「又は美容所」を削る。
第七条を次のように改める。

第七条 理容師の免許は、精神病患者又はてんかんにかかっている者には、これを与えない。

理容師の免許は、第六条の規定に違反した者又は第十条第三項の規定による免許の取消処分を受けた者は、これを与えないことができる。

第八条中「又は美容師」及び「又は美容」を削る。

第九条中「又は美容師」を削り、同条に次の一項を加える。

都道府県知事は、前項の健康診断の結果その理容師の就業が公衆衛生上不適當と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

第十条を次のように改める。

第十条 都道府県知事は、理容師が第七条第一項に規定する者に該当するときは、その免許を取り消す。

都道府県知事は、理容師が第六条の二、第八条又は前条第一項の規定に違反したときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

都道府県知事は、理容師が前条第二項又は前項の規定による業務の停止処分に違反したときは、その免許を取り消すことができる。

第一項又は前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおあり、又は改しゆんの情が顕著であるときは、再免許を与えることができる。

第十一条第一項中「又は美容所」を削り、「従業者の数」を「従業者の氏名」に改め、同条第二項中「又は美容所」及び「若しくは美容所」を削る。

第十一条の二及び第十二条中「又は美容所」を削る。

第十三条第一項中「又は美容所に立入」を「に立ち入り」に改める。

第十四条第一項中「又は美容所」、「若しくは美容師」、「若しくは美容所」及び「若しくは美容」を削り、「第十条」を「第九条第二項若しくは第十条第二項」に改め、同条第二項中「又は美容所」及び「又は美容師」を削る。
第十四条の二中「第十条」を「第九条第二項、第十条

第一項から第三項まで」に改める。

第十四条の三を次のように改める。

第十四条の三 理容師は、理容の業務に係る技術の向上

を図るため、理容師会を組織して、理容師の養成並びに会員の指導及び連絡に資することができる。

二以上の理容師会は、理容の業務に係る技術の向上を図るため、連合会を組織して、理容師の養成並びに会員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。

第十四条の三の次に次の一条を加える。

第十四条の四 第六条の規定に違反した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

第十五条を次のように改める。

第十五条 左の各号の一に該当する者は、これを五千元以下の罰金に処する。

一 第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十一条の二の規定に違反して理容所を使用した者

三 第十四条の規定による理容所の閉鎖処分に違反し

第三条」に改める。

第二条中「理容師美容師法第二条又は第三条」を「理容師法第二条又は美容師法第三条」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

16 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三十一号中「理容師養成施設」の下に「及び美容師養成施設」を加える。

第九条第一項第十一号中「理容所」を「理容所、美容所」に改める。

（地方自治法の一部改正）

17 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号（二十四）中「理容師美容師法」を「理容師法」に、「理容師又は美容師の試験、養成施設及び免許」を「理容師試験、美容師養成施設及び理容師の免許」に、「理容師又は美容師について」を「理容師について」に改め、「又は美容所」及び「又は美容」を削り、同号（二十四）の次に次のように加える。

（二十四の二）美容師法（昭和三十三年法律第百六十三号）

た者

第十七条中「第十五条第三号から第五号まで又は前条」を「前二条」に改める。

第十七条の二中「第十条（理容師又は美容師の免許を取り消す場合を除く。）」を「第九条第二項、第十条第二項」に、「第十四条の二（理容師又は美容師の免許を取り消す場合を除く。）」を「第十四条の二（理容師の免許の取消に係る場合を除く。）」に改める。

（旧法の改正に伴う経過規定）

13 この法律の施行前にした旧法第六条第一項又は第六条の二の規定に違反する行為については、改正後の理容師法第七条第二項又は第十条第二項の規定は、適用しない。

14 この法律の施行前にした理容の業務に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（理容師法特例の一部改正）

15 理容師法特例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

理容師法及び美容師法の特例に関する法律

第一条中「理容師美容師法」を「理容師法」に、「第三条」を「美容師法（昭和三十三年法律第百六十三号）及びこれに基く政令の定めるところにより、美容師試験、美容師養成施設及び美容師の免許に関する事務を行い、美容師について健康診断を実施し、美容所の開設に関する届出を受理し、及びその構造設備について検査し、美容を行う場合に講ずべき措置等を定め、業務の停止又は閉鎖処分に關する事務を行い、並びに職員をして美容所に立入検査させること。

別表第四第一号（十）中「理容師美容師法」を「理容師法」に改め、「又は美容所」を削り、同号（十）の次に次のように加える。

（十の二）美容師法の定めるところにより、美容所の開設に關する届出を受理し、その構造設備について検査し、及び業務の停止又は閉鎖処分に關する事務を行い、並びに職員をして美容所に立入検査させること。（保健所を設置する市の市長に限る。）

（地方税法の一部改正）

18 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条中「十八 理容業」を「十八 理容業」に改める。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律

（昭和三十三年六月三日）
法律第百六十四号

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 環境衛生同業組合
 - 第一節 通則（第三条―第七条）
 - 第二節 事業及び適正化規程（第八条―第十四条）
 - 第三節 組合員（第十五条―第二十一条）
 - 第四節 設立（第二十二条―第二十七条）
 - 第五節 管理（第二十八条―第四十九条）
 - 第六節 解散及び清算（第五十条―第五十二条）
- 第三章 環境衛生同業組合連合会（第五十三条―第五十六条）
- 第四章 料金等の規制措置（第五十七条）
- 第五章 環境衛生適正化審議会（第五十八条・第五十九条）
- 第六章 雑則（第六十条―第六十五条）

第七章 罰則（第六十六条―第七十条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活にきわめて深い関係のある環境衛生関係の営業について、衛生措置の基準を遵守させ、及び衛生施設の改善向上を図るため、これらの営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争により適正な衛生措置を講ずることが阻害され、又は阻害されるおそれがある場合に、料金等の規制その他経営の安定をもたらすための措置を講ずることができるようにし、もつて公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

（適用営業及び営業者の定義）

第二条 この法律は、次の各号に掲げる営業につき適用する。
一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の規定により許可を受けて営む同法第二十条に規定する営業のうち、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業及

び冰雪販売業
二 理容業（理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の規定により届出をして理容所を開設することをいう。）

三 美容業（美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）の規定により届出をして美容所を開設することをいう。）

四 興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号）に規定する興行場営業のうち映画、演劇又は演芸に係るもの
五 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）に規定する旅館業

六 公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号）に規定する浴場業

七 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）に規定するクリーニング業

2 この法律で「営業者」とは、前項各号に掲げる営業を営む者をいう。

第二章 環境衛生同業組合

第一節 通則

（環境衛生同業組合）

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（一六四）

第三条 営業者は、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため、政令で定める業種ごとに、環境衛生同業組合（以下「組合」という。）を組織することができる。

（法人格及び住所）

第四条 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとす。

（原則）

第五条 組合は、次の要件を備えなければならない。

- 一 営利を目的としないこと。
- 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

第六条 組合は、都道府県ごとに一箇とし、その地区は、都道府県の区域による。

（登記）

第七条 組合は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、解散、清算人の就任、

清算の終了等の各場合に、登記をしなければならない。
 2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二節 事業及び適正化規程

（事業）

第八条 組合は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 当該業種における過度の競争により、組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され、又は阻害されるおそれがある場合における料金又は販売価格の制限
- 二 政令で定める業種につき、前号に規定する事態が存する場合における営業方法の制限
- 三 政令で定める業種につき、第一号に規定する事態が存する場合における営業施設の配置の基準の設定
- 四 組合員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導
- 五 食品等の規格又は基準に関する検査
- 六 組合員の営業に関する共同施設
- 七 組合員に対する構造設備又は営業施設の整備改善及

び経営の健全化のための資金のあつた旋（あつた旋に代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付を含む。）

- 八 組合員の営業に関する技能の改善向上又は技能者の養成に関する施設
- 九 前各号の事業に附帯する事業

2 組合は、前項に規定する事業のほか、政令の定めるところにより、組合員の共済に関する事業を行うことができる。

（適正化規程の設定及び認可）

第九条 組合は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事業を行おうとするときは、適正化規程（制限の内容及びその実施に関する定をいう。以下同じ。）を定めて厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 厚生大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該適正化規程の内容が次の各号の一に該当すると認めるときは、認可をしない。

- 一 前条第一項第一号に規定する事態を克服するための必要かつ最少限度の範囲をこえているものであること

と。

二 不当に特定の組合員を差別的に取り扱うものであること。

三 利用者又は消費者の利益を不当に害するものであること。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、適正化規程及び適正化規程に基いて行う組合員の行為には、適用しない。ただし、第十三条第四項の規定による公示があつた後一箇月を経過した場合（同条第三項の規定による請求に応じ、第十一条第一項の規定による処分があつた場合を除く。）には、この限りでない。

2 第十三条第三項の規定による請求が適正化規程の定の一部について行われたときは、その適正化規程の定のうちその請求に係る部分以外の部分に関しては、前項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定の適用があるものとする。

（適正化規程の変更命令及び認可の取消）

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（一六四）

第十一条 厚生大臣は、適正化規程の内容が第九条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該組合に対し、これを変更すべきことを命じ、又は同条第一項の認可を取り消さなければならない。

（適正化規程の廃止）

第十二条 組合は、適正化規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

（公正取引委員会との関係）

第十三条 厚生大臣は、第九条第一項の認可又は第十一条第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 厚生大臣は、第十一条第一項若しくは第二項の規定による認可の取消をしたとき、又は前条の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、適正化規程の内容が第九条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、厚生大臣に

に対し、第十一条第二項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報で公示しなければならない。
（適正化規程の設定等に関する決議）

第十四条 適正化規程の設定は、総会又は創立総会の、適正化規程の変更又は廃止は、総会の決議によらなければならない。

第三節 組合員

（資格）

第十五条 組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において当該業種に属する営業を営む者で定款で定めるものとする。

（加入の自由）

第十六条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。
（議決権及び選挙権）

第十七条 組合員は、各々一箇の議決権及び選挙権を有す

（過怠金）

第二十条 組合は、定款の定めるところにより、当該適正化規程に違反した組合員に対し、過怠金を課することができる。

（法定脱退）

第二十一条 組合員は、次の事由によつて脱退する。

- 一 組合員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

2 除名は、次の各号の一に該当する組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合において、組合は、その総会の会日の一週間前までに、当該組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 適正化規程に違反し、その他組合の目的遂行に反する行為をした組合員

二 その他定款で定める事由に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

第四節 設立

る。

2 組合員は、定款の定めるところにより、第四十三条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、十人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

（経費の賦課）

第十八条 組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（使用料及び手数料）

第十九条 組合は、定款の定めるところにより、使用料及び手数料を徴取することができる。

（発起人）

第二十二条 組合を設立するには、その組合員になろうとする二十人以上の者が、発起人になることを要する。

2 組合は、その組合員の総数がその地区内において当該業種に属する営業を営む者の総数の三分の二以上でなければ設立することができない。

（創立総会）

第二十三条 発起人は、定款を作成し、創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会日の二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出た者の半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

- 6 創立総会については、第十七条並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（株主総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条（株主総会の議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条（株主総会の決議の取消又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第二十三条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、商法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第二十三条第五項」と読み替えるものとする。

（設立の認可）

- 第二十四条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款その他必要な事項を記載した書類を厚生大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。
- 2 厚生大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所所在地
- 五 組合員たる資格に関する規定
- 六 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 七 総会又は総代会に関する規定
- 八 役員の数及び選挙又は選任に関する規定
- 九 業務の執行及び会計に関する規定
- 十 事業年度
- 十一 公告の方法
- 2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の事由を定めるときは、その時期又は事由を記載しなければならない。
- 3 定款の変更は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 前項の認可については、第二十四条第二項の規定を準用する。

（役員）

第二十九条 組合に、役員として理事及び監事を置く。
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（一六四）

設立しようとする組合が次の各号に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

- 一 第五条各号の要件を備えていること。
- 二 第二十二条第二項に規定する設立要件を備えていること。
- 三 設立の手續及び定款の内容が法令に違反していないこと。

（理事への事務引継）

第二十五条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

（成立の時期）

第二十六条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（商法の準用）

第二十七条 組合の設立については、商法第四百二十八条（株式会社設立の無効）の規定を準用する。

第五節 管理

（定款）

第二十八条 組合の定款には、少くとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。
- 3 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。
- 4 理事の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならない。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三箇月以内に補充しなければならない。
- 6 役員選挙は、無記名投票によつて行う。
- 7 投票は、一人につき一票とする。
- 8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員が総会において選任することができる。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任することができる。

（役員任期）

第三十条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 補欠役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当時の役員任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

（理事会）

第三十一条 組合の業務の執行は、理事会が決する。

2 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

3 組合は、定款の定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとする事ができる。

（監事の兼職の禁止）

第三十二条 監事は、当該組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

（理事の自己契約）

第三十三条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法（明

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

（決算関係書類の提出、備付及び閲覧）

第三十六条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

（会計帳簿等の閲覧）

第三十七条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

（役員解任）

第三十八条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署を環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（一六四）

治二十九年法律第八十九号）第八十八条（自己契約等）の規定を適用しない。

（理事の責任）

第三十四条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第三十六条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも同様である。

3 商法第二百六十六条第二項から第四項まで（取締役の責任）の規定は、第一項の理事の責任について準用する。

（定款その他の書類の備付及び閲覧）

第三十五条 理事は、定款、適正化規程並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所

に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 加入の年月日
三 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から一週間前までに、その請求に係る役員に前項の書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 第四十一条第二項及び第四十二条の規定は、前項の場合に準用する。

（商法等の準用）

第三十九条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十八条第一項（欠員の場合の処置）、第二百六十七条から第二百

六十八条ノ三まで（取締役に対する訴）及び第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を、理事については、民法第五十五条（代表権の委任）並びに商法第二百五十四条ノ二（取締役の忠実義務）、第二百六十一条から第二百六十二条まで（会社代表）及び第七十二条（株主の差止請求権）の規定を、監事については、第三十四条並びに商法第七十四条（報告を求め調査をする権限）及び第二百七十八条（監査役と取締役との連帯責任）の規定を、理事会については、同法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで（取締役会の招集）及び第二百六十条ノ三（取締役会の議事録）の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第三十六条第二項」と読み替えるものとする。

（通常総会の招集）

第四十条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事

（通知又は催告）

第四十四条 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所）にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

（総会の議決事項）

第四十五条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- 三 経費の賦課及び徴収の方法
- 四 その他定款で定める事項

（総会の議事）

第四十六条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決する。

2 総会においては、第四十三条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（一六四）

業年度一回招集しなければならない。

（臨時総会の招集）

第四十一条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

（組合員による総会招集）

第四十二条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、厚生大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者がいない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも同様である。

（総会招集の手続）

第四十三条 総会の招集は、会日の一週間前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定める方法に従つてしなければならない。

（特別の議決）

第四十七条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 適正化規程の設定、変更又は廃止
- 三 解散
- 四 組合員の除名

（商法の準用）

第四十八条 総会については、商法第二百三十一条（株主総会の招集の決定）、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（株主総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条（株主総会の議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条（株主総会の決議の取消又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第四十三条」と、商法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（一六四）

（総代会）

第四十九条 組合員の総数が五百人をこえる組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代は、組合員でなければならない。

3 総代の定数は、その選挙又は選任の時における組合員の総数の十分の一（組合員の総数が千人をこえる組合にあつては百人）を下つてはならない。

4 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5 総代には、第二十九条第三項本文、第六項、第七項及び第八項本文の規定を準用する。

6 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第十七条第二項ただし書中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「十人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙若しくは選任（補欠の総代の選挙及び選任を除く。）

二項、第四百十八條から第四百二十四條まで（清算人の決定、清算人の職務）、第四百二十六條（清算人の解任）及び第四百二十七條（清算事務の終了）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三十六條、第三十七條、第三十八條及び第三十九條ノ三（法人の監督）の規定を、組合の清算人については、第三十一條から第三十七條まで、第四十一條第二項及び第四十二條並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百五十四條第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四條ノ二（取締役の忠実義務）、第二百五十八條第一項（欠員の場合の処置）、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで（取締役会の招集）、第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで（取締役会の議事録及び会社代表）、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役に対する訴）、第二百七十二條（株主の差止請求権）及び第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（一六四）

をし、又は解散について議決することができない。

第六節 解散及び清算

（解散の事由）

第五十条 組合は、次の事由によつて解散する。

- 一 総会の決議
- 二 破産
- 三 定款で定める存立時期の満了又は解散の事由の発生
- 四 第六十二条の規定による解散の命令
- 2 前項第一号の総会の決議は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（清算人）

第五十一条 組合が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

（商法等の準用）

第五十二条 組合の解散及び清算については、商法第一百六条（清算中の会社の存続）、第二百二十四条（清算人の職務権限）、第二百二十五条（弁済期に至らない債務の弁済）、第二百二十九条第二項及び第三項（清算人の会社代表）、第三十一条（残余財産の分配）、第四百十七條第

百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第五十二条ニ於テ準用スル同法第三十六條第二項」と、商法第四百十七條第二項中「前項」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第五十一条」と、商法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替えるものとする。

第三章 環境衛生同業組合連合会

（環境衛生同業組合連合会）

第五十三条 同一の業種に係る組合は、環境衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）を組織することができる。

- 2 連合会は、同一の業種については、全国を通じて一箇とする。
- 3 連合会が成立したときは、当該業種に係る組合は、すべてその会員となる。連合会が成立した後において成立した当該業種に係る組合についても同様である。
- 4 連合会の会員たる組合は、当該組合の解散によつて連

合会から脱退する。

（事業）

第五十四条 連合会は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 適正化基準（適正化規程の基本となるものをいう。以下同じ。）の設定
- 二 会員に対する第八条第一項第三号に規定する基準の設定に関する指導
- 三 会員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導
- 四 会員に対する第八条第一項第七号に掲げる資金のあつ旋（あつ旋に代えて資金の借入及びその借り入れた資金の会員に対する貸付を含む。）
- 五 会員たる組合の組合員の営業に関する技能の改善向上又は技能者の養成に関する施設
- 六 前各号の事業に附帯する事業
- 2 連合会は、前項に規定する事業のほか、政令の定めるところにより、会員（会員たる組合の組合員を含む。）の共済に関する事業を行うことができる。
（適正化基準の認可）

第五十五条 連合会は、適正化基準の設定について、厚生大臣の認可を受けなければならない。その変更についても同様である。

（準用）

第五十六条 第四条、第五条（第二号を除く）、第七条、第九条第二項、第十条から第十四条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條から第二十七條まで、第二十八條（第一項第三号及び第六号を除く）、第二十九條から第四十六條まで、第四十七條（第四号を除く）、第四十八條及び第五十條から第五十二條までの規定は、連合会に準用する。この場合において、第九条第二項中「前項」とあり、第十一条第一項中「同条第一項」とあり、第十一条第二項及び第十三條第一項中「第九条第一項」とあるのは「第五十五条」と、第十七條第四項中「十人」とあるのは「五」と、同条第二項中「その地区内において当該業種に属する営業を営む者」とあるのは「会員たる資格を有する組合」と読み替えるものとする。

第四章 料金等の規制措置
（料金等の制限に関する命令）

第五十七条 第九条の規定による適正化規程が実施された場合において、当該組合の申出があつたときは、厚生大臣は、当該組合の地区内において、次の各号の一に該当する事態が存し、かつ、このような事態を放置しては適正な衛生措置の確保にはなほだしい支障を生ずると認めるときに限り、当該適正化規程の内容を参酌して、厚生省令をもつて、当該営業について、料金若しくは販売価格又は営業方法の制限を定め、当該営業者のすべてに対し、これに従うべきことを命ずることができる。

- 一 当該営業者で当該適正化規程の適用を受けないものの事業活動により、当該営業の健全な経営を阻害していること。
- 二 当該組合の自主的活動をもつてしては、組合員の営業の健全な経営を確保することができないこと。

第十三条第一項の規定は、前項の場合に準用する。

第五章 環境衛生適正化審議会

（環境衛生適正化審議会）

第五十八条 この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、中央環境衛生適正化審議会を置く。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（一六四）

2 都道府県は、第六十四条第一項の政令で厚生大臣の権限の一部が都道府県知事に委任されたときは、当該委任に係るこの法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、都道府県環境衛生適正化審議会を置くものとする。

3 厚生大臣は、第九条第一項若しくは第五十五条の認可に関する処分、第十一条第一項（第五十六条において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項の規定による命令、第十一条第一項若しくは第二項（これらを第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による認可の取消、第六十一条の規定による解任の勧告又は第六十二条の規定による解散の命令をしようとするときは、中央環境衛生適正化審議会に諮問しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が第六十四条第一項の委任に基づき前項に掲げる処分をしようとする場合に準用する。

5 厚生大臣又は都道府県知事は、それぞれ、中央環境衛生適正化審議会又は都道府県環境衛生適正化審議会の答申を尊重しなければならない。

6 中央環境衛生適正化審議会は関係各行政機関に、都道

府県環境衛生適正化審議会は関係各行政機関及び中央環境衛生適正化審議会に、この法律の施行に関する事項について建議することができる。この場合には、前項の規定を準用する。

第五十九条 前条に定めるもののほか、環境衛生適正化審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

（報告及び検査）

第六十条 厚生大臣は、この法律に規定する権限を実施するため必要な限度において、営業者、組合若しくは連合会から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（役員への報告）

第六十一条 組合又は連合会の役員が、法令の規定、法令

（権限の委任）

第六十四条 この法律に規定する厚生大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

2 前項の委任に基づき都道府県知事が第五十七条第一項の規定による命令をする場合においては、同項中「厚生省令」とあるのは、「規則」と読み替えるものとする。

（実施規定）

第六十五条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第七章 罰則

第六十六条 第五十七条第一項の規定による命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第六十七条 第九条第一項又は第五十五条の認可を受けないうで適正化規程又は適正化基準を実施した組合又は連合会の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第六十八条 第六十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第六十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（一六四）

の規定に基く処分又は定款に違反したときは、厚生大臣は、組合又は連合会に対し、その役員への解任を勧告することができる。

（解散命令）

第六十二条 組合又は連合会が次の各号の一に該当するときは、厚生大臣は、組合又は連合会の解散を命ずることができる。

- 一 第五号各号（第五十六条において準用する場合を含む。）に適合するものでなくなつたこと。
- 二 第二十二条第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）に規定する設立要件を欠くに至つたこと。
- 三 その業務が法令の規定、法令の規定に基く処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく不当であると認められること。

（利用者又は消費者の意見の具申）

第六十三条 利用者又は消費者は、何時でも、適正化規程、適正化基準、第五十七条第一項の規定による命令その他この法律の施行に関する事項に関して、厚生大臣、都道府県知事又は環境衛生適正化審議会に対し、意見を述べることができる。

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十六条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

第七十条

次の場合には、組合又は連合会の発起人、理事若しくは監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定に基いて組合又は連合会が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。
- 二 第七条第一項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に基く政令で定める登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。
- 三 第六十六条の規定に違反したとき。
- 四 第二十一条第二項後段の規定又は第三十八条第四項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 五 第二十三条第六項若しくは第四十八条（これらを第五十六条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四十四条、第三十九条若しくは第五十二条（これらを第五十六条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百六十条ノ三又は

- 第五十二条（第五十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する同法第四百十九条の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 六 第二十九条第五項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 七 第三十二条（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 八 第三十五条又は第三十六条（これらを第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。
- 九 第三十七条（第五十二条において準用する場合を含む。）又は第三十九条（第五十六条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百七十四条第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧を拒んだとき。
- 十 第三十九条（第五十六条において準用する場合を含む。）

- （施行期日）
- 1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
（厚生省設置法の一部改正）
- 11 第四十条（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 12 第五十二条において準用する商法第三百十一条の規定に違反して組合又は連合会の財産を処分したとき。
- 13 第五十二条において準用する商法第四百二十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 14 第五十二条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。
- 15 第五十二条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

附則

- （施行期日）
- 1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
（厚生省設置法の一部改正）

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

- 第五十三条第三十五号を次のように改める。
- 三十五 環境衛生関係営業の適正化に関する法律（昭和三十三年法律第百六十四号）の規定に基づき、環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会の設立を認可し、並びに適正化規程又は適正化基準について、設定及び変更を認可し、変更を命じ、又は認可を取り消し、その他同法の施行に関すること。
- 第九条第一項第十六号の次に次の一号を加える。
- 十六の二 環境衛生関係営業の適正化に関する法律を施行すること。
- 第二十九条第一項の表中「結核予防審議会」を「厚生大臣の諮問に應じて、結核の予防及び結核患者の医療に関する重要事項を調査審議すること。」を「厚生大臣の諮問に應じて、結核の予防及び結核患者の医療に関する重要事項を調査審議すること。」に改める。

環境衛生関係営業の適正化に関する法律（一六四）

- （登録税法の一部改正）
- 3 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
- 第十九条第七号中「消費生活協同組合連合会」の下に「環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を、「消費生活協同組合法」の下に「環境衛生関係営業の適正化に関する法律」を加える。
（法人税法の一部改正）
- 4 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。
- 第九条第六項中「（企業組合を除く。）」の下に「環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を加える。
（地方税法の一部改正）
- 5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
- 第七十二条の二十二第四項第五号中「（企業組合を除く。）」の下に「環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を加える。
（租税特別措置法の一部改正）

中央環境衛生適正化審議会

厚生大臣の諮問に應じて、環境衛生関係営業の適正化に関する法律第五十八条第三項に規定する処分に関する重要事項を調査審議し、及び関係各行政機関に対し建議すること。

6 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「塩業組合」を「環境衛生同業組合、塩業組合」に改める。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

7 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「（塩業組合ヲ含ム）」の下に「、環境衛生同業組合及環境衛生同業組合連合会」を加える。

第三条第三項中「中小企業等協同組合」の下に「、環境衛生同業組合又は環境衛生同業組合連合会」を加え、同条第四項中「中小企業等協同組合」の下に「、環境衛生同業組合又ハ環境衛生同業組合連合会」を加える。

第七条第一項中「又ハ中小企業等協同組合（塩業組合ニシテソノ直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ常時使用スル従業員ノ数ガ三百人ヲ超エザルモノヲ含ム以下同ジ）」を「、中小企業等協同組合（塩業組合ニシテソノ直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ常時使用スル従業員ノ数ガ三百人ヲ超エザルモノヲ含ム以下同ジ）、環境衛生

同業組合又ハ環境衛生同業組合連合会」に改める。

第二十七条第一項中「中小企業等協同組合」の下に「、環境衛生同業組合又ハ環境衛生同業組合連合会」を加える。

第二十八条第一項第六号中「其ノ構成員」を「環境衛生同業組合若ハ環境衛生同業組合連合会、此等ノ構成員」に改める。

第二十九条第一項第三号中「中小企業等協同組合」の下に「、環境衛生同業組合又ハ環境衛生同業組合連合会」を加え、同項第四号中「又ハ其ノ構成員」を「、環境衛生同業組合若ハ環境衛生同業組合連合会又ハ此等ノ構成員」に改める。

（中小企業信用保険法の一部改正）

8 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号の次に次の一号を加える。
四の二 環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの
第四条第二項及び第九条の三第二項中「調整組合連合

会」の下に「、環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を加える。

（中小企業金融公庫法の一部改正）

9 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの
（中小企業振興資金助成法の一部改正）

（中小企業振興資金助成法の一部改正）

10 中小企業振興資金助成法（昭和三十一年法律第一百五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「中小企業等協同組合の施設及び」を「中小企業等協同組合及び環境衛生同業組合の施設並びに」に、「中小企業等協同組合の活動」を「中小企業等協同組合及び環境衛生同業組合の活動」に改める。

第三条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 環境衛生同業組合の施設であつて、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）第八号第六号に掲げるものの

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（一六四）

設置に必要な資金

第四条中「中小企業等協同組合」の下に「若しくは環境衛生同業組合」を加える。

第八条第二号中「又は第二号」を「から第二号まで」に改める。

医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律

(昭和三十三年六月十日
法律第百六十五号)

(医師国家試験予備試験の受験資格の特例)

第一条 従前の規定による中学校若しくは高等女学校の卒業者又は旧専門学校入学者検定規程(大正十三年文部省令第二十二号)により専門学校入学の資格を有するものとして検定された者以上の程度を入学資格とする修業年限三年以上の医学の教習を目的とする学校(医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十一条第一号及び第四十三条の規定による大学及び専門学校を除く。)を卒業した者、同法第三十六条第三項又は第四項の規定により従前の例による試験を受けることができた者(医師等の免許及び試験の特例に関する法律(昭和二十八年法律第九十二号)第二条の規定の適用を受ける者を除く。)、昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮総督の行つた医師試験の

医師国家試験予備試験及び歯科国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(一六五)

九四一

第一部試験に合格し、又は満洲国に行つた医師考試の第一部考試に及格した者及び旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による修業年限四年の医学専門学校において第四学年の課程を修了した者は、医師法第十二条の規定にかかわらず、昭和三十四年十二月三十一日までに行われる医師国家試験予備試験を受けることができる。

(歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例)

第二条 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第三十三条第三項又は第四項の規定により従前の例による試験を受けることができた者(医師等の免許及び試験の特例に関する法律第四条の規定の適用を受ける者を除く。)、及び昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮総督の行つた歯科医師試験の第一部試験に合格し、又は満洲国に行つた歯科医師考試の第一部考試に及格した者は、歯科医師法第十二条の規定にかかわらず、昭和三十四年十二月三十一日までに行われる歯科医師国家試験予備試験を受けることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

（昭和三十二年六月十日）
法律第百六十六号

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 製錬の事業に関する規制（第三条―第十二条）
- 第三章 加工の事業に関する規制（第十三条―第二十二條）
- 第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十三条―第四十三条）
- 第五章 再処理の事業に関する規制（第四十四条―第五十一条）
- 第六章 核燃料物質の使用等に関する規制（第五十二条―第六十一条）
- 第七章 雑則（第六十二条―第七十六条）
- 第八章 罰則（第七十七条―第八十三条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保し、あわせてこれらによる災害を防止して公共の安全を図るために、製錬、加工及び再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関して必要な規制を行うことを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「原子力」とは、原子力基本法第三条第一号に規定する原子力をいう。

第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。

第三条第三号に規定する核原料物質をいう。

第四条において「原子炉」とは、原子力基本法第三条第四号に規定する原子炉をいう。

第五条 この法律において「製錬」とは、核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの比率を高めるた

めに、核原料物質又は核燃料物質を化学的方法により処理することをいう。

6 この法律において「加工」とは、核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理することをいう。

7 この法律において「再処理」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質（以下「使用済燃料」という。）から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

第二章 製錬の事業に関する規制

（事業の指定）

第三条 原子燃料公社以外の者で製錬の事業を行おうとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣及び通商産業大臣の指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣及び通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 製錬設備及びその附属施設（以下「製錬施設」とい

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（一六六）

う。）を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

三 製錬施設の位置、構造及び設備並びに製錬の方法

四 製錬施設の工事計画

（指定の基準）

第四条 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

一 その指定をすることによつて原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

三 製錬施設の位置、構造及び設備が核原料物質又は核燃料物質による災害の防止上支障がないものであること。

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、前条第一項の指定をする場合においては、前項各号に規定する基準の適用について、あらかじめ原子力委員会の意見をきき、これを尊重してしなければならない。

（指定の欠格条項）

第五条 次の各号の一に該当する者には、第三条第一項の指定を与えない。

- 一 第十条第二項の規定により第三条第一項の指定を取り消され、取消の日から二年を経過していない者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることなくつた後、二年を経過していない者
- 三 禁治産者
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号の一に該当する者のあるもの

（変更の許可及び届出）

第六条 第三条第一項の指定を受けた者（以下「製錬事業者」という。）は、同条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣及び通商産業大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2 製錬事業者は、第九条第一項に規定する場合を除き、

（相続）

第九条 製錬事業者について相続があつたときは、相続人は、製錬事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により製錬事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を内閣総理大臣及び通商産業大臣に届け出なければならぬ。

（指定の取消等）

第十条 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、製錬事業者が正当な理由がないのに、総理府令、通商産業省令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、製錬事業者が次の各号の一に該当するときは、第三条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 第六条第一項の規定により許可を受けなければならぬ

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（一六六）

第三条第二項第一号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣及び通商産業大臣に届け出なければならぬ。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 第四条の規定は、第一項の許可に準用する。

（事業開始等の届出）

第七条 製錬事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣及び通商産業大臣に届け出なければならぬ。

（合併）

第八条 製錬事業者である法人の合併の場合（製錬事業者である法人と製錬事業者でない法人が合併する場合において、製錬事業者である法人が存続するときを除く。）において当該合併について内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、製錬事業者の地位を承継する。

2 第四条第一項第一号及び第二号並びに第二項並びに第五條の規定は、前項の認可に準用する。

ない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第十二条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

四 第六十二条第一項の条件に違反したとき。

（記録）

第十一条 原子燃料公社及び製錬事業者は、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、製錬の事業の実施に關し総理府令、通商産業省令で定める事項を記録し、これを、その工場又は事業所に備えて置かなければならぬ。

（保安規定）

第十二条 原子燃料公社及び製錬事業者は、核燃料物質に係る製錬の事業を行う場合においては、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、保安規定が核燃料物質による災害の防止上十分でないとき認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、核燃料物質による災害の防止のため必要があると認めるときは、原子燃料公社又は製錬事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができ、

4 原子燃料公社及び製錬事業者並びにその従業者は、保安規定を守らなければならない。

第三章 加工の事業に関する規制

（事業の許可）

第十三条 原子燃料公社以外の者で加工の事業を行おうとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 加工設備及びその附属施設（以下「加工施設」という。）を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

三 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法

四 加工施設の工事計画

（許可の基準）

罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることなくなつた後、二年を経過していない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちの前各号の一に該当する者のあるもの

（変更の許可及び届出）

第十六条 第十三条第一項の許可を受けた者（以下「加工事業者」という。）は、同条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2 加工事業者は、第十九条第一項に規定する場合を除き、第十三条第二項第一号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（一六六）

第十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その許可をすることによつて加工の能力が著しく過大にならないこと。

二 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

三 加工施設の位置、構造及び設備が核燃料物質による災害の防止上支障がないものであること。

2 内閣総理大臣は、前条第一項の許可をする場合においては、前項各号に規定する基準の適用について、あらかじめ原子力委員会の意見をきき、これを尊重してしなければならない。

（許可の欠格条項）

第十五条 次の各号の一に該当する者には、第十三条第一項の許可を与えない。

一 第二十条第二項の規定により第十三条第一項の許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

3 第十四条の規定は、第一項の許可に準用する。

（事業開始等の届出）

第十七条 加工事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（合併）

第十八条 加工事業者である法人の合併の場合（加工事業者である法人と加工事業者でない法人が合併する場合において、加工事業者である法人が存続するときを除く。）において当該合併について内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、加工事業者の地位を承継する。

2 第十四条第一項第二号及び第二項並びに第十五条の規定は、前項の認可に準用する。

（相続）

第十九条 加工事業者について相続があつたときは、相続人は、加工事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により加工事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

ない。

（許可の取消等）

第二十条 内閣総理大臣は、加工事業者が正当な理由がないのに、総理府令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、加工事業者が次の各号の一に該当するときは、第十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

- 一 第十五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。
- 二 第十六条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けなかったとき。
- 三 第二十二条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第六十二条第一項の条件に違反したとき。

（記録）

第二十一条 原子燃料公社及び加工事業者は、総理府令で定めるところにより、加工の事業の実施に関し総理府令

で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

（保安規定）

第二十二条 原子燃料公社及び加工事業者は、総理府令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 内閣総理大臣は、核燃料物質による災害の防止のため必要があると認めるときは、原子燃料公社又は加工事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 原子燃料公社及び加工事業者並びにその従業者は、保安規定を守らなければならない。

第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制

（設置の許可）

第二十三条 日本原子力研究所以外の者で原子炉を設置しようとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 使用の目的
- 三 原子炉の型式、熱出力及び基数
- 四 原子炉を設置する工場又は事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者の工場又は事業所）の名称及び所在地
- 五 原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備
- 六 原子炉施設の工事計画
- 七 原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
- 八 使用済燃料の処分方法

（許可の基準）

第二十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（一六六）

- 一 原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その許可をすることによつて原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 三 その者（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者を含む。）に原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。
- 四 原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。以下この章において同じ。）核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。

（許可の欠格条項）

第二十五条 次の各号の一に該当する者には、第二十三条第一項の許可を与えない。

- 一 第三十三条第二項の規定により第二十三条第一項の許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者
- 二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることなくつた後、二年を経過していない者
- 三 禁治産者
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号の一に該当する者のあるもの

（変更の許可及び届出等）

- 2 第二十六条 第二十三条第一項の許可を受けた者（以下「原子炉設置者」という。）は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。
- 2 原子炉設置者は、第三十二条第一項に規定する場合を除き、第二十三条第二項第一号、第六号又は第七号に掲

ようとするときは、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が総理府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

（施設検査）

- 第二十八条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、総理府令で定めるところにより、原子炉施設の工事について内閣総理大臣の検査を受けなければならない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設についても、同様とする。
- 2 前項の検査においては、原子炉施設の工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われているときは、合格とする。

（性能検査）

- 第二十九条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、総理府令で定めるところにより、原子炉施設の性能について内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、原子炉施設を使用してはならない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設についても、同様とする。

- げる事項を変更したときは、変更の日から、三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。
- 3 原子炉を船舶に設置する場合において、その船舶について船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第五条第一項の登録がなされたときは、原子炉設置者は、登録の日から三十日以内に、その船舶の名称を内閣総理大臣に届け出なければならない。その名称を変更したときも、同様とする。
- 4 第二十四条の規定は、第一項の許可に準用する。

（設計及び工事の方法の認可）

- 第二十七条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、総理府令で定めるところにより、原子炉施設の工事に着手する前に、原子炉施設に関する設計及び工事の方法について内閣総理大臣の認可を受けなければならない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設についても、同様とする。
- 2 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、前項の認可を受けた原子炉施設に関する設計及び工事の方法を変更し

- 2 前項の検査においては、原子炉施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

- 一 その工事が前条第一項の検査に合格していること。
- 二 その性能が総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

（運転計画）

- 第三十条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、総理府令（発電の用に供する原子炉については総理府令、通商産業省令、船舶に設置する原子炉については総理府令、運輸省令）で定めるところにより、原子炉の運転計画を作成し、内閣総理大臣（発電の用に供する原子炉については内閣総理大臣及び通商産業大臣、船舶に設置する原子炉については内閣総理大臣及び運輸大臣）に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

（合併）

- 第三十一条 原子炉設置者である法人の合併の場合（原子炉設置者である法人と原子炉設置者でない法人が合併する場合において、原子炉設置者である法人が存続するときは除く。）において当該合併について内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により

設立された法人は、原子炉設置者の地位を承継する。

2 第二十四条第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに第二十五条の規定は、前項の認可に準用する。

（相続）

第三十二条 原子炉設置者について相続があつたときは、相続人は、原子炉設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により原子炉設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

（許可の取消等）

第三十三条 内閣総理大臣は、原子炉設置者が正当な理由がないのに、総理府令で定める期間内に原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、第二十三条第一項の許可を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、原子炉設置者が次の各号の一に該当するときは、第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて原子炉の運転の停止を命ずることができぬ。

一 原子炉施設の保全

二 原子炉の運転

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄

（施設の使用の停止等）

第三十六条 内閣総理大臣は、原子炉施設の保全若しくは原子炉の運転又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条の規定に基く総理府令の規定に違反していると認めるときは、日本原子力研究所又は原子炉設置者に対し、原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

（保安規定）

第三十七条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、総理府令で定めるところにより、保安規定を定め、原子炉の運転開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止上十

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（一六六）

一 第二十五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 第二十六条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けなかったとき。

三 第三十六条の規定による命令に違反したとき。

四 第三十七条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三条の規定による命令に違反したとき。

六 第六十二条第一項の条件に違反したとき。

（記録）

第三十四条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、総理府令で定めるところにより、原子炉の運転その他原子炉施設の使用に関し総理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶又は原子炉設置者の事務所）に備えて置かなければならぬ。

（保安のために講ずべき措置）

第三十五条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、次の事項について、総理府令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

分でないとき認めるときは、前項の認可をしてはならぬ。

3 内閣総理大臣は、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止のため必要があると認めるときは、日本原子力研究所又は原子炉設置者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 日本原子力研究所及び原子炉設置者並びにその従業者は、保安規定を守らなければならない。

（原子炉の解体）

第三十八条 日本原子力研究所及び原子炉設置者（第六十条第一項に規定する者のうち原子炉設置者に係る者を含む。以下次項において同じ。）は、原子炉を解体しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、日本原子力研究所又は原子炉設置者に対し、原子炉の解体の方法の指定、核燃料物質による汚染の除去その他核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

（原子炉の譲受等）

第三十九条 日本原子力研究所又は原子炉設置者からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設（原子炉を設置した船舶を含む。以下第四項において同じ。）を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、日本原子力研究所が原子炉設置者からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設を譲り受ける場合は、この限りでない。

2 日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者（原子炉設置者を除く。）からその所有する船舶で原子炉を設置したものを譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

3 第二十四条及び第二十五条の規定は、前二項の許可に準用する。

4 第一項の許可を受けて原子炉設置者からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者は、当該原子炉に係る原子炉設置者の地位を承継する。

5 第一項の許可を受けて日本原子力研究所からその設置

ばならない。これを解任したときも、同様とする。

（原子炉主任技術者免状）

第四十一条 科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対し、原子炉主任技術者免状を交付する。

一 科学技術庁長官の行う原子炉主任技術者試験に合格した者

二 科学技術庁長官が、政令で定めるところにより、原子炉に関し前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有すると認める者

2 科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対しては、原子炉主任技術者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により原子炉主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることなくつた後、二年を経過していない者

3 科学技術庁長官は、原子炉主任技術者免状の交付を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（一六六）

した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者及び第二項の許可を受けて原子炉を設置した船舶を譲り受けた者は、原子炉設置者とみなす。この場合において、第二十六条第一項中「同条第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項」とあり、又は同条第二項中「第二十三条第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項」とあるのは「政令で定める事項」と、第十三条及び第六十五条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは、第一項の許可を受けた者にあつては「第三十九条第一項」と、第二項の許可を受けた者にあつては「第三十九条第二項」と読み替えるものとする。

（原子炉主任技術者）

第四十条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、原子炉の運転に関して保安の監督を行わせるため、総理府令で定めるところにより、次条第一項の原子炉主任技術者免状を有する者のうちから、原子炉主任技術者を選任しなければならない。

2 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、前項の規定により原子炉主任技術者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければ

の規定に違反したときは、その原子炉主任技術者免状の返納を命ずることができる。

4 第一項第一号の原子炉主任技術者試験の課目、受験手続その他原子炉主任技術者試験の実施細目並びに原子炉主任技術者免状の交付及び返納に関する手続は、総理府令で定める。

（原子炉主任技術者の義務等）

第四十二条 原子炉主任技術者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 原子炉の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

（原子炉主任技術者の解任命令）

第四十三条 内閣総理大臣は、原子炉主任技術者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、日本原子力研究所又は原子炉設置者に対し、原子炉主任技術者の解任を命ずることができる。

第五章 再処理の事業に関する規制

（事業の制限）

第四十四条 原子燃料公社以外の者は、再処理の事業を行つてはならない。ただし、日本原子力研究所が日本原子

力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）第二十二條第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合は、この限りでない。

（設計及び工事の方法の認可）

第四十五条 原子燃料公社は、総理府令で定めるところにより、再処理設備及びその附属施設（以下「再処理施設」という。）の工事に着手する前に、再処理施設に関する設計及び工事の方法について内閣総理大臣の認可を受けなければならない。再処理施設を変更する場合における当該再処理施設についても、同様とする。

2 原子燃料公社は、前項の認可を受けた再処理施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が総理府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

（施設検査）

第四十六条 原子燃料公社は、総理府令で定めるところにより、再処理施設の工事について内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、再処理施設を使用してはならない。再処理施設を変更する場合における当該

された物若しくはこれらによつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条の規定に基く総理府令の規定に違反していると認めるときは、原子燃料公社に対し、再処理施設の使用の停止、改造、修理又は移転、再処理設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

（保安規定）

第五十条 原子燃料公社は、総理府令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、保安規定が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 内閣総理大臣は、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるときは、原子燃料公社に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 原子燃料公社及びその従業者は、保安規定を守らな

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（一六六）

該再処理施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、再処理施設の工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われているときは、合格とする。

（記録）

第四十七条 原子燃料公社は、総理府令で定めるところにより、再処理の事業の実施に関し総理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

（保安のために講ずべき措置）

第四十八条 原子燃料公社は、次の事項について、総理府令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 再処理施設の保全
- 二 再処理設備の操作
- 三 使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄

（施設の使用の停止等）

第四十九条 内閣総理大臣は、再処理施設の保全若しくは再処理設備の操作又は使用済燃料、使用済燃料から分離

ればならない。

（準用規定）

第五十一条 第四十五条から前条までの規定は、日本原子力研究所が日本原子力研究所法第二十二條第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合に準用する。

第六章 核燃料物質の使用等に関する規制

（使用の許可）

第五十二条 核燃料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 原子燃料公社及び製錬事業者が核燃料物質を製錬の事業の用に供する場合
- 二 原子燃料公社及び加工事業者が核燃料物質を加工の事業の用に供する場合
- 三 日本原子力研究所及び原子炉設置者が核燃料物質を原子炉に燃料として使用する場合
- 四 原子燃料公社及び日本原子力研究所が核燃料物質を再処理の事業の用に供する場合（日本原子力研究所にあつては、日本原子力研究所法第二十二條第二項の認

可を受けて再処理の事業を行う場合に限る。）

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的及び方法

三 核燃料物質の種類

四 使用の場所

五 予定使用期間及び年間（予定使用期間が一年に満たない場合にあつては、その予定使用期間）予定使用量

六 核燃料物質の使用施設（以下単に「使用施設」という。）の位置、構造及び設備

七 核燃料物質の貯蔵施設（以下単に「貯蔵施設」という。）の位置、構造及び設備

八 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄施設（以下単に「廃棄施設」という。）の位置、構造及び設備

（許可の基準）

第五十三条 内閣総理大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合して

の一に該当する者のあるもの

（変更の許可及び届出）

第五十五条 第五十二条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、同条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 使用者は、第五十二条第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 第五十三条の規定は、第一項の許可に準用する。

（許可の取消等）

第五十六条 内閣総理大臣は、使用者が次の各号の一に該当するときは、第五十二条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて核燃料物質の使用の停止を命ずることができる。

一 第五十四条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 前条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（一六六）

いと認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その許可をすることによつて原子力の研究、開発又は利用が促進されることが明らかであること。

三 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。

（許可の欠格条項）

第五十四条 次の各号の一に該当する者には、第五十二条第一項の許可を与えない。

一 第五十六条の規定により第五十二条第一項の許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることなくつた後、二年を経過していない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちの前各号

三 次条から第六十条までの技術上の基準に違反したとき。

四 第六十二条第一項の条件に違反したとき。

（使用の基準）

第五十七条 使用者は、核燃料物質を使用する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

（廃棄の基準）

第五十八条 使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する場合には、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

（運搬の基準）

第五十九条 使用者及び原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者から運搬を委託された者は、核燃料物質を運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、総理府令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運輸省令）で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

（保管の基準）

第六十条 使用者及び原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者から保管を委託された者は、核燃料物質を保管する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

（譲渡及び譲受の制限）

第六十一条 核燃料物質は、次の各号の一に該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、条約その他の国際約束に基づき国が核燃料物質を譲り受け、若しくはその核燃料物質を譲り渡し、又は国からその核燃料物質を譲り受ける場合は、この限りでない。

- 一 原子燃料公社が日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合
- 二 日本原子力研究所が原子燃料公社、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合
- 三 製錬事業者が原子燃料公社、日本原子力研究所、加

により、核燃料物質を譲り渡し、又はその核燃料物質を譲り受ける場合

第七章 雑則

（指定又は許可の条件）

第六十二条 この法律に規定する指定又は許可には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、指定又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、指定又は許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（事故届）

第六十三条 原子燃料公社及び日本原子力研究所並びに製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者及び使用者（第六十六条第一項に規定する者を含む。以下次条第一項において同じ。）並びにこれらの者から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃料物質（使用済燃料を含む。以下次条第一項及び第三項並びに第六十六条第一項及び第四項において同じ。）について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

核原料物質核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（一六六）

加工事業者、原子炉設置者、使用者若しくは他の製錬事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

四 加工事業者が原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、原子炉設置者、使用者若しくは他の加工事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

五 原子炉設置者が原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、使用者若しくは他の原子炉設置者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

六 使用者が原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは他の使用者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から第五十二条第一項の許可（第五十五条第一項の許可を含む。）を受けた種類の核燃料物質を譲り受ける場合

七 原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者が核燃料物質を輸出し、又は輸入する場合

八 第六十六条第一項の規定に基づく命令で定めるところ

（危険時の措置）

第六十四条 原子燃料公社及び日本原子力研究所並びに製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者及び使用者並びにこれらの者から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃料物質又は原子炉に関し、地震、火災その他の災害が起つたことにより、核燃料物質又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、命令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の場合において、核燃料物質又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、製錬施設、加工施設、原子炉施設、再処理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質の所在場所の変更その他核燃料物質又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（事業の廃止等の届出）

第六十五条 製錬事業者若しくは加工事業者がその事業を、

廃止し、原子炉設置者が当該許可に係る原子炉のすべての運転を廃止し、又は使用者が当該許可に係る核燃料物質のすべての使用を廃止したときは、その製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者は、命令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしたときは、第三条第一項の指定又は第十三条第一項、第二十三条第一項若しくは第五十二条第一項の許可は、その効力を失う。

3 製錬事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたとき、加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八条第一項若しくは第十九条第一項の規定による承継がなかつたとき、又は原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項の規定による承継がなかつたときは、それぞれその清算人若しくは破産管財人又は相続人に代つて相続財産を管理する者は、命令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 使用者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者は、命令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
（指定又は許可の取消、事業の廃止等に伴う措置）

第六十六条 第十条の規定により指定を取り消された製錬事業者、第二十条、第三十三条若しくは第五十六条の規定により許可を取り消された加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者又は前条第一項、第三項若しくは第四項の規定により届出をしなければならない者は、命令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、核燃料物質による汚染を除去し、又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならない。

2 第五十八条の規定は、前項に規定する者が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する場合に、第五十九条及び第六十条の規定は、同項に規定する者及びこれらの者から運搬又は保管を委託された者が核燃料物質を運搬し、又は保管する場合に準用する。

3 第一項に規定する者は、指定若しくは許可を取り消された日、製錬若しくは加工の事業を廃止した日、原子炉のすべての運転若しくは核燃料物質のすべての使用を廃止した日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者が解散し、若しくは死亡した日からそれぞれ三十日以内に、同項の規定により講じた措置を主務大臣に報告しなければならない。

4 主務大臣は、第一項に規定する者の講じた措置が適切でないとき、同項に規定する者に対し、核燃料物質又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（報告徴収）

第六十七条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第六十八条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、原子燃料公社、日本原子力研究所、

核原料物質核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（一六六）

製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者の事務所又は工場若しくは事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（聴聞）

第六十九条 主務大臣が第十条、第二十条、第三十三条又は第五十六条の規定による処分をする場合及び科学技術庁長官が第四十一条第三項の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対して、相当の期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に

対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（訴願）

第七十条 この法律の規定（第四十一条を除く。）による主務大臣の処分に対して不服のある者は、処分の日から三十日以内に、主務大臣に訴願することができる。

2 第四十一条第一項から第三項までの規定による科学技術庁長官の処分に対して不服のある者は、処分の日から三十日以内に、内閣総理大臣に訴願することができる。

（通商産業大臣又は運輸大臣の同意等）

第七十一条 主務大臣は、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第三十一条第一項、第三十三条又は第三十九条第一項若しくは第二項の規定による処分をする場合においては、あらかじめ、発電の用に供する原子炉に係るものについては通商産業大臣、船舶に設置する原子炉（原子炉を設置する船舶を含む。）に係るものについては運輸大臣の同意を得なければならない。

2 通商産業大臣又は運輸大臣は、前項の同意を求められた事項に關し特に調査する必要があると認める場合においては、当該原子炉設置者（第二十三条第一項又は第三

十九条第一項若しくは第二項の許可の申請者を含む。）から必要な報告を徴し、又はその職員に、当該原子炉設置者の事務所若しくは工場若しくは事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

3 第六十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

4 主務大臣は、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第三項、第三十八条第二項、第四十三条、第六十四条第三項若しくは第六十六条第四項の規定による処分をし、又は第二十六条第二項若しくは第三項、第三十二条第二項、第三十八条第一項、第四十条第二項若しくは第六十五条第一項若しくは第三項の規定による届出若しくは第六十六条第三項の報告を受理した場合において、その処分又は届出若しくは報告が、発電の用に供する原子炉に係るものであるときは通商産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものであるときは運輸大臣に対し、遅滞なく、その処分の内容を通報し、又はその届出若しくは報告の写を送付しなければならない。

については、適用しない。

（主務大臣）

第七十四条 この章における主務大臣は、製錬事業者に係る事項については内閣総理大臣及び通商産業大臣、その他の事項については内閣総理大臣とする。

（手数料の納付）

第七十五条 次の各号の一に掲げる者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

- 一 第三条第一項の指定を受けようとする者
- 二 第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けようとする者
- 三 第二十七条又は第四十五条（第五十一条において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする者
- 四 第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第四十六条第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者
- 五 第四十一条第一項第一号の原子炉主任技術者試験を受けようとする者

（国家公安委員会等に対する連絡）

第七十二条 主務大臣は、第三条第一項の指定をし、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の許可をし、第十条の規定により指定を取り消し、第二十条、第三十三条若しくは第五十六条の規定により許可を取り消し、又は第六十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定による届出を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

（適用除外）

第七十三条 第二十七条から第二十九条までの規定は、電氣に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法（昭和六年法律第六十一号）及び同法に基く命令の規定による検査又は船舶安全法（昭和八年法律第十一号）及び同法に基く命令の規定による検査を受けるべき原子炉施設

核原料物質核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（一六六）

六 原子炉主任技術者免状の再交付を受けようとする者
（国に対する適用）

第七十六条 この法律の規定は、第七十条及び前条並びに次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「指定」、「許可」とあるのは、「承認」とする。

第八章 罰則

第七十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条第一項の指定を受けずに製錬の事業を行つた者
- 二 第十条第二項又は第二十条第二項の規定による事業の停止の命令に違反した者
- 三 第十三条第一項の許可を受けずに加工の事業を行つた者
- 四 第二十三条第一項の許可を受けずに原子炉を設置した者
- 五 第三十三条第二項の規定による原子炉の運転の停止の命令に違反した者

六 第三十九条第一項の許可を受けずに原子炉若しくは原子炉を含む一体としての施設（原子炉を設置した船舶を含む。）を譲り受け、又は同条第二項の許可を受けずに原子炉を設置した船舶を譲り受けた者

七 第四十四条の規定に違反した者

八 第五十二条第一項の許可を受けずに核燃料物質を使用した者

九 第五十六条の規定による核燃料物質の使用の停止の命令に違反した者

第七十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けずに第三条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更した者
- 二 第十六条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けずに第十三条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更した者
- 三 第二十六条第十項の規定により許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けずに第二

十三条第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項を変更した者

- 四 第二十九条第一項の規定に違反して原子炉施設を使用した者
- 五 第四十条第一項の規定に違反した者
- 六 第四十六条第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して再処理施設を使用した者
- 七 第五十五条第一項の許可を受けずに第五十二条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第八号までに掲げる事項を変更した者
- 八 第六十一条の規定に違反した者
- 九 第六十四条第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

る場合を含む。）の規定による命令に違反した者

三 第三十六条又は第四十九条（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四 第三十八条第一項の規定による届出をしないで原子炉を解体し又は同条第二項の規定による命令に違反した者

五 第五十七条、第五十八条（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、又は第六十条（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六 第六十二条第一項の条件に違反した者

七 第六十六条第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反した者

第八十条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項又は第五十条第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十二条第三項、第二十二條第三項、第三十七條第三項又は第五十条第三項（第五十一条において準用す

一 第十一条、第二十一条、第三十四条又は第四十七条（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつた者

二 第六十三条若しくは第六十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第六十七条の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第六十八条第一項の規定による立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第八十二条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

- 一 第七条若しくは第十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第四十条第二項の規定による届出を怠つた者
- 四 正当な理由なく、第四十一条第三項の規定による命令に違反して原子炉主任技術者免状を返納しなかつた者

五 第六十六条第三項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第八十三条 第六条第二項、第九条第二項、第十六条第二項、第十九条第二項、第二十六条第二項若しくは第三項、第三十二条第二項又は第五十五条第二項の規定による届出を怠つた者は、五千円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十一条第一項及び第四項並びに第七十五条第五号及び第六号の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に製錬の事業を行つてい

る旨又は指定をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

2 前項の規定により引き続き製錬の事業を行うことができる者のうち、同項前段に規定する期間内に第三条第一項の指定の申請をしない者又はその期間内に同項の指定の申請をした者で指定をしない旨の通知を受けたものは、その事業を廃止したときは、廃止の日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣及び通商産業大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定により引き続き製錬の事業を行うことができる者のうち、同項前段に規定する期間内に第三条第一項の指定の申請をした者で指定をする旨の通知を受けたものに第十二条第一項の規定を適用する場合には、同項中「事業開始前に」とあるのは、「指定を受けた日から三十日以内」とする。

第三条 この法律の施行の際現に日本原子力研究所が設置している原子炉施設については、第二十七条から第二十九条までの規定は、適用しない。

2 この法律の施行の際現に日本原子力研究所が設置している原子炉施設について、日本原子力研究所に第三十七

核原料物質核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（一六六）

条第一項の規定を適用する場合には、同項中「原子炉の運転開始前に」とあるのは、「この法律の施行の日から、三十日以内」とする。

第四条 この法律の施行の際現に核燃料物質を使用している者は、附則第二条第一項に規定する場合及び日本原子力研究所がこの法律の施行の際現に設置している原子炉に核燃料物質を燃料として使用する場合を除き、この法律の施行の日から起算して三十日間は、第五十二条第一項の許可を受けないでも、引き続き核燃料物質を使用することができる。その者が、その期間内に核燃料物質の使用について同項の許可の申請をした場合において、許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

2 前項の規定により引き続き核燃料物質を使用することができる者のうち、同項前段に規定する期間内に第五十二条第一項の許可の申請をしない者又はその期間内に同項の許可の申請をした者で許可をしない旨の通知を受けたものは、核燃料物質の使用を廃止したときは、廃止の日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五条 附則第二条第二項又は前条第二項の規定により届出をしなければならぬ者は、総理府令、通商産業省令又は総理府令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、核燃料物質による汚染を除去し、又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならない。この場合において、内閣総理大臣及び通商産業大臣（前条第二項に係る場合にあつては、内閣総理大臣）は、これらの者の講じた措置が適切でないときは、これらの者に対し、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第六条 この法律の施行の際現に核燃料物質を所有している者（日本原子力研究所並びに附則第二条第一項の規定により引き続き製錬の事業を行うことができる者で第三条第一項の指定を受けたもの及び附則第四条第一項の規定により引き続き核燃料物質を使用することができる者で第五十二条第一項の許可を受けたものを除く。）が、総理府令で定めるところにより、その際所有する核燃料物質を原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、

加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者に譲り渡し、又はこれらの者が、その核燃料物質を譲り受ける場合には、第六十一条の規定は、適用しない。

第七条 前五条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第八条 附則第二条第二項又は附則第四条第二項の規定による届出を怠つた者は、一万円以下の罰金に処する。

2 附則第五条前段の規定に違反し、又は同条後段の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

（科学技術庁設置法の一部改正）

第九条 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）に基く内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。

（核原料物質開発促進臨時措置法の一部改正）

第十条 核原料物質開発促進臨時措置法（昭和三十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この法律で核原料物質とは、ウラン鉱及びトリウム鉱をいう。

（原子燃料公社法の一部改正）

第十一条 原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 核燃料物質の再処理を行うこと。

第十九条第二項中「前項第六号」を「前項第七号」に改める。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

（昭和三十一年六月十日
法律第六十七号）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 使用及び販売の業の許可（第三条―第十二条）
- 第三章 使用者、販売業者等の義務（第十三条―第三十条）
- 第四章 放射線取扱主任者（第三十四条―第三十八条）
- 第五章 放射線審議会（第三十九条―第四十一条）
- 第六章 雑則（第四十二条―第五十条）
- 第七章 罰則（第五十一条―第五十九条）
- 附則
- 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（一六七）

八十六号)の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売その他の取扱並びに放射性同位元素装備機器及び放射線発生装置の使用を規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「放射線」とは、原子力基本法

第三条第五号に規定する放射線をいう。

2 この法律において「放射性同位元素」とは、りん三十
二、コバルト六十等放射線を放出する同位元素及びその
化合物並びにこれらの含有物で政令で定めるものをい
う。

3 この法律において「放射性同位元素装備機器」とは、
放射線照射装置等放射性同位元素を装備している機器で
政令で定めるものをいう。

4 この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロ
トロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することによ
り放射線を生じさせる装置で政令で定めるものをいう。

第二章 使用及び販売の業の許可
(使用の許可)

第三条 放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放
射線発生装置を使用しようとする者は、政令で定めると
ころにより、科学技術庁長官の許可を受けなければなら
ない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載し
た申請書を科学技術庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その
代表者の氏名

二 放射性同位元素の種類及び数量又は放射性同位元素
装備機器若しくは放射線発生装置の種類、台数及び性
能

三 使用の目的及び方法

四 使用の場所

五 放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射
線発生装置を使用し、又は設置する施設(以下単に「使
用施設」という。)の位置、構造、構造及び設備

六 放射性同位元素を貯蔵する施設(以下単に「貯蔵施
設」という。)の位置、構造、設備及び貯蔵能力

七 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染さ
れた物を廃棄する施設(以下単に「廃棄施設」という。)

の位置、構造及び設備

(販売の業の許可)

第四条 放射性同位元素を業として販売しようとする者
は、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可
を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載し
た申請書を科学技術庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その
代表者の氏名

二 放射性同位元素の種類

三 販売所の所在地

四 放射性同位元素の詰替をする施設(以下単に「詰替
施設」という。)の位置、構造及び設備

五 貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力

六 廃棄施設の位置、構造及び設備

(欠格条項)

第五条 次の各号の一に該当する者には、第三条第一項又
は前条第一項の許可を与えない。

一 第二十六条の規定により許可を取り消され、取消の
日から二年を経過していない者

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（一六七）

二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、
罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行
を受けることになつた後、二年を経過していない
者

三 禁治産者

四 白痴者又は精神病患者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうちの前各号
の一に該当する者のあるもの
(使用の許可の基準)

第六条 科学技術庁長官は、第三条第一項の許可の申請が
あつた場合においては、その申請が次の各号に適合して
いると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 使用施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術
上の基準に適合するものであること。

二 貯蔵施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術
上の基準に適合するものであること。

三 廃棄施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術
上の基準に適合するものであること。

四 その他放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又
は放射線発生装置による放射線障害の発生するおそれ

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（一六七）
がないこと。

九七四

（販売の業の許可の基準）

第七条

科学技術庁長官は、第四条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 詰替施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 二 貯蔵施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 三 廃棄施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 四 その他放射性同位元素による放射線障害の発生するおそれがないこと。

（許可の条件）

第八条

第三条第一項又は第四条第一項の許可には、条件を附することができる。

- 2 前項の条件は、放射線障害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。

（許可証）

第九条

科学技術庁長官は、第三条第一項又は第四条第一項の許可をしたときは、許可証を交付する。

- 2 第三条第一項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。
- 一 許可の年月日及び許可の番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 使用の目的
- 四 放射性同位元素の種類及び数量又は放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置の種類、台数及び性能
- 五 使用の場所
- 六 貯蔵施設の貯蔵能力
- 七 許可の条件

- 3 第四条第一項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。
- 一 許可の年月日及び許可の番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 放射性同位元素の種類
- 四 販売所の所在地

五 貯蔵施設の貯蔵能力
六 許可の条件

4 許可証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
（使用施設等の変更）

第十条

第三条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、同条第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、許可証を添えてその旨を科学技術庁長官に届け出て、許可証の訂正を受けなければならぬ。

- 2 使用者は、第三条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可を受けなければならない。

3 第六条及び第八条の規定は、前項の許可に準用する。

4 第二項の規定により変更の許可を受けた使用者で許可証に記載された事項に変更を生じたものは、その許可を受けた日から三十日以内に、許可証を科学技術庁長官に提出し、訂正を受けなければならない。

（詰替施設等の変更）

第十一条

第四条第一項の許可を受けた者（以下「販売業
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（一六七）

者」という。）は、同条第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、許可証を添えてその旨を科学技術庁長官に届け出て、許可証の訂正を受けなければならない。

- 2 販売業者は、第四条第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可を受けなければならない。

3 第七条及び第八条の規定は、前項の許可に準用する。

4 第二項の規定により変更の許可を受けた販売業者で許可証に記載された事項に変更を生じたものは、その許可を受けた日から三十日以内に、許可証を科学技術庁長官に提出し、訂正を受けなければならない。

（許可証の再交付）

第十二条

使用者及び販売業者は、許可証をよごし、損じ、又は失つたときは、総理府令で定めるところにより、科学技術庁長官に申請し、その再交付を受けることができる。

第三章 使用者、販売業者等の義務

（使用施設等の基準適合義務）

九七五

第十三条 使用者は、その使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設

の位置、構造及び設備を第六条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 販売業者は、その詰替施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第七条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

（使用施設等の基準適合命令）

第十四条 科学技術庁長官は、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設

の位置、構造又は設備が第六条第一号、第二号又は第三号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、使用者に対し、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。

2 科学技術庁長官は、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造又は設備が第七条第一号、第二号又は第三号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、販売業者に対し、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。

軽車両による運搬については、運輸省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

（廃棄の基準）

第十九条 使用者及び販売業者は、放射性同位元素又は放射

性同位元素によつて汚染された物を廃棄する場合には、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

（測定）

第二十条 使用者及び販売業者は、総理府令で定めるところ

により、放射線障害の発生するおそれのある場所について、放射線量率、粒子束密度及び放射性同位元素による汚染の状況を測定してその結果を記録し、かつ、これを保存しなければならない。

2 使用者及び販売業者は、総理府令で定めるところにより、使用施設、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入った者について、その者の受けた放射線量、粒子束密度の時間積分量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定してその結果を記録し、かつ、これを保存しなければならない。

（放射線障害予防規定）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（一六七）

（使用の基準）

第十五条 使用者は、放射性同位元素、放射性同位元素装

備機器又は放射線発生装置を使用する場合には、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

（詰替の基準）

第十六条 使用者及び販売業者（第三十条第二号から第四号までに規定する者を含む。以下次条から第十九条までにおいて同じ。）は、放射性同位元素の詰替をする場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

（保管の基準）

第十七条 使用者及び販売業者は、放射性同位元素を保管する場合には、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

（運搬の基準）

第十八条 使用者及び販売業者並びにこれらの者から運搬を委託された者は、放射性同位元素を運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、総理府令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び

第二十一条

使用者及び販売業者は、放射線障害の発生を防止するため、総理府令で定めるところにより、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置の使用又は放射性同位元素の販売の業を開始する前に、放射線障害予防規定を作成し、科学技術庁長官に届けなければならない。

2 科学技術庁長官は、放射線障害の発生を防止するために必要があると認めるときは、使用者又は販売業者に対し、放射線障害予防規定の変更を命ずることができる。

3 使用者及び販売業者は、放射線障害予防規定を変更したときは、変更の日から三十日以内に、科学技術庁長官に届けなければならない。

（教育訓練）

第二十二条 使用者及び販売業者は、使用施設、詰替施設、

貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者に対し、放射線障害予防規定の周知その他放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。

（放射線障害者の発見）

第二十三条 使用者及び販売業者は、総理府令で定めるところ

により、使用施設、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設

設に立ち入る者に対し、放射線障害が発生しているかどうかを発見するために必要な措置を講じなければならない。

（放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置）

第二十四条 使用者及び販売業者は、総理府令で定めるところにより、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、使用施設、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設への立入の制限その他保健上必要な措置を講じなければならない。

（記帳義務）

第二十五条 使用者は、総理府令で定めるところにより、帳簿を備え、次の事項を記載しなければならない。

- 一 放射性同位元素の使用、保管又は廃棄に関する事項
- 二 放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置の使用に関する事項
- 三 放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄に関する事項
- 四 その他放射線障害の防止に関し必要な事項

販売業者は、総理府令で定めるところにより、帳簿を

九条の技術上の基準に違反した場合

六 第二十条、第二十三条、第二十四条又は前条の規定に違反した場合

七 第二十九条第一号、第二号若しくは第三号又は第三十条第一号の規定に違反した場合

八 第三十四条第一項又は第三十七条第一項及び第二項の規定に違反した場合

九 第三十八条の規定による命令に違反した場合
（使用の廃止等の届出）

第二十七条 前条に規定する場合を除き、使用者が放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置のすべての使用を廃止したとき、又は販売業者がその業を廃止したときは、その使用者又は販売業者は、総理府令で定めるところにより、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしたときは、第三条第一項又は第四条第一項の許可は、その効力を失う。

3 使用者若しくは販売業者が死亡し、又は法人である使用者若しくは販売業者が解散したときは、その相続人若しくは相続人に代つて、相続財産を管理する者又は清算

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（一六七）

備え、放射性同位元素の販売、保管又は廃棄に関する事項並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 前二項の帳簿は、総理府令で定めるところにより、保存しなければならない。

（許可の取消等）

第二十六条 科学技術庁長官は、使用者又は販売業者が次の各号の一に該当する場合は、第三条第一項若しくは第四条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置の使用若しくは放射性同位元素の販売の停止を命ずることができる。

- 一 第五条第二号から第五号までの一に該当するに至つた場合
- 二 第八条第一項の条件に違反した場合
- 三 第十条第二項又は第十一条第二項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかった場合
- 四 第十四条の規定による命令に違反した場合
- 五 第十五条、第十六条、第十七条、第十八条又は第十

人、破算管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、総理府令で定めるところにより、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

（許可の取消、使用の廃止等に伴う措置）

第二十八条 第二十六条の規定により許可を取り消された使用者若しくは販売業者又は前条第一項若しくは第三項の規定により届出をしなければならない者は、総理府令で定めるところにより、その所有する放射性同位元素を使用者若しくは販売業者に譲り渡し、放射性同位元素による汚染を除去し、又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならない。

2 前項に規定する者は、許可を取り消された日若しくは放射性同位元素の使用を廃止し、若しくは販売の業を廃止した日又は使用者若しくは販売業者が死亡し、若しくは法人である使用者若しくは販売業者が解散した日からそれぞれ三十日以内に、同項の規定により講じた措置を科学技術庁長官に報告しなければならない。

3 科学技術庁長官は、第一項に規定する者の講じた措置

が適切でないとき、同項に規定する者に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（譲渡及び譲受の制限）

第二十九条 放射性同位元素は、次の各号の一に該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

一 使用者又は販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を他の使用者又は販売業者に譲り渡す場合

二 使用者又は販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素をその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受ける場合

三 販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を輸出する場合

四 第二十六条の規定により許可を取り消された使用者又は販売業者がその許可を取り消された日に所有していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、使用者又は販売業者に譲り渡す場合

五 第二十七条第一項の規定により届出をしなければならぬ者が放射性同位元素の使用又は販売の業を廃止

しない者が放射性同位元素の使用又は販売の業を廃止した日に所持していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、所持する場合

四 第二十七条第三項の規定により届出をしなければならぬ者が、使用者若しくは販売業者が死亡し、又は法人である使用者若しくは販売業者が解散した日に使用者又は販売業者が所持していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、所持する場合

五 前各号に掲げる者から放射性同位元素の運搬を委託された者がその委託を受けた放射性同位元素を所持する場合

六 前各号に掲げる者の従業者がその職務上放射性同位元素を所持する場合

（取扱の制限）

第三十一条 何人も、十八歳未満の者又は精神障害者（精神衛生法（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三条に規定する精神障害者をいう。）に放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の取扱をさせてはならない。

2 何人も、前項に掲げる者に放射性同位元素装備機器又

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（一六七）

した日に所有していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、使用者又は販売業者に譲り渡す場合

六 第二十七条第三項の規定により届出をしなければならぬ者が、使用者若しくは販売業者が死亡し、又は法人である使用者若しくは販売業者が解散した日にその使用者又は販売業者が所有していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、使用者又は販売業者に譲り渡す場合

（所持の制限）

第三十条 放射性同位元素は、法令に基く場合又は次の各号の一に該当する場合のほか、所持してはならない。

一 使用者又は販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素をその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持する場合

二 第二十六条の規定により許可を取り消された使用者又は販売業者がその許可を取り消された日に所持していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、所持する場合

三 第二十七条第一項の規定により届出をしなければならぬ者が放射性同位元素の使用又は販売の業を廃止

しない者が放射性同位元素の使用又は販売の業を廃止

した日に所持していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、所持する場合

（事故届）

第三十二条 使用者及び販売業者（第三十条第二号から第四号までに規定する者を含む。以下次条において同じ。）並びにこれらの者から運搬を委託された者は、その所持する放射性同位元素について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官に届け出なければならない。

（危険時の措置）

第三十三条 使用者及び販売業者並びにこれらの者から運搬を委託された者は、その所持する放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置に関し、地震、火災その他の災害が起つたことにより、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、総理府令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官